

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 13 集

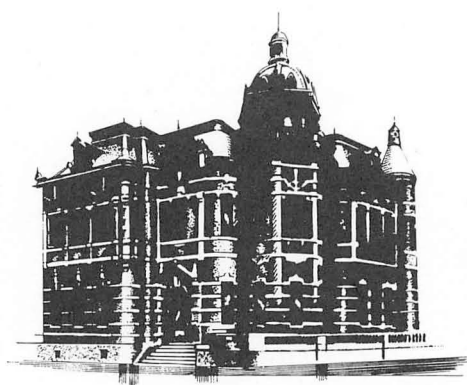
1 9 8 9

福 岡

福岡市立歴史資料館

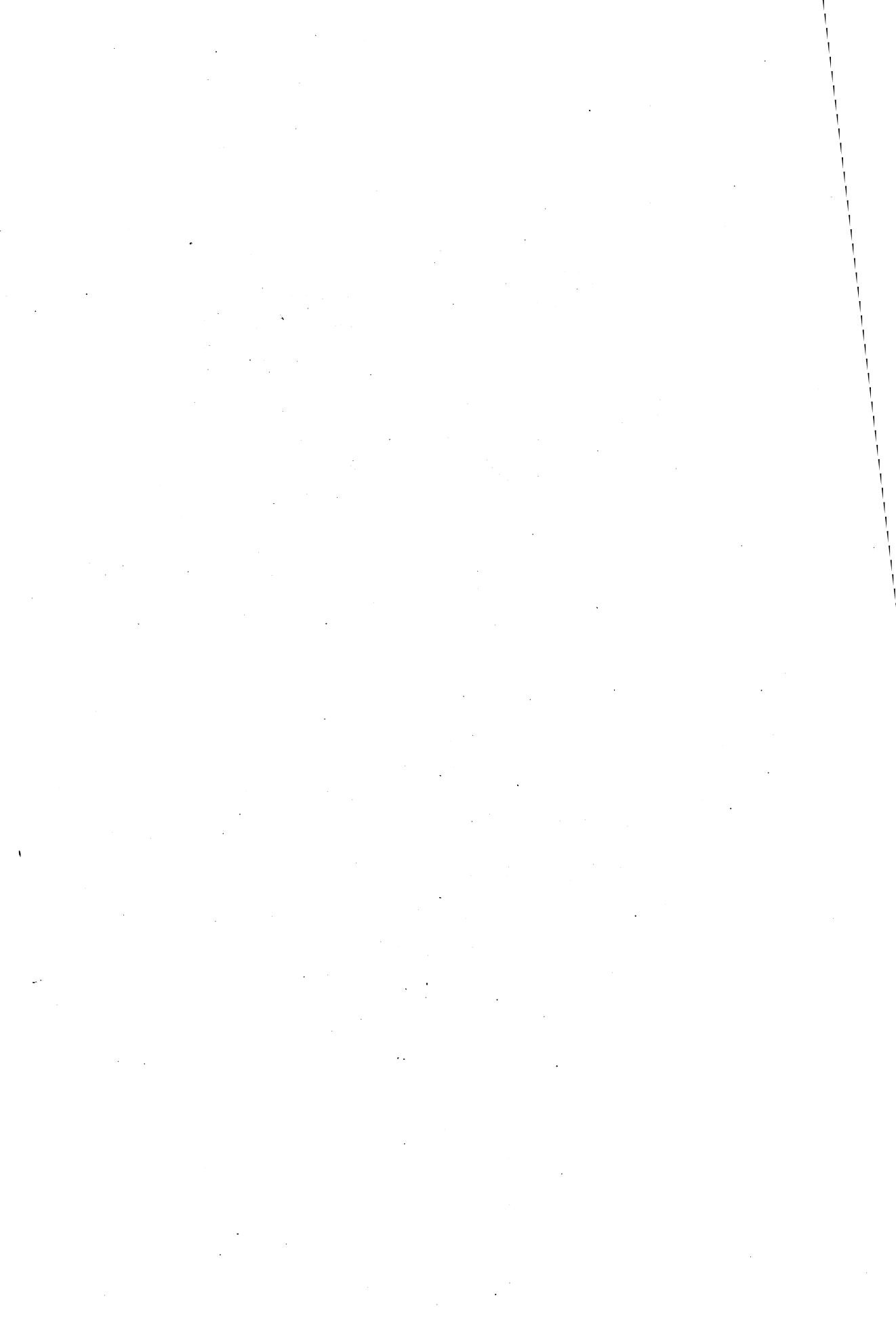
研 究 報 告

第 13 集



1 9 8 9

福 岡



序

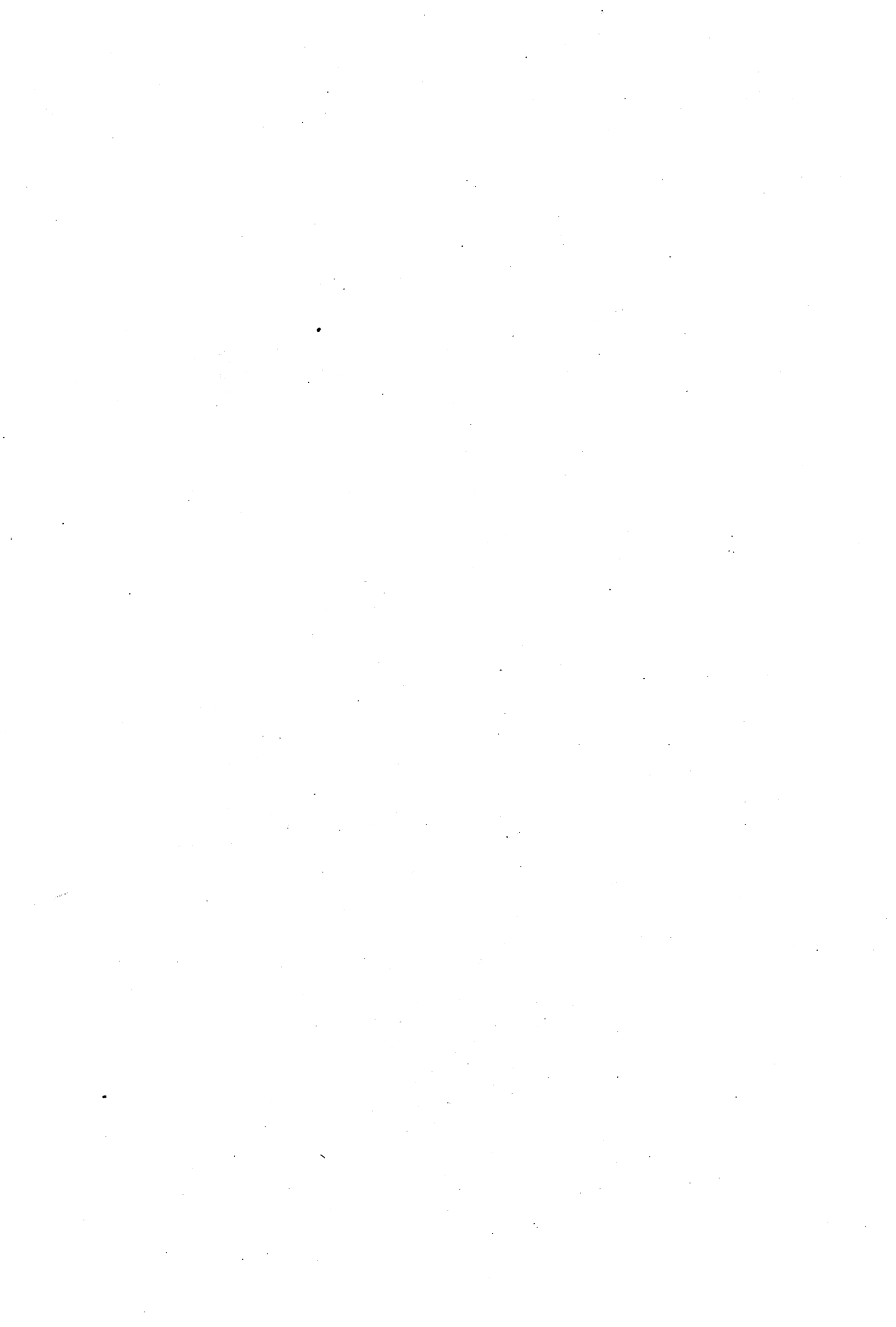
当歴史資料館における展示・資料収集活動は、歴史・民俗・考古の各分野にわたっており、その基礎となるのが調査研究であります。その成果を公表する研究報告も今回で第一三集になりました。

今回の研究報告第一三集における「筑前五ヶ浦廻船の諸記録」は、筑前五ヶ浦廻船の基本的な資料についてその大略を述べ、代表的な記録を紹介したものであり、「中国出土王莽銭に関する覚書」は、中国における王莽銭の出土例をとりあげ、日本にもたらされた王莽銭の年代観を再検討したものであります。

今後とも館活動の活発化のため努力していきたいと存じます。皆様の御批判と御指導をお願い申し上げます。

平成元年三月三十一日

館長 濱地 政右衛門



目次

筑前五ヶ浦廻船の諸記録……………高田茂廣……………1

中国出土王莽錢に関する覚書……………塩屋勝利……………31

筑前五ヶ浦廻船の諸記録

高 田 茂 廣

一 はじめに

筆者が「五ヶ浦廻船」という名称にはじめて接したのは昭和四七年の頃であった。当時『能古島物語』の執筆を終えて、能古島の歴史上最大の事績が近世の海運業であったことを知り、その跡を探ってみたいと思っていたとき、かつて能古島の廻船業者であった前田滝郎氏の家の蔵の二階から一冊の書冊を発見し、その中から「五ヶ浦廻船方記録」という文章を見出したのが最初の出会いなのである。

「五ヶ浦廻船方記録」によれば、「五ヶ浦」とは現在の福岡市西区能古・今津・浜崎・宮浦・唐泊の五つの浦を指していた。この五つの浦のそれぞれの廻船業については『筑前国統風土記附録¹』や『筑

前国統風土記拾遺²』といった近世の地誌をはじめ『筑豊沿海志³』・『糸島郡誌⁴』・『北崎村誌⁵』・『残島村誌稿⁶』などによって断片的にはあるが紹介されていた。一方、「五ヶ浦廻船」という名称も福岡藩の記録である『郡町浦御用帳⁷』や『浦役所記録⁸』にたびたび登場するのだが、それが具体的にどの浦を指すのかは不明であった。このことが近世を通じて日本有数の廻船集団であった五ヶ浦廻船の存在を研究の成果として残し得なかった原因であろうと考えている。

その後収集した資料を元にして『筑前五ヶ浦廻船⁹』を出版したのは昭和五十年のことであったが、資料として収録した「御役頭廻船目録」（津上文書）と「横浜御積登記録帳」（水崎文書）を除いて原文を載せることはしなかった。この『筑前五ヶ浦廻船』は、その

後の新しい資料の発見により書き改めなければならない箇所が多々あるのだが、まだそのことを為し得ていない。わずかに『福岡市立歴史資料館研究報告第7集』で「浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について」と題して五ヶ浦廻船の国外への漂流に関する資料を載せた程度である。

以上のようなことで、収集した資料の多くを紹介する機会が少なかったので、今回、五ヶ浦廻船に関する資料の全容を述べると共に主たる資料の幾つかを紹介する。

一 五ヶ浦廻船の資料について

五ヶ浦廻船に関する資料は決して多くはない。近世を通じて福岡藩の経済を担って来た海運集団ではあったが、その最盛期が近世中期であり、幕末には衰退の道を辿って明治初期には完全に姿を消した民衆の歴史など、明治以降の歴史観からすれば取るに足りない史実でしかなく、研究の対象になっていなかったことも事実である。

また、かつて廻船の中心的な役割を果たした家の文書も、終戦以後焼き捨てられるなどの処置によって廃棄されたものも多い。

福岡藩の記録としては、前にも述べたように『郡町浦御用帳』や『浦役所記録』・『浦記録』などに断片的に登場し、福岡藩との関わりを示すが、この内『郡町浦御用帳』と『浦役所記録』については他に出版の予定があるようである。『浦記録』についてはその一部を資料として載せる。此の他福岡県立図書館に所蔵されている『郡町浦御用帳』や『浦記録』を含む膨大な黒田家資料を詳細に調査す

れば、幾つかの新発見が想定できる。いまひとつ同図書館には『上ミ方・江戸・長崎御立入町人由来書』と題するガリ版刷りの書冊が在るが、その中に五ヶ浦廻船の江戸における代弁者であった筑前屋の由来書が載せられており、五ヶ浦廻船の成立を知り得るための資料として貴重である。しかし、この資料は原本の所在や同書を作成した人物・年代が不明であり、簡単には利用できない。

なお、五ヶ浦廻船の代表的な漂流事件として福岡藩内で広く読まれた『孫七漂流記』に属する読み本は現在判明しているだけでも八種類ほどある。この内「漂流譚」と「華夷九年録」は『近世漂流記集』（荒川英俊編 法政大学出版局）に、「吹流天竺物語」と「南海紀聞」は『漂流奇談』（石井民司編 博文館）に、「孫太郎口書一件」は『通航一覽』に載せられているが、「九年疎唐泊孫七実伝物語」（福岡市立図書館蔵）や「筑前志摩郡唐泊孫太郎異國漂泊物語之事」（大石文書）・「唐泊孫七天竺話」（唐津漁協蔵）はまだ解説がなされていない。今後さらに新しいものが出る可能性も残されている。

五ヶ浦内における資料としては次のものがあるが、詳細については『福岡市歴史資料所在確認調査報告書』に載せているので省く。

○能古島 前田滝郎家資料 石橋与一郎家資料 三苦弘家資料 西方喜平家資料

○今津・浜崎 水崎五兵衛家資料

○宮浦 津上礼三家資料 三角隆家資料 三所神社資料

○唐泊 唐泊漁協資料

以上の資料の大部分は文書資料であるが、前田家資料と石橋家資

料は民俗的な廻船用具および当時の生活用品が中心であり、石橋家資料は福岡市の文化財に指定されている。水崎家資料と三角家資料は共に福岡県立図書館に寄託されているが、この内、水崎家資料は今津・浜崎の資料の他に横浜積立所の記録も含んでおり、量的にも最大である。三角家資料は廻船に関する資料としては少量であるが、幕末の廻船の在り方を示す資料として同資料内の『見聞略記』拾巻および附録は近く出版の予定である。津上家資料は膨大な資料が消却された後に発見された資料であり、それだけに量は少ないが民俗資料も含めて貴重なものが多い。

この他、『残島村誌稿』に載せられている石橋家資料は久留米に現存しているとのことだが、まだそれに接する機会を得ていない。西浦の西照寺過去帳¹⁰も貴重な資料であるが、その性格上普通には拝見することは難しい。その内容については『北崎小学校百年誌』に載せている。かつて宮浦の廻船問屋であった榎田家は数軒あるが、この内宝塚在住の榎田家の資料が少量であるがコピーとして筆者の手元にある。

五ヶ浦廻船とは直接関係はないが、間接的あるいは比較のための資料として松崎武俊¹¹氏の収集資料の中に宗像・粕屋地方の海運資料が多数あり、研究のためには無視できない資料である。同じような意味で箱崎の明石家資料¹²・山崎家資料¹³・弘浦の松田家資料¹⁴、西浦の柴田家資料¹⁵等がある。

県外の資料としては各地に残されている客船帳がある。現在筆者が確認し、出版されているものとしては島根県浜田市清水屋の『諸

国御客船帳』（柚木学編）があるが、この他にも石川県富来町の佐渡屋客船帳、北海道江差の関川家客船帳等があり、それぞれの町史に載せられている。これらの客船帳は当時の五ヶ浦廻船の各地における活躍の実態を知る資料として貴重なものであり、今後も新しい発掘の可能性が残されている。青森県下北半島の大畑町に書き残されていた『風土年表』（村林源助著 みちのく双書）や宮城県の『牡鹿郡誌』の中にも関連の記事がある。

『通航一覽』（国書刊行会編 昭和十五年）や『古事類苑』（吉川弘文館）にも五ヶ浦廻船の遭難に関する記事があり、見落とすことのできない資料である。なお、五ヶ浦廻船とは直接の関連はないが、一般的な海運資料として『海事資料叢書』（住田正一編 巖南堂）も忘れてはならない資料であろう。

なお、五ヶ浦廻船に言及した論文等には次のものがある。

筑前今津の浦大庄屋

橋詰武生『福岡地方史談話会会報一号』

近世における沈没廻船の域米引揚について

家令俊雄『日本歴史』昭和49年二月号

『近世海難救助制度の研究』

金指正一 吉川弘文館

近世北九州における廻船業の展開―筑前下浦廻船の場合

中野 等『続日本海水上交通史』文献出版

筑前蘭学事始考

杉本 勲『九州文化史研究所紀要第12号』

三 掲載資料について

資料1

「五ヶ浦廻船方記録」(前田滝郎家資料)

表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞老終」とある書冊の一部としてこの資料がある。巻頭に「文政十亥年(一八二七)御米船支配若松出勤写之筑紫かた海の中道のへり残の浦波前田の姓名は三」とあり、五ヶ浦廻船方記録の文末に「文政十四辛正月吉書 若松下浦屋二而」とあるから、若松に勤めていた前田三(おそらく三次)が見聞きしたことを書留たノートである。文中には「五ヶ浦廻船方記録」の他に、文政十年二月五日の大阪大火に関する大阪筑前屋からの書簡や、文政十一年の残島次平船の紀州大島における遭難事件も書き写している。なお、前田家は残島北浦の廻船問屋であり、明和元年にルソンへ漂着した村丸は同家の船であった。

五ヶ浦廻船方記録は五ヶ浦廻船の発生から当時の現状に至るまでを、歴史的な立場で書かれた唯一といっているほどの資料である。内容は二回にわたり福岡藩へ差出した由来の書上書であるが、前段は寛政六年(一七九四)以降文政十三年までの間に宮浦の佐市¹⁶によって書かれたものであり、後段は前段を補足して文政十三年五月に宮浦文九郎・残島治右衛門・同五平によって差出されたものである。

当時、五ヶ浦廻船はすでに衰退期にあった。最盛期であった正保年中(一六四四―一六四七)から宝暦の頃(一七五一―一七六三)には平均石数が千二百石を越えた廻船を六十艘近く保有していた

が、度重なる遭難等によって十数艘に減少していた時代である。この「五ヶ浦廻船方記録」はかつての繁栄を取り返すための手段のひとつであったのだから、次に載せる『御一新二付 五ヶ浦廻船方由来書上控』によって判る。

資料2

『御一新二付 五ヶ浦廻船方由来書上控』(水崎文書)

「御一新二付」とあるから明治維新後に書かれた文書であろうが、前掲の「五ヶ浦廻船方記録」を受継ぐものである。五ヶ浦廻船が完全に姿を消し、その歴史を閉じるのが明治八年であるから、この文書も廻船継続の手段として書かれたものであると考えるべきであろう。なお、この文書を誰が作製したか等は不明であるが、表題の下にある署名の「丈平」は幕末から明治初期における水崎家の当主である。

水崎家はもともと浜崎の廻船問屋であった。同家には元禄三年(一六九〇)の船額も残っており、先に掲げた「近世における沈没廻船の城米引揚について 家令俊雄」も元禄十一年(一六九八)に志摩国石鏡で沈没した水崎家の船の記録である。しかし、宝暦二年(一七五二)に起きた青木善右衛門船のルソン島漂着事件に連座して廻船業を営むことが不可能になり、以後横浜米積立所の差配となって明治維新まで続く。同家の廻船廃業が早かったにも拘らず廻船資料が数多く残されたのはこのことによる。

資料3

『覚』 (水崎文書)

資料1および2が書冊であり五ヶ浦の廻船中より藩へ差出された文書であるのに対し、この文書は継紙であり藩から五ヶ浦廻船中へ宛てた通達である。年号等が不記入なので明確なことは云えないが、文面から幕末に近い頃の文書であろうと推定する。

内容は前掲の資料とほぼ同じであるが、福岡藩米の輸送と若松・横浜および永倉の三積立所の在り方等がより克明に記載されており、福岡藩の五ヶ浦廻船に対する対処の仕方を明らかにする資料である。

なお、後半の部分には難破船に対する対応の仕方が書かれている。

資料4

「江戸大火災ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付御切組材木追々大廻船を以御積越ニ相成候一件」(福岡県立図書館蔵)

福岡県立図書館に所蔵されている『浦記録』の「火災」の項に記載されている資料である。『浦記録』はもともと百数十冊はあったようであり、県立図書館所蔵の分は一九番・七六番・八一番・八四番・八六番・九九番・百四番・百廿一番の八冊である。この内、火災について述べられた巻は八六番である。福岡藩の江戸屋敷が火災に遇ったこの事件の顛末については、資料1・同2でも詳しくのべており、五ヶ浦廻船にとっても福岡藩に御奉公した最大の事件の一つであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのもの

にあるのではなく、筑前から江戸まで材木を運んだ五ヶ浦廻船の船数と各廻船の石数にある。

五ヶ浦廻船の船数と石数については断片的なものが幾つかあるが、この資料ほどまとまった資料は他にはない。もともと天明期という五ヶ浦廻船のやや衰退期の資料であり、ここに載せられた船が五ヶ浦廻船の総てであるかどうかは明らかでない。しかし、当時の実態をある程度知ることができる。この資料は何回か利用され、論文等に載せられたこともあったが、原文を紹介されたことはなかった。

資料5

『宝暦八寅年より文政十亥年迄七拾ヶ年

四代 御称誉御書附写 三拾四通 (津上文書)

津上家は宮浦の庄屋をはじめ五ヶ浦廻船の頭取・筑前下浦の大庄屋を歴任した家である。この家の代表的な文書である『御役頭廻船日録』(『筑前五ヶ浦廻船』に記載)は享保十二年から書き始められており、その表題と初期の内容からして当時すでに五ヶ浦廻船の中心的な家の一つであったことが窺える。

資料5は万延元年(一八六〇)に十五歳であった津上富吉郎がその家に残された御書附類を書き写したものである。文書は宝暦八年(一七五八)以降のものであるが、五ヶ浦廻船の頭取や浦庄屋などといった家の福岡藩や近隣の浦との関わり合いを示す資料であり、十五歳の少年がこれを書き写したということは、家を嗣ぐ者の資格

として必要なことであつたのだろう。

資料6

『文政十二丑年ヨリ御称誉御書附写』（津上文書）

資料5に続く資料である。内容は文政十二年（一八二九）から明治四年までの三十三通であり、筆者は津上定右衛門毅満である。おそらく資料5の富吉郎と同一人物であろう。

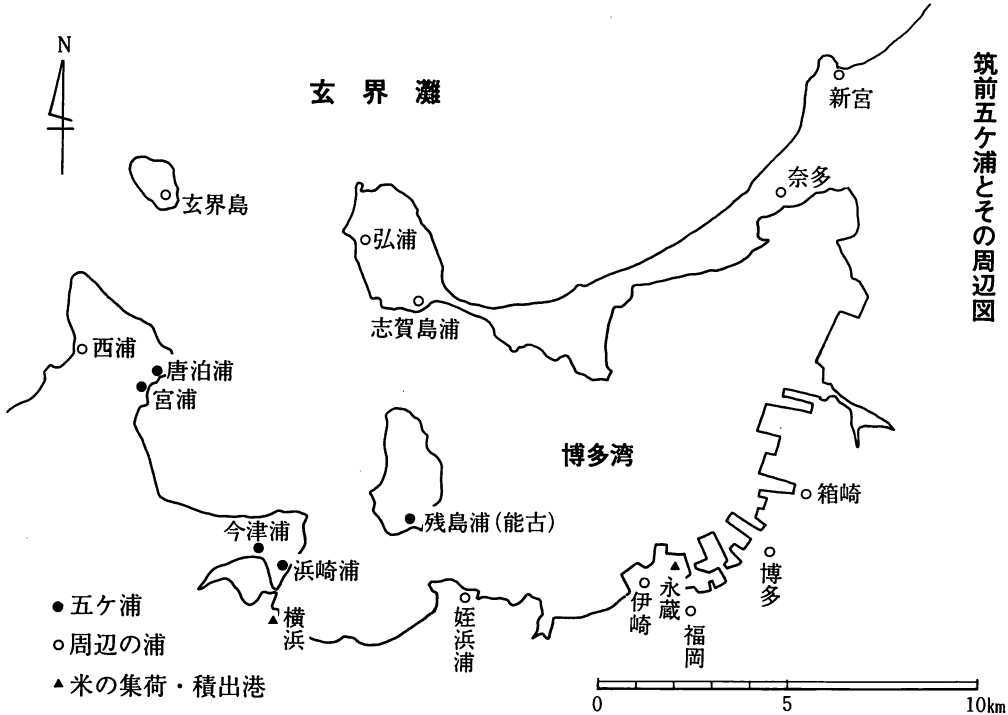
なお、筑前下浦の最後の大庄屋であつた津上定六は嘉永五年（一八五二）以降の大庄屋であつた津上定右衛門と同一人物である。

四 おわりに

筑前五ヶ浦の資料について縷々述べてきたが、はじめにも述べたようにもともと少ない資料の中から選んだ資料であり、これで五ヶ浦廻船の全貌を掴めるとは考えてはいない。しかし、その概略は理解できるのではないかと考えるのである。

近世という大陸はいうにおよばず国内的にでさえ閉鎖的であつた時代にあつて、小さな福岡藩という地域にとらわれず、北海道から東北の太平洋岸といった全国のを駆けめぐつた五ヶ浦廻船の歴史は、古代から続いた福岡の対外交渉の歴史を受継ぐものであり、さらに近代以降の開かれた福岡の歴史へと受継がれるべき歴史であろう。私のように郷土史などといった小さな範囲にとらわれているのではなく、大きな立場で研究をされる人の出現を熱望する次第である。

筑前五ヶ浦とその周辺図



最後に資料の提供をして下さった福岡県立図書館をはじめ津上家・水崎家・前田家、資料整理等を手伝ってもらった当館の小松原澄江・中村浩美両氏に謝意を表してこの小稿を閉じる。

資料

資料1

五ヶ浦廻船方記録

一 慶長年間 殿様御当国江御入部被為遊 以後御用之御荷物船百石積位今三四百石積迄間 数拾艘御座候分 残島・今津・浜崎・宮浦・唐泊以上五ヶ浦御預け被為成 私共先祖之者共右船ヲ持伝 御米御用并江戸御參勤御用物 猶又長崎御用等運漕相動来り 其後御登米等も相増候故 追々廻船も大船ニ相成大坂御登米之義ハ五ヶ浦廻船中請負被為仰付 唯今迄相統御用相動来居申上候

一 宝曆三年酉八月 大風ニ而常州鹿島灘ニ而御国廻船拾式艘一同ニ破船仕候節 御奉行古田與八様御仁恵ヲ以右代り船仕調として 御宝蔵銀貳百貫目無利拾ヶ年賦ニ而御拝借被仰付 翌亥之春迄ニ掛ヶ拾式艘之代船仕調 御米御用相動居申候内 又々破船難船等打続 年賦御上納相調かたく候二付 第一と唱候富札御願申請 右運上銀并富札之余銀等相加 九ヶ年迄ハ御上納仕候得共 相残り十ヶ年目何分御上納之手段無御座一ヶ年之分は御捨り被仰付候

一 宝曆年中迄は御米運賃五歩之御定メニ御座候処 追々廻船相減旅船借入候二付 年々足運賃打重り 廻船中大ニ難渋相迫退転可仕処 御奉行古田與八様下モ御恵ヲ以御慈悲之上御米運賃御増被為下 六歩五厘被下置 三ヶ年之間右運賃頂戴 明和二年今永々六歩運賃被為仰付候二付 廻船も追々相増 安永・天明之頃ニ至り候而は既ニ廻船五十余艘迄繁昌仕 其後寛政年中ニ至り又々廻船相減 式拾四五艘ニ相成候二付少々宛旅船借入御米御用相動居申候処 享和元酉年御仕組船出来 其砌迄ハ残島斗江持来候廻船拾三四艘有之候処 俄ニ相減候事

但 五ヶ浦廻船專繁昌仕候は正保享保年中 古キ書類ニ相見江申候

一 宝曆末年今廻船御米積運賃之内今式厘通引除ケ 廻船頭取支配仕諸雜用又ハ借船足運賃等ニ仕候事

一 宝曆年間御宝蔵銀御拝借被為仰付 滿年分壹ヶ年御捨り被仰付候二付 為冥加之御米積廻船一立ニ米壹俵宛引除ケ上納仕候分凡一ヶ年ニ米八九十俵宛 此外御菜銀として廻船積高千石二付銀貳百五拾目宛 年々御上納申上来事

一 御米積無番之義は元文中御登御米三拾万俵余ニ相成候二付秋口一番二乗下 夏大豆積立候船ヲ以無番積被仰付候事

但 右無番積之義居船頭中評議之上 是迄之通相止メ増船中或は新造又ハ船仕替等之節 為救合其時願出 御免被仰付候 明和九辰年 時之奉行古田與八様・山崎権太夫様 都而其節廻船中儀定相定申候事 右

御聞届ケ書ハ故宮浦文九郎役中同人方二有ル

一 明和九辰年 江戸櫻田御屋鋪御類焼之砌 御国ハ御積廻被為成

候御切組材木廻船三十四艘御用相勤候内 旅船雇入候分は百石

二付銀七百目宛之運賃ニ而被仰付候得共 其時ハ諸国一統御切

組材木相迫り 廻船至て払底之時節ニ而 御隣国ハ百石二付銀

壹貫五百目迄御雇入御座候二付 旅船之分ハ御国茂右ニ準し銀

壹貫三百五拾目迄借入候二付 足運賃銀三拾貫目余廻船中ハ

相弁申上候 右足銀之儀御伺申上候処 御当用銀拾五貫目拜

借被仰付 五ヶ年賦ニ而上納仕上候事

一 寛政六寅正月 江戸御屋敷御類焼之砌 御切組材木 若松并舛

木屋両所ハ御積立被仰付候 同七月ハ卯三月迄廻船拾七艘 内

九艘旅船借入 右運賃先年之通百石二付銀七百目宛被仰付候得

共 旅船之分ハ借入出来不仕 銀九百目余迄借入仕 彼是足銀

式拾貫目ニ相成候二付 當時御拜借之儀御願申上候処 御浦救

銀十五貫目五ヶ年賦上納ニ而拜借被仰付 右御皆納申上候 都

而廻船無之御国々ハ百石二付銀壹貫四五百目迄御借立ニ相成候

御国儀ハ廻船方中ハ雇入候ニ付格別高値ニも借入不申 殊ニ足

運賃等廻船中ハ相弁 右兩度非常之御用ニ付而は多分之御国益

御奉公申上候事

一 御米積廻船中ハ御米運賃米壹俵二付米式合宛 伊崎浦御用心米

納ニ上納仕置候ハハ右年數借高ニも相成候上ハ廻船中御米運賃

御前借御願不申上 此米ヲ以年々御借渡可被下ニ付相納置候処

去ル寛政四年壬子秋非常之損毛 御浦中御救ニ相成 全廻船中

ハ惣浦中江寸志ニ相成居候 此米高一ヶ年二凡百式拾俵宛先年
ハ納込居申候事

一 寛永年中 廻船方者共諸願書御聞届ケ願書 当名は時之御家老

倉八十太夫様²¹と御座候由 右之書類并手勘吉様指上 故宮浦文

九郎方江所持致候分 并手勘吉様御請取ニ相成 其後御下ケ之

義段々願出候得共御下ケ不被仰付事 取次青柳清次様

右五ヶ浦廻船方記録 先年御詮議依而 御浦御奉行并手勘七様

江宮浦佐市ハ指上候事

再忘記録申上候

一 文政十三寅年 御郡御役所より廻船方記録御詮議ニ依而 左之

通申上候事

乍恐奉申上口上覚

一 大坂御登御米 五ヶ浦廻船江請負被仰付候由来記録等所持仕居

申候ハ、相調子 精細申上候様被仰付奉長上候 段々詮議仕候

処 年古キ義ニ而御上ハ御渡ニ相成候御書付類所持不仕 其比

迄は浦々書読等仕候者無御座趣ニ而 只々年老之者追々申伝候

儀共少々宛相記居申候分取約メ 乍恐左ニ奉申上候

一 慶長年中之比ハ御手船百石積位より三四百石積迄之分數艘被為

有 諸御用ニ被為召仕 猶御打入之御砌ハ御用物并御家中様御

荷物共ニ御積廻ニ相成 御用済後 右御船々 残嶋・浜崎・今

津・宮浦・唐泊五ヶ浦之者江御任被仰付候由申伝居申候事

一 御打入之後 慶長元和之比 御国元より江戸迄海上湊嶋々船乘

前御調子五ヶ浦江被仰付候節 宮浦作右衛門²²と申者七八百石積

程之船乘廻相調子 委細申上由ニ御座候得とも 手元江控書ハ見出不申候事

一 其比御国産御用物諸品多分江戸表江御指廻ニ相成 猶大坂御登

御米積御用共 五ヶ浦江請負被仰付候間 追々石増之廻船ニ仕

立 江戸表江御用物請払御積送ニ付候而ハ右宮浦作右衛門同表

江詰切 御用物受払御屋敷江納方万端支配仕 其儘同所江居留

候 只今迄家名相統筑前屋作右衛門・同善兵衛ニ而御座候事

一 御登御米之儀 前文ニ申上候通 御打入砌分五ヶ浦請負ニ而相

勤来 是迄相統仕居申候 尤永キ間之義ニ付 右年数之内転変

ハ可有御座候得共 只今迄相統仕来居申候事

一 北国筋分奥州廻り江戸着仕候を日本大廻りと相唱申候 於江戸

御公儀様分海辺御調子之節 作右衛門江戸居住ニ而大廻海辺巧

者之儀ニ付 御問調子被為有候而 同表大廻之儀初候由 右ニ

付其比より年々御国船而三艘宛御公儀様より御雇立御座候而公

米積相勤来申候 他国之船は不案ニ付御雇入れ無御座候 既ニ

当年も残鳴廻船式艘御雇立ニ而罷越申候 御国船居合不申年は

日本大廻無御座事

右之趣 年老之者申伝ニ御座候 外ニ何分委敷義見出不申候条

宜敷御聞通可被為下候 以上

文政十三年寅五月 廻船頭取 宮浦 文九郎

御郡御役所江差出 同 残島浦 治右衛門

同浦庄屋 五平

文政十四辛正月吉書 若松下浦屋ニ而

資料2

御一新ニ付五ヶ浦廻船方由来書上控 文平

一 五ヶ浦廻船之儀は乍恐御先祖様御入国已後 御手荷船 残鳴・

浜崎・今津・宮浦・唐泊之者共江御預被為仰付 追々廻船も繁

盛仕 江戸御參勤御用物積を初 大坂御登御米共右廻船中江請

負被仰付置 数代不相変御用御勤上来居候事

一 御參勤御用物積六百石分七八百石迄御用達ニ相成候間 六百石

已上之分廻船と唱来居申候 依之御国浦々ニ而六百石已上之船

仕調候得共五ヶ浦之者名前仕 御浦役所分石改被仰付船帳ニ書

載 御菜銀八名前主分取立上納仕候儀 古来分仕来ニ御座候

五百石已下之船々 右御用達不仕候ニ付商船之部ニ入 其浦々

ニ而取計申候事

一 御登御米運賃 已前ハ五六歩分七八歩迄年々米直段ニよつて増

減御座候処 宝曆年中分永々六歩運賃ニ被仰付候事

一 明和安永之頃迄ハ五ヶ浦ニ而廻船四拾余艘繁昌仕大坂御登御米

も五ヶ浦廻船中ニ而運賃仕居申候 尤其頃若松ニも小船少々所

持仕候者御座候間 船間之養は廻船方へ借入 御米積方為仕居

申候 根元若松小船ハ廻船川受之節上荷積之儀本業ニ御座候事

一 已前ハ廻船頭取之者苦勞米 福岡・横浜・若松其外共出勤賄米

諸雜用ニ召仕之者共 苦勞米難破船之節諸入目 且ハ御役々様

へ年始暑寒御見舞入用共一ヶ年仕約メ 廻船中ニ而割合出納仕
来居候処 一手中評議之上 御米千俵ニ付一建ニ米式俵宛除ケ
置 右入財ニ取用相残分御座候得は御浦役所へ相納御備被仰付
置 廻船仕調料又ハ修覆等之節拜借仕 五ヶ年賦ヲ以上納仕居
候間 式厘除ケト決来居候事

一 天明年中寛政年中両度 江戸桜田御屋鋪御類焼被為在候節 御
仕組御材木并御普請御用品共 御国元分積廻方五ヶ浦廻船中
へ被仰付 百石ニ付銀七百目宛御渡方ニ相成申候 諸家様も御
同様御普請御用品々御国許分積廻被為在候ニ付 諸国廻船運
賃銀老メ式百目位迄御借立ニ相成候得共 御国ハ五ヶ浦廻船
中ニ而御奉公申上候 尤其頃御国廻船無数候ニ付拾艘借入之分
老メ二三百目ニ而借立候得共 七百目之外御渡方無御座 右足
銀莫大之儀ハ御浦留銀拜借仕相償申候 返上納ハ五ヶ浦廻船中
分相弁年賦ヲ以上納相仕廻申候事

一 文政之始頃 御国廻船相減候ニ付 旅船借入ヲ以御登御米運送
仕候処 其御米直段極々下落仕 船々勘定相立不申 旅船不進
分して御米積御支ニ相成 同四巳年廻船方御取止メ被仰付 大
坂筑前屋三郎助江請負被仰付候 左候而ハ五ヶ浦之者渡世ニ放
レ極々難渋ニ差及候ニ付 五ヶ浦庄屋組頭中連名ヲ以追々歎願
申上候処 其後廻船方筑前屋双方半高宛請負被仰付 十ヶ年相
立天保二卯年分御詮儀之上巳前之通惣高五ヶ浦廻船中江請負被
仰付候事

一 御国江廻船無数候而ハ御登御米積を始諸御用共御支ニ相成候間

文政六七年之頃御評儀之上廻船老艘ニ付銀式拾メ目宛 御浦留
分拜借被仰付候間 残嶋・宮浦・唐泊之者拜借御願申受 廻船
拾艘余仕調居申候処 追々不仕合打続及難破船 又ハ大坂銀主
借財相滞 何れも船持絶返上納莫太之銀高相滞候ニ付 廻船方
へ引受 素年賦弁上納御願申上ヲ以相納居申候事

一 天保五六年之頃 御登米御救方へ御引上ケニ相成 他方分色々
相願之者御座候間 運賃も五歩七厘御渡ニ相成 廻船方ニハ御
当用御米纔受持被仰付候 其後御救方御取止メ之上 巳前之通
惣高廻船方へ被仰付 運賃も六歩渡ニ相成候事
一 同十二年之頃 御船方分御手荷船六艘廻船方江御預ケ被仰付
船頭加子共五ヶ浦分乗組 御米積を始長崎御用共御召仕ニ相成
候処 丑年分御登御米も御船方御支配ニ相成 廻船中極々難渋
ニ及差居申候処 翌寅秋御詮儀之上巳前之通五ヶ浦廻船中江請
負被仰付候事

一 古来分廻船方受持中ハ御浦役所分御支配被仰付 運賃証拠仕出
方諸御用御達共一切御役所分被仰付候処 去ル辰年依御改正御
勘定所分御支配ニ相成申候 尤筑前屋請負中ハ御勘定所分御支
配ニ相成居申候得共 廻船方江惣高請持被仰付候而ハ御役所御
支配ニ相成申候事

一 御米船若松入津順番之儀は碇先後ニ而取決候ニ付 入津直ニ船
頭小宿之者一同会所ニ罷出 順番帳ニ書載申候間 何某船跡先
卜申儀は其節承知仕居申候 五ヶ浦廻船之儀は同所御番所ニ而
燈付候を其日之境ニ仕 一日之入津を船頭共会所ニ参り順番籤

取之上相極メ申候 右之外東海²⁷働ニ罷越帰船之節 江戸表ニ而諸國御荷物御積送り相成候儀每々御座候 右之船足入ニ而ハ若松ニ難乗入候ニ付 豊前田ノ浦²⁸為番付加子彦人若松へ差立会所順番帳に書載申候而元船ハ御城下江乘廻申候 其外江戸へ歸り之廻船は船底よこれ居申候間 田ノ浦ニ而焼船仕 風順汐時依而四五日も滞船仕候儀御座候間 是又為番付加子彦人差立申候 此儀古来之仕来ニ御座候

一 五ヶ浦廻船之内 御廻米積受 江戸表へ罷越候哉又々東海働ニ罷越 御米半迄帰り不申船 其外御勘定所御浦役所廻船仕組金拝借仕候船々 老建積方仕候而ハ上納金相調不申候付 右之船々ハ御米高之内船割ニ相加置 積方為仕居申候 尤御皆落際迄帰船不仕候ハ、別船ヲ以無御支様積方取計居申候 左様無之而ハ五ヶ浦廻船永続出来不仕候事

資料3

覚

廻船方之儀は古来五ヶ浦之内ハ廻船頭取相立 一切請持事ニ候得共追々模様替 其末近年以前二戻り運賃五歩七厘ニ而投請ニ候処 当時之御時節柄大造之運賃米緩りせ之取計ハ運賃増も相願趣歟ニ相聞江候折柄 為取約御船方江一切受持被仰付御達之御趣意を以仕癖を改 御借船現運賃直借入ニ而御欠略筋稠敷取計候処 船頭手取運賃不相動五歩式厘ハ五歩ニ而も是迄之形を

以御借船いたし 不都合無之 子年分御米御登せ江戸御廻米共御益米余分相見江候得は 是迄投受運賃之儀は差捨志を打替弥御儉約重ニいたし 御為宜敷廻船方一統ニ可申合候 以来いつれも心得方左之通相達候条 尚取締之道相気筋も候ハ、不聞可申出候事

廻船頭取中

同 問屋中

同 船借水尾指中

〔付紙〕頭取退役願中助役之者江相達

一 御手荷船を初廻船召仕方 夫々受持之者手数毎事根を能々致勘弁 風俗宜廻船繁昌いたし候様御手荷船御仕組永続之道相立候得は 下浦廻船²⁹乗之者渡世ニ取付 船業丈夫ニ押移り 追々御船造替ニ付而は御米積弥乘前弁利能様申出子細も可有之 則只今廻船相増たる訳ニ相違無之其当り重疊遂勘弁 船頭共江得と相諭取締方可申合候 船商売方御手船浦船共船中之雜費道具足入等之仕方相替儀無之筈之処 船頭共心得不宜歟且未御願已後夏働出来不居申故共歟 上方江借財等も有之不思和敷様ニ相聞江候 以来船頭共渡世相立御仕組整候様切角心を寄可申候事 当時廻船頭取共事取調子中ニ付 頭取助申付候者共 本役同様ニ心得 左之廉嚴重可取計候事

但 福岡問屋其外共 給米之極毎事現業相居候勤振ニ応可相渡候事

○ 福岡問屋年番ニ而三ヶ所共運賃證扱可取次候間 地之問屋

給米并年番給米之事

○ 横浜問屋給之儀は已後現業ニ依可相決候事

○ 若松問屋最前之通たるへく候事

○ 同所ニおいて頭取助申付候者 現業勤振ニ依而給米可相決候事

○ 水尾指小宿之者 手前勝手之儀有之歟ニ相聞候間 頭取助

請持之者不直無之様毎事厳敷可取計候事

一 同頭取御米積立場所 已来詰切ニ不及廉目出方いたし 御手荷

船を初御米船之風俗体常々訖度心を寄 取締方聞立可申出候事

一 同頭取を初 廻船方之儀は五ヶ浦ニ限り居候得共 当時御用并

ニ依而若松村ニおいて廻船頭取助之者相立候間 御手荷船之儀

も一切無腹藏可申合候事

一 五ヶ浦相立候頭取并於若松頭取助之者 御米船御用ニ付出福

申付候節 同懸二日目迄は手仕廻二いたし可申候 三日目迄

留日数二応一日ニ米式升宛相渡候事

一 頭取之者心得 御船方廻船請持之手先ニ而諸事支配を受 五ヶ

浦相申付候者 横浜・永倉式ヶ所所持ニ候 自然病氣指合等之

節は若松も同様問屋相合候様可申合候事

一 浦方受持中仕来ながら現運賃之内 引立廉臨時除問屋口銭之

外諸口手当を初 已前之形而は当時一統取締方稠敷被仰付儀

ニ付 取納先音信筋堅可為無用候 尤御登米掛合之末々 挨拶

向とても御時節柄取締之訳不相立候而は不行届次第ニ付 事々

当時之御趣意を以三ヶ所持合ニ而風俗宜敷押移 弥地旅御借給

御米積船頭共相慕ひ候様取納方精々可申合候事

一 難破船自然有之節 頭取問屋船借水尾指之者共申合 順番ニ受

持相立置 注進次第即刻場所江罷越可申候 諸入目臨時除分を

以三ヶ所持合ニ而可相仕廻候事

一 御借船之儀 廻船頭取は御米積船ニ不限廻船之儀一切請持頭取

ニ付 立会石足厳重ニ相極 船々年数道具類不丈夫ニ相見込候

ハ、無遠慮積方差除ケ可申候事

一 難破船之儀は一週ニ相居かたく 時宜ニ応し取約メ有之事ニ付

船作法前を以可取計候 自然歩一之沙汰ニ及節は去ル亥年従公

儀御達 面々付ケ紙之趣を以兎角不表之急博之道ニ先方役筋可

申合候事

但 御米取片付始末次第 不宜儀も有之歟ニ相聞江候ニ付

為其御陸士目付被差越事ニ付 弥委敷可遂吟味候条

兼而船頭共江心得させ置可申候事

資料4

江戸大火災ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付御切組材木追々大廻船を

以御積越ニ相成候一件

明和九年辰三月

一 江戸大火事ニ而 桜田御屋鋪御類焼ニ付 爰元ニ而御切組之材

木追々御積廻ニ相成候 同七月二初積 宮浦船頭千之丞船積登

候事

一 江戸大廻運賃銀 以前は千石二付古銀四貫六百目宛被相渡候由

近來御參勤大廻被指立候分 千石二七貫目宛相渡來候二付 此

節宮浦船頭千之丞船七貫目宛之積を以証拠仕出候処 御勘定所

御法書ニ文銀二相成 千石五貫五百目宛被相渡等ニ相成居申候

て右証拠不相濟候 段々御詮儀も有之廻船中今茂右七貫目宛被

仰付候而茂余程不足ニ付廻船中救合來候得共 是ハ御參勤立隔

年二老艘宛被指立候事故 廻船中今足シ救合ニ而相濟候 此節

は數艘被指立事故 右七貫目ヲ被減候様有之候而は廻船浦ひし

と不相立候様 大庄屋廻船中よりも重疊相願候 御詮儀之上右

御法書相改候儀は何分不相成候 乍然此節は願之通七貫目宛御

渡被下候様ニと奉行衆より被申出 御用聞天野與太夫今表判衆

申談之上 御当職彈番殿御聞通被成候而 此節御材木積廻之分

ハ七貫目宛被相渡候 御參勤御用大廻被指立候節ハ其節御詮儀

之上可被仰付由ニ而 船頭共願之通千石二付七貫目被仰付候事

一 右大廻船 波戸江乘廻候上 天野與太夫江申達 同人今御船方

御普請方江被相達候上ニ而御船頭吟味役忝人御船方附役忝人御

普請方目附役忝人技突ともニ乗組候而船改有之候 右之船改右

數積高相極候上ニ而運賃証拠仕出シ申付 若松積之分は居浦よ

り迎船參候上 右之面々乗組改相濟候 以後若松江乘廻候 直

ニ若松江入津之船江は注進之上 御普請方役人被罷越候上ニ而

同所御船頭石井権太夫立会 船改有之候上ニ而改証拠爰元江送

り來り候上 運賃証拠仕出申付候事

此節茂先格之由ニ而左之通道具引相極候 但 御国廻船不足ニ

而旅借船指出候へは 旅船ニハ道具引と申儀は不致得心候ニ付

足シ運賃之外右道具引之分茂廻船中より相弁江申候事

○ 九百九拾九石迄は積高之内今五拾石引 諸石高千石二付銀七

貫目之宛を以運賃相渡ル

○ 千石以上之船は百石當り道具引右同断之事

一 右運賃証拠 船頭今仕出候分 奥書等左之通

但 旅船借船ニ而指出候分は何国船頭何某船之由ニ而

廻船頭取今証拠仕出受取相渡候 勿論借船ニ而五ヶ

浦今上乘忝人宛乘せ遣候右雇賃糧米等茂一切廻船中

○ 御切組材木江戸御積廻被仰付候運賃銀受取申上候事

○ 御用判

高○千石○ハ 浦奉行判

内

百石ハ

道具引

残而

九百石ハ

一 銀何程ハ

何浦船頭

年号月日

何かし

御銀奉行

小林藤左衛門様

神吉源三郎様

右之通相違無御座候 以上

年号月日

浦奉行判

右江戸御普請御用相違無御座候 已上

御普請奉行

年号月日

濱田市之進

宇野作兵衛

御用判

天野與太夫

右奥書仕様之儀 今度詮儀之上ニ而右之通りニ相極候事

一 追々運賃銀證扱仕出受取員數八百石ニ付銀七百目之当ニ付 爰

ニ不記改石高計船數共ニ左ニ記置候事

一 此節大廻運賃之儀ニ付願等有之 天野與太夫御当職江被申達

候上ニ而 願之通被相渡候趣 御用所記録ニ書留ニ相成候分左

之通

○ 江戸江差廻候御国浦之廻船運賃銀 享保年中御普請之節 千

石ニ付古銀四貫六百目之当を以被相渡候段 古記録ニ茂書載

有之候 文銀ニ吹替以後都而五割増六貫九百目相渡候由 其

後御定メ有之千石ニ付五貫九百八拾目之割を以被相渡候段

古田與八江申談候処 先年以来御參勤御用大廻船百石ニ付七

百目当を以被相渡候二付 此度も七百目宛ニ而被相渡候段

五ヶ浦廻船中願書并先年以来請取候員數覺書共相添被申出

候故 熊沢庄右衛門申談候上御当職江相伺候処 是迄七百目

之当りを以相渡り候例も有之候ハ、今度御普請御用之品計

積石百石ニ付七百目割を以今度一立ハ相渡シ 根元御定之儀

ハ不動 外之御用大廻運賃ハ御定之通相心得候様被仰付候ニ

付 右之趣浦奉行江申談候事

辰七月

一 此節瓦積候船ニハ詰藁被相渡候 於江戸ニ取集 苧藁ニ相納候

筈ニ候 矢越竹ハ船頭ハ差出候事

一 大廻材木積船江戸品川江ハ余分之材木積船諸国より參居申候由

船頭ハ申出 揚場所之儀願出候 天野與太夫江奉行衆ハ相談有

之候処 近々富永甚右衛門罷越被申候間 其上ニ而材木揚場之

儀も詮儀之上被申越候様可被申談候 其内は三四艘之儀ニ付

見合候様との事ニ候 船頭中ハ願書ハ熊沢庄右衛門請取被置

候事

五ヶ浦廻船中願書上ル事

一 江戸大廻御積立被遊候瓦 冬中ニ出来合不申付 瓦四拾万枚ハ

来已三月限可積立旨被仰付奉畏候 併右下荷無御座候而は船積

難成御座候 依之松大東四百揃程御積せ可被下候 猶上ニ茂板

類三百坪程積せ被遊候得は随分宜敷御座候 尤瓦計は奉察候

松束を茂又は薪を茂宜敷御座候 重置願之通被仰付可被為下候

奉願書上候 以上

五ヶ浦廻船

明和九年辰八月

居船頭中

右之通願出候得共 大東薪之間御渡被成候而も於江戸御用ニ茂

不相立候間 松板御渡可被成候由 天野與太夫被申聞候事

一 此節御材木大振之分計相残 大船積立ニ相成候 左候得は江戸

ニ而上荷船ニ難積候ニ付 筏ニいたし江戸汐留ニ廻シ 筏形ニ

而請取方被仰付被下候様と廻船方願出候得共 最初ノ諸品々

の帳面を以船積リ被仰付置候 左候へハ最初之船々江細ニ物計

積せ 大材木積残ニ相成候段ハ廻船頭取中懈リニ付願不相濟候

事

一 柁木屋・若松積共ニ前ニ記候通船石改相濟候上 品々積立候上

ニ而又々御船方より荷足改有之候 積立候品々ハ御普請方送

り状請取致出帆候 尤諸品々積立候分船々船頭ハ御普請方江受

指出置 江戸ニ而荷物相払 右請取を以受帳引替候諸品々送り

状写シ巻通宛 浦役所江茂差出させ候事

一 御国廻船下り合不申不足ニ付 追々致借船差出候余分足運賃銀

急廻船方難及手ニ付 御銀三拾貫目拜借之儀願出候処 御普請

銀之内ハ三ヶ年賦ニ而拜借被仰付候 奉行衆ハ請被差候而請取

被相渡候事

一 今度右御切組積船ニ立積立候船茂有之 又は一向積立不申船も

有之 不連直ニ付 段々詮儀之上ニ立積候船式立積候分并積立

時節ニよつて益不益も多有之ニ付 夫々相應ニ惣廻船中より救

合イ之儀被申付置候 此節御切組一件之儀は追而見合ニ茂不相

成儀ニ付 万端委敷廻船方江茂記録ニ仕立置候様ニ申付候事

追々積立候船数左之通

高七百三拾三石之内五拾石ハ道具引 残而六百八拾三石ハ

一 壹艘ハ 明和九年辰七月 壹 宮浦船頭 千之丞

高千三百五拾二之内百石道具引 残而千貳百五拾貳石ハ

一 壹艘ハ 若松積 唐泊浦船頭 徳右衛門

同 七月 貳

高千石之内百石引 残而九百石ハ

一 壹艘ハ 同 七月 三 今津浦船頭 忠七

同 七月 三 高千四百七拾七石之内百石引 残而千三百七拾七石ハ

一 壹艘ハ 同 七月 四 宮浦船頭 幸作

同 七月 四 高千百貳拾九石之内百石引 残而千廿九石ハ

一 壹艘ハ 同 八月 五 宮浦船頭 貞吉

同 八月 五 高千三百八拾壹石之内百石引 残而千貳百八拾壹石ハ

一 壹艘ハ 同 八月 六 残島浦船頭 與十郎

同 八月 六 高千八拾五石之内百石引 残而九百八拾五石ハ

一 壹艘ハ 黒崎積 残嶋浦船頭 弥惣兵衛

同 八月 七 同 高千五百拾貳石之内百石引 残而千四百拾貳石ハ

一 壹艘ハ 同 八月 七 残嶋浦船頭 五太夫

同 八月 七 同 高千五百拾貳石之内百石引 残而千四百拾貳石ハ

一 壹艘ハ 同 八月 七 残嶋浦船頭 五太夫

同 八月 七 同 高千五百拾貳石之内百石引 残而千四百拾貳石ハ

一 壹艘ハ 同 八月 七 残嶋浦船頭 五太夫

同 八月 七 同 高千五百拾貳石之内百石引 残而千四百拾貳石ハ

同 八月 八

一 高千八百四拾四石之内百石引 残而千七百四拾四石八

一 老艘ハ 残嶋浦船頭 次郎吉

同 八月 九

一 高千三百六拾五石之内百石引 残而千貳百六拾五石八

一 老艘ハ 同 浦船頭 太郎次

同 八月 十

一 高千四百三拾六石之内百石引 残而千三百三拾六石八

一 老艘ハ 同 浦船頭 善次郎

同 九月 十壹

一 高貳千七十六石之内百石引 残而千九百七拾六石八

一 老艘ハ (不記入) 徳藏

同 九月 十二

此分上より御借立ニ相成候 道具引ハ御免之由

一 老艘ハ (不記入) 川野五郎八

同 九月 十三

一 高千五百五拾石之内百石引 残而千四百五拾石八

一 老艘ハ 同 浦船頭 悦五郎

同 九月 十四

一 高千四百五拾四石之内百石引 残而千三百五拾四石八

一 老艘ハ 残嶋浦船頭 八藏

同 九月 十五

一 高千三百六拾九石之内百石引 残而千二百六拾九石八

一 老艘ハ 同 浦船頭 吉平

已 正月八日 十六

一 高千四百四拾四石之内百石引 残而千三百四拾四石八

一 老艘ハ 残嶋浦船頭 彦十郎

已 正月八日 十七

一 高七百四拾四石之内五拾石引 残而六百九拾四石八

一 老艘ハ 唐泊浦船頭 六右衛門

同 正月 十八

一 高五百五拾八石之内五拾石引 残而五百八石八

一 老艘ハ 今津浦船頭 仁兵衛

已 正月 十九

一 高千八拾五石之内百石引 残而九百八拾五石八

一 老艘ハ 残嶋浦船頭 弥惣兵衛

同 二月八日 貳拾

一 高千五百八拾八石之内百石引 残而千四百八拾八石八

一 老艘ハ 旅船 播州妻鹿浦船頭 庄次郎

上乗 宮浦 新藏

同 二月晦日 貳拾壹

一 高八百六拾石之内五拾石引 残而八百拾石八

一 老艘ハ 旅船 摂州大坂船頭 平兵衛

上乗 宮浦 源次郎

同 三月 貳拾貳

一 高千五百四拾石之内百石引 残而千四百四拾石分

一 壹艘ハ 旅船 同 大坂船頭 助三郎

同 三月 式拾三 上乘 残嶋浦 仁左衛門

一 壹艘ハ 高七百三拾三石之内五拾石引 残而六百八拾三石分

同 三月廿日 宮浦船頭 千之丞

一 壹艘ハ 同 三月廿日 同 千百七拾五石七斗内百石引 残而六百八拾三石分

一 壹艘ハ 同 三月廿三日 式拾四 同 浦船頭 源藏

一 壹艘ハ 同 三月廿三日 式拾五 芸州廣嶋船頭 徳兵衛

一 壹艘ハ 旅船 上乗 (不記入)

一 壹艘ハ 已 三月晦日 式拾五 残嶋浦船頭 善吉

一 壹艘ハ 同 閏三月廿一日 同 今津浦船頭 忠七

一 壹艘ハ 同 四月三日 式拾六 唐泊浦船頭 萬右衛門

一 壹艘ハ 同 四月廿日 廿七 高七百三拾三石之内五拾石引 残而六百八拾三石分

一 壹艘ハ 同 六月十九日 式拾八 宮浦船頭 千之丞

一 壹艘ハ 同 七月五日 廿九 唐泊浦船頭 惣右衛門

一 壹艘ハ 同 七月十一日 三拾 残嶋浦船頭 五八

一 壹艘ハ 同 七月 悦五郎

一 壹艘ハ 是迄二而御切組品々ハ皆済二候

一 壹艘ハ 来午春二掛 瓦壹万枚御登せ分有之候ニ付 廻船壹艘大廻りニ

一 壹艘ハ 可被指立哉之儀 御詮儀有之候処 廻船方より御米積下荷ニ少

一 壹艘ハ 宛積入 江戸江廻候船々より寸志ニ積登之儀申出候処 銀三百

一 壹艘ハ 目拝領ニ被相渡候 右寸志ニ勤上候段 各中御聞通 奇特ニ思

一 壹艘ハ 召候趣 浦奉行今廻船頭取中江被申聞候様ニとの儀ニ付 右之

一 壹艘ハ 段被申渡候而拝領銀被相渡候事

資料5

宝曆八寅年より文政十亥年迄 七拾ヶ年

四代

御称誉御書附写

三拾四通

(1)

宝曆八年寅十二月 御書附頂戴

宮浦船頭 定右衛門

此度五千俵積廻船式艘新規ニ仕立 其上大坂表江押江取置候船三艘 仕組ヲ以取返シ候為用意 除銀三拾五貫目拝借の錢 宮浦・唐泊・殘島船頭中として相願候ニ付 格別ヲ以右銀高拝借被仰付候 右之仕組 船頭中申合并大坂表掛合 猶又右拝借之年賦上納一卷之儀迄茂委細心遣候 右仕組茂相調 常々船數相増シ候様ニ心掛申候段 浦方下役今申出相達候 就中登り御米於大坂廻シ俵之節欠米相立候儀当年者稀ニ有之 偏ニ浦方下役并大庄屋才判を相守候故之儀ニ候 彼是以奇特之事ニ候 依之青銅壹貫文被下候 此已後弥大坂登り米欠米無之様ニ専心掛ケ可申候事

(2)

明和四年亥九月 御書附

宮浦 貞右衛門

先月廿四日 我等と有之作り書狀飛脚之者持參 御浦方御用金子之儀申遣 尤印形も無之書狀を致披見 夜中ニ甥加藏ニもたせ金三拾五兩役所迄指出候段 心底格別之儀 御用と有之ニ付 余分之金子持出させ候段 右作り書狀共ニ御当職へ相達候処 末々之者ニハ上ヲ尊居申心底奇特之至ニ被思召上候儀ニ候 呼出 我等奇特之心底致褒美候様被仰付候 浦中身持之者之能見真似と

存じ候

一印形も無之書狀 金子之儀申遣候儀ニ而決而無之 此已後又々御用之節金子申付候節 書狀參り候ハ、役所迄庄屋分候上 妨無之節ニ可差出候 此已後ケ様成儀無之様ニ有之度事

浦奉行

(3)

明和六年丑九月御書附

宮浦 定右衛門

御館就御普請請銀五百目指上度段相願 奇特之至達御耳ニ候 此節格別之儀ニ付存念ニ相立願之通被仰付候事

(4)

安永六西四月

宮浦 定右衛門

今度 御館御普請ニ付 杉丸太五拾本指上ケ度旨相願 奇特之至りニ候 此節格別之儀ニ付 存念相立願之通申付候 其段遂而御聽ニ茂達事候

西四月

(5)

安永六年西四月

宮浦 定右衛門

今般 宰府御宮葺替ニ付 入用之檜皮請負之儀申出ニ付 則申付候処 出精相働 御益ニ茂相成候段相達候 於居浦ニも常々志宜候通り茂相聞 旁及御沙汰ニ候 依之為御褒美於御臺所御酒頂戴申付候事

西四月

(6)

安永八年亥二月

宮浦 定右衛門

浦々産子養育之儀 猶亦今度委敷被相達置候 依之為冥加米三俵宛り 当亥年卯年迄五ヶ年之間寸志指出し度之旨願之趣相達各聞届候 願之通指出可申候 每度寸志を申出候段 奇特之至則御聴ニ茂達候事

亥二月

(7)

天明四年辰二月

宮浦 定右衛門

穀物及高価 其上不漁ニ付甚致困窮候 依之下浦中江米百俵指遣候段相達 各聞届候 米穀払底之処格別志を相立 下浦中江為合力指遣 殊ニ俵数ニ茂有之 旁以奇特之至候段可達御耳候事

(8)

天明六年午五月

宮浦 定右衛門

銀耆杖

今度 御家婚為御祝儀 右之通指上候段 及御沙汰ニ候処 奇特之儀被思召候事

午五月

(9)

今度 御出府為御祝儀

宮浦 定右衛門

金子式百疋指上ケ 奇特之至リ 及御沙汰候事

申十二月

(10)

於宮浦貧窮之為救 追々八木指遣候段相達各承届 寸志之趣奇特之至リニ候 右之段御聴ニ茂達候事

宮浦 定右衛門

寅五月

(11)

寛政元年酉十二月

宮浦 次郎吉

浦救御用心米代 浦々相納置候を 右代料を以現穀ニ上納之儀申付置候処 相働上納高出米も有之候 依之為寸志米拾俵上納仕御用意米之内ニ被指加度段相願候段 奇特之儀ニ候 即御用心米之内ニ被指加候事

酉十二月

(12)

寛政四年子三月

宮浦 次郎吉

米 六俵

当正月廿二日夕 野北浦出火之節 為寸志右之通指越候段相達 奇特之儀各承届候事

子三月

(13)

寛政四年子三月

宮浦 次郎吉

白米壹斗八

米 六俵八

当七月廿九日 玄界嶋出火の節 為寸志右之通指越候段相達 奇

特之儀各承届候事

子三月

(14)

寛政七年卯五月頂戴御書附式通之内

宮浦 次郎吉

先般御入部前 御下国を奉祝為冥加寸志ニ銀子貳拾五貫目指上度
段存念之趣 奉行手元迄相達候 然るに其頃おろしや御用御手当
御出財繰合せ候付 右銀子ヲ以御手当相調 一廉之寸志相立候段
相達 奇特之至り及御沙汰候 依之猶又御賞美 右指上候員数之
銀子貳拾五貫目 此節被下候 此末浦々自然困窮いたし候節も有
之候ハ、 応時宜僉儀ヲ以扱方之儀奉行可相達候条致出情 速
ニ出銀相救可申候ニ至り 其節は委細奉行可申付候事

卯五月

(15)

右同断 二通之内

宮浦 次郎吉

先般御入部前 御下国を奉祝為冥加寸志ニ銀子貳拾五貫目指上度
段存念之趣申出候ニ付相伺候処 御詮儀之上被召上 其頃おろし
や来津御用御手当ニ被召仕候 右寸志相立候段奇特之至及御沙汰
候 依之為御称美右指上候員数之銀子は此節被下旨 別紙御書付
被相渡候 尚又御家老中御詮儀之上浦溜銀之内其方一生式人扶
持相渡候様被仰付候 此末浦々付然困窮いたし候節ハ応時宜詮儀
ヲ以扱方之儀可申聞候条致出情 速ニ出銀相救候之心得可有之候
彼是右之趣委細申聞候様数馬殿被仰聞候ニ付 書付ヲ以申度候

已上

卯五月

永田清十郎
鈴木久左衛門

(16)

寛政七年卯五月

宮浦 次郎吉

一 米六俵
去ル九日 唐泊火事逢之者共江為寸志 右之通相贈候段相達 奇
特之至各承届候事

卯五月

(17)

寛政七年卯十一月

宮浦 次吉

申度

去々丑年 為寸志銀貳拾五貫目指上度相願御許容被下 為御称美
当夏御書付ヲ以結構被仰付 尚又指出候寸志銀浦溜不残指返候
旨申聞置候処 重々難有奉存 右銀子之内半分は当冬受取 相残
ル半分ハ追々受取候様仕度旨相願 奇特之至りニ候 近来ハ浦溜
銀も払底之儀能勘弁致申出候儀ニ付 数馬殿江相伺候処 尚又存
念之趣奇特ニ被思召 願之通申付候様被仰付候 依之寸志銀半分
ハ当十一月相渡シ 相残ル半分ハ来辰冬申冬迄五ヶ年割当相渡
候条 其心得ヲ以請取可申候事

卯十一月 浦奉行

(18)

寛政九年巳十月

宮浦 次吉

去ル子秋 御国中田方一統虫付 其上兩度之大風ニ而非常損毛之年柄ニ付 浦々貧窮之者及難儀候処 他浦江小麦救切ニ相渡 其上自分共ニ三人催合ニ而粮物買入代鳥目無利ニ而借渡 猶又小田村江小麦拾俵 今津村江小麦式石大麦五俵救切ニ相渡し 彼是別而志ヲ相立 平日ニも浦方用達之ものニ有之候段相達 奇特之至及御沙汰ニ 依之格別以其方一生脇指帶候儀御免被成候事

巳十月

(19)

享和二年戊八月

宮浦 定右衛門

近年浦々不漁ニ有之 一統及困窮 網其外船等之修覆も一向難及自力 職業第一之品不任心候而ハ飢渴之難必定ニ付 右之漁具為仕調 其方貯置候内銀子式拾貫目 年賦ニ而指出候段相達 浦々めを存 奇特之存念ニ有之 其上平日浦方用達致候段も相達及御沙汰候 依之以格別其方一生名字名乗候様申付候 并其方一生江戸御參勤御上下之節上下着用箱崎松原江罷出候儀御免被成候事

戊八月

(20)

寛政十一年未六月

申渡

宮浦 定右衛門

弟 徳之助

次吉儀身代宜敷有之 去ル子年余分之銀子差出 浦々致助合候

尚又其御浦方江重き御用筋被仰付候処 御出財多 御時節拜借も

難被仰付有之候処 多分之銀子為寸志差出候ニ付 浦方御手当丈

夫ニ相納候 依之御聞通之上浦溜合致扶助置候処 頃日病氣ニて

致死去候 在世中質素艱難を致し 家事を相勤候儀殊勝之事ニ候

条 治吉代之通家格ヲ請次 遺語ヲ相守可申候 次吉実子も多有

之段も相達 追々丈夫ニ盛長致候様兄弟申合 老母とも江孝養を

尽し 弥家内陸敷可仕候 此節相伺貞右衛門江式人扶持相続申付

候 不相替致繁栄候様我等共今宰判も致可遣候条 此已後も浦方

非常之御用有之節ハ速ニ致御用達之心得ニ可罷在候事

未六月

(21)

文化三年寅五月

宮浦 津上定右衛門

秋月表御勝手向御差支ニ付 此方様御領内之者共今御借財被成度

候間 出財之儀申付遣候様御頼被仰遣候付 浦奉行今出財之儀申

付候処 格別致出精 通錢拾五貫目指出速ニ致 御用達候段相達

及御沙汰候事

(22)

文化七年午三月

福岡唐人町 萬屋長助

去寅年銀子御入用有之出銀之儀申付候処 通錢三拾貫目指出候段

相達 志宜奇特之至及御沙汰候 依之格別ヲ以御料理頂戴申付候

事

午三月

(23)

同年

宮浦 津上定右衛門

去寅年銀子御入用有之出銀之儀申付候処 則致出銀候段相達 志
宜奇特之至及御沙汰候 依之以格別御吸物御酒頂戴申付候事

午三月

(24)

文化九年申六月

宮浦 定右衛門

沖船頭 福藏

去年 日田表分対州江御米積廻二相成候付 其方船手番二相成居
候処 其後御米積廻し二不相成 数日之間乗組之者共相揃日之御
用相待罷在 志宜候段相達及御沙汰候 依之為御褒美米五拾俵頂
戴申付候事

申六月

(25)

宮浦 貞右衛門

一 米三俵

当夏志賀嶋火災之砌 為寸志右之通相贈候段相達各聞届 奇特之

至候事

酉十二月

(26)

宮浦 貞右衛門

一 米貳俵

当夏志賀嶋火災二付 岡分³⁴ニ茂右之通心ヲ遣候段相達 奇特之儀

事

酉十二月

(27)

浦奉行

当三月 宮浦村火災⁵⁵之節 焼失之者十二人江左之通相送候段相達
奇特之至候 右之通達御聴ニ茂候事

一 米七俵

宮浦

一 錢百廿目

定右衛門

(28)

宮浦 定右衛門

一 米拾俵

当二月 玄界嶋火災之節 為寸志玄界嶋江相贈候段相達 奇特之
至 各承届候事

五月

(29)

宮浦 定右衛門

米二俵

先月六日夜 西浦火災之節 火事逢之者共江為寸志右之通相贈候
段相達 奇特之至各承届候事

八月

(30)

宮浦 定右衛門

米四俵

去年十二月廿四日 野北浦火災之砌 火事逢之もの江為寸志右之通相送り候段相達 奇特之儀各聞届候事

閏 正月

(31)

宮浦 定右衛門

銀六百目

去ル戌年 銀子御入用有之出銀申付候処 右之通差出候段相達 志宜奇特之至及御沙汰候事

辰九月

(32) 文政五年午四月

宮浦 定右衛門

今般御家中切手拝借押米御用捨被仰付候趣承知仕 是迄御家中之輩江出財致置候分餘分之高置居江取計 世帯向甘き二相成候様熟談可仕存念之趣申出 且又郡町浦之者共江貸渡置候分 是亦餘分之高差捨遣候段相達 御国恩難有奉存 別而志を相立 奇特之至及御沙汰候 依之以格別其方々三代迄三人扶持被下 且其方一生苗字名乗候様申付候事

午四月

(33) 文政五年午四月

志摩郡宮浦 定右衛門

申 渡

先般郡々一統諸拝借年賦類外結構被仰付候儀を感服仕 郡町浦江

貸渡置候借財分捨切之儀申出 別而志宜鋪奇特之至二候 依之是迄致拝借居候浦溜銭 左之通為称誉上納用捨申付候事

一 銀三貫三百目

一 六銭貳貫六百八拾老匁貳分五厘

右二口 年賦上納残り分

午四月

藪 弥三郎
三木惣兵衛

(34)

文政十年亥四月

宮浦庄屋 津上定右衛門

今般 若殿様御初入奉祝 銀壹貫目寸志差上候段相達 御国恩難有奉存 志を相立奇特之至及御沙汰 依之以格別御料理頂戴申付 且相統之倅代迄 御參勤御往来之節箱崎松原出被仰付候事

亥四月

万延元年申五月日

拾五歳

津上富吉郎写

資料6

文政十二丑ヨリ

『御称誉御書付写』

津上定右衛門毅満

(1)

文政十二丑七月十六日御達

二十二歳

宮浦

弥市

父定右衛門儀致病死候二付 家石相統申付候 依之定右衛門江被
下置候三人扶持 其方江被下 御參勤御往來箱崎松原出御免被成
候条 可得其意候事

丑七月

川越又右衛門

(2)
天保二卯七月十七日御達

二十四歳

宮浦

弥市

其方廻船頭取助役申付候 頭取之者無復蔵申合 嚴重可相勤候
右受持中脇差帯候儀差免候 且試中之儀二ハ候得共 為苦勞二厘
除之内ハ米三俵相渡候 相折合候上 追而及沙汰儀も可有之候事

七月

梶原源十郎

久間八郎大夫

(3)

志摩郡宮浦浦

弥市

米壹俵

去秋郡々一統作並不宜二付 右之通寸志米差出候段相達 志宜奇
特之至及御沙汰候事

十二月

(4)

天保五年六月朔日御達

二十七歳

宮浦

弥市

其方儀居浦庄屋役申付候 尚是迄之通廻船頭取兼帯二而入念可相
勤候事

午六月

梶原源十郎

久間八郎大夫

(5)

天保十亥八月十八日御達

宮浦庄屋 定右衛門

救切

米 半俵

大麦半俵

去ル申年 非常之損毛二付 貧窮之者共糧物差間及難渋候付 右
之通救遺志を相立候段相達 奇特之至及御沙汰候 依之格別以御
吸物御酒頂戴申付候事

四月

(6)

天保十三寅八月廿七日

小池忠太殿 上田鎌蔵殿

宮浦庄屋

定右衛門

申渡

残嶋浦

孫兵衛

大坂御登米積船御船手頭受持二被仰付置候得共 依御改正二被復
已前 浦方受持二被仰付 御米積登せ方御不都合無之様重畳可申
付旨被仰付候 其方共最前浦方受持中出精相勤 御間欠無之様執
計御用達いたし居候二付 廻船頭取再勤申付候 此節ハ御改正二
依而浦方受持二被仰付候儀二付 御時節柄之御趣意重畳致勤并
御為宜出精可相勤候事

寅八月

桐山九郎次

申渡

宮浦庄屋 定右衛門

(7)

天保十四卯九月御達 寅冬御米也

廻船頭取 宮浦庄屋 定右衛門

大坂御登せ米積船 防州矢嶋沖二において難船之節出方申付候処
致出精候段相達候二付為褒美鳥目五百文相与候事

卯九月

浅香 登

(8)

嘉永元申十二月九日

申渡

宮浦庄屋 定右衛門

岐志浦大庄屋岡崎傳四郎義調子筋有之禁足申付候条 当時其方江
同触諸御用聞次申付候 志賀嶋浦大庄屋安十郎并岐志触庄屋中申
合 諸御用無差支様入念可相勤候事

十二月

細江猪三郎

(9)

嘉永三戊四月十日

申渡

宮浦庄屋 定右衛門

年来功者二有之 專致用達候二付 大庄屋助役ニ申付候 為苦勞
年々米拾俵宛相渡候 尤浦庄屋廻船頭取も是迄之通相心得相勵
出精可相勤候事

戌四月

細江猪三郎

(10)

嘉永五年子八月 御達

申渡

宮浦庄屋 定右衛門

依詮議大庄屋役申付 是迄岐志³⁶触拾七ヶ浦触下ニ申付 以来宮浦
触と可相唱 且加役ニ廻船頭取相談役をも申付 入念可相勤候事

子八月

太左衛門

猪三郎

(11)

嘉永六丑十二月廿二日 御本ノ小河専大夫様御渡

宮浦大庄屋 定右衛門

去冬 御救用ニ付 浦々江出銀申付候処 当時困窮之折柄ニ候得
共 其方共宜遂勤弁 諭方行届 銀高相整立入出精相勤候段相達
奇特之至及御沙汰候 依之御吸物御酒頂戴申付候事

十二月

(12)

嘉永七年寅七月六日 数馬様御渡

宮浦大庄屋 定右衛門

御熨斗匏代金子百疋

侍従様御初人為御祝儀 右之通差上之 奇特之至及御沙汰候事

七月

(13)

嘉永七寅九月

申渡

宮浦大庄屋 定右衛門

米壹俵

玄界嶋一兩年疲病一統ニ致流行 殊外及難洩居候段承知いたし

右之通救米差出候段相達 他浦之義二茂有之候処 格別志を相立
奇特之至承届候事

寅九月

猪三郎

市大夫

宮浦八人二而米拾俵辻

(14)

安政三辰十月

米吉俵

宮浦大庄屋 定右衛門

当正月 西浦火災之節 難洪之者共江右之通救遣 志を相立候段

奇特之至及御沙汰候事

辰十月

(15)

宮浦大庄屋 定右衛門

姪浜西浦両浦火災之節共数日入込 親切ニ才判筋行届候段相達

奇特之至承届候事

辰四月

市大夫

善大夫

(16)

安政四巳十月廿四日

宮浦大庄屋 定右衛門

元利錢貳貫百四拾目

去ル丑十二月 長崎表異船渡来非常立 西浦水夫仕出及差支候二

付 其方借入を以貸渡置候分 此節右之通致捨切 志ヲ相立候段
相達 奇特之至及御沙汰候 依之以格別一代苗字名乗候儀差免候
事

巳十月

(17)

安政五年八月十一日

浦々大庄屋中

苗字

今度浦方改正ニ付 依御詮儀以後役中以別儀 左之廉々差免候事

廉目之節

上下着用

午八月

神湊浦大庄屋 大嶋弥三

宮浦大庄屋 津上定右衛門

(18)

今度 浦方改正ニ付依御詮儀以後役中苗字ヲ初御免之儀は 先日

来御書附ヲ以相達通候 然ルニ上下着用等之儀は左之通相心得可

申候事

上下着用廉々

但 真麻木綿芭蕉之外絹横麻無用

一年始役所披

一 御參勤御往来并居郡出

一 御慶事二付頂戴

右之外自己格別廉立候吉凶之節等以遂勤弁 応時宜着用
袴着用廉々

但 木綿麻原葛布之外絹入并裏付無用

一 御用御呼出并右御用筋二付礼廻

一 宗旨判形御改

一 旅人出会

右之外自己之儀ハ前二準可遂勤弁候事

午十二月

安永延左衛門

高屋善太夫

(19)

安政五年十二月廿日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

年来志宜出精相勤 諸事才判筋行届 專致用達候段相達 奇特之

至及御沙汰候 依之以格別其方俸代迄苗字名乘候儀差免候 且又

此節浦方仕方替二付而ハ 此先弥立入遂才判浦柄速二建直し候様

出精可致候事

午十二月

(20)

宮浦大庄屋 津上定右衛門

青銅五百文

廻船頭取示談役兼請持申付置候処 今般惣浦中御仕法替被仰付

浦々切立等敵法相立 且数年来相疊居候借財道付彼是本役打混

別而御多用二付 右兼請持退役之儀相願候 然ルニ去ル辰年以来

御米御改正二付而は御趣意能致勤弁 廻船取締向之儀 是迄之仕
来二不拘 委細存念等申出 追々風俗相改り 御趣意行届 出精

御用達いたし候二付 此節無拗願之趣ニハ候へ共差留候 是迄

追々出精いたし候段及御沙汰候 依之右之通頂戴申付候 以後尚

又立入取締向無緩様出精可致候事

正月

右安政六未正月十二日 於御勘定所 御奉行山田藤作様ハ御達

須森平六様

(21)

安政六未十一月十三日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

今程別而御事多之処 御趣意を請出精相勤 且大庄屋役之儀は重

キ請持筋二付 旁別段之以御詮議以後役中年始御礼被仰付候 弥

心力を尽可相勤候事

未十一月

(22)

安政七申正月十三日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

浦々借財道付之儀二付致出精骨折候段相達 奇特之至及御沙汰候

是迄苗字名乘候儀俸代迄差免置候処 此節格別ヲ以て孫代迄差免

候事

申正月

(23)

万延元年七月廿八日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

姪浜岐志船越三ヶ浦江取替置候錢貳貫三百九拾五匁四分壹厘 此節捨切之儀申出志ヲ相立候段相達 奇特之至及御沙汰 依之其方俸代迄御參勤御往来之節箱崎松原出被仰付候事

申七月

(24)

万延元年申十二月御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

今度滞在旅人ヲ初判外者取調子一件二付而ハ 請持筋事多之処 御趣意厚相心得 何廉致心配 旅人方を初浦役人共江之申談方宜敷候付 銀老枚頂戴申付候 尚此先御趣意行届候様立入出精可申合候事

申十二月

安永延左衛門
高屋善大夫

(25)

文久元西十二月

宮浦大庄屋 津上定右衛門

測量之英船御用二付 火急出役申付致太儀候条 金子二百疋遣之候事

西十二月

安永延左衛門
高屋善大夫

(26)

文久二年戊十二月朔日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

平日志宜敷出精相勤 御趣意深遂勤弁 常々浦役ともを初一統江之申諭行届 夫銀上納并諸上納銀当年ハ別而相勵速ニ相納 且去西今非常備米も致出来 当戊年今漁除ケ之仕方相立除ケ金追々相納 彼是格別致出精候付 為褒美八木五俵頂戴申付候 弥出精相勤可申候事

戊十二月

安永延左衛門
高屋善大夫

(27)

元治二年申子六月十六日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

銀預貳貫四百目
御台場御營築ニ就而は右之通寸志指上 且触中寸志二付而も骨折御時勢厚ク致勤弁別而志を相立候段相達 奇特之至及御沙汰 依之以格別俸代迄大庄屋格申付候事
子六月

(28)

慶応二年寅四月十四日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

地銅拾貳貫三百貳拾目ハ

大砲御鑄立二付 右之通寸志差上候段相達 奇特之至二候 依之一代居郡御通駕之節御目通出方被仰付 五代迄苗字名乗候儀をも差免候之事

寅三月

(29)

慶応三年卯十二月

宮浦大庄屋 津上定右衛門

去ル子年今追々長門御出勢立御船乗水夫火急之呼出候処 触付宰判方行届候二付 水夫共速二致出方候段相達及御沙汰候 依之為褒美青銅三貫文被下候事

卯十二月

(30)

慶応四年辰四月六日 今宿於御郡屋³⁰二御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

近年弥増米価高料二付 触下浦々備米相立度浦役共江申談 仕法立等立入相諭候二付 何連茂能致勘弁 追々備方ヲも執計候段相達 志宜奇特之至二候 依之吸物御酒頂戴申付候 尚此先備増之儀弥無懈怠申聞一廉致全備候様 精々可遂宰判候事

辰四月

喜三兵衛

惣右衛門

(31)

慶応三年

宮浦大庄屋 津上定右衛門

数年来致出精候二付 為心付役中々米五俵宛相与候条 弥出精可相勤候事

掛り 郡奉行

卯十二月

大森浅右衛門様 森惣右衛門様

附衆 山内彦平殿

山田卯兵衛殿

(32)

明治三年七月五日

志摩郡宮浦触口 津上定六

平日心得方宜 年来出精相勤 触内世話筋深切ニ有之 能相懐候段相達 奇特之至二候 依之以格別一代老人扶持下賜候旨御沙汰候事

七月

岡部少参事様

松尾桂七様

小田部大属様

友池曾平様

(33)

明治四未四月九日

宮浦大庄屋 津上定六

依病氣退役相願候得共 專致用達候二付 右願差留候条 加保養可相勤候事

未四月

大属 吉田清作殿

松尾桂七殿

註

- (1) 筑前国の地誌。加藤一純を中心に鷹取周成や青柳種信の助勢を受けて成立。一九七七年、文献出版が上下2巻として出版。
- (2) 「註1」の修補編。青柳種信が編集責任者。一九七三年に九州公論社から影印本を出版。
- (3) 大正六年に筑豊水産組合が発行した地誌。女界灘・響灘に面した五二浦の記述がある。
- (4) 大正八年に編さんされた地誌。現在の福岡市西区の旧糸島郡部を含む。
- (5) 昭和三六年、北崎村の福岡市合併に際し発行。
- (6) 昭和十六年、伊東尾四郎氏によって編集。未発行。
- (7) 福岡県立図書館蔵。福岡藩の郡・町・浦に関する覚書
- (8) 福岡藩の浦役所の記録。慶安二年以降の記述がある。
- (9) 五ヶ浦廻船を紹介した本。高田茂廣著。昭和五年、西日本新聞社版。
- (10) 福岡市西浦に在る。真宗本願寺派。
- (11) 福岡県部落史研究所の創立者のひとり。福岡に関する多数の資料を収集した。一九七九年没。
- (12) 福岡市東区箱崎の浦大庄屋であった明石家の資料。海事に関するものが多い。福岡県立図書館蔵。
- (13) 福岡市東区箱崎の浦庄屋であった山崎家の資料。当館蔵。
- (14) 福岡市東区志賀島弘浦の庄屋文書。
- (15) 福岡市西区西浦の庄屋文書。
- (16) 榎田佐市。五ヶ浦の廻船頭取のひとりであった。
- (17) 福岡藩の浦奉行。浦関係文書に最も多く登場する人物である。船主のこと。船主であり船頭でもある場合は直乗船頭、雇われた船頭の場合は沖船頭という。
- (18) 福岡藩の江戸屋敷。
- (19) 福岡市中央区。近世初頭に下関伊崎から移住したといわれている。
- (20) 福岡藩二代藩主黒田忠之当時の家老。有名な黒田騒動により失脚。
- (21) 宮浦出身の江戸における廻船問屋。代々作右衛門を名乗り幕末まで続く。享保の頃、幕府の廻船差配となる。
- (22) 一般には東廻り廻船をいう。
- (23) 若松の船宿。五ヶ浦廻船の定宿であったと思われる。
- (24) 浦方に掛けられた税。船百石に付銀三二匁であった。
- (25) 大阪船場の廻船問屋。残島出身。五ヶ浦廻船の大阪における代弁者でもあった。
- (26) 渡海船及び客船のこと。
- (27) 北九州市門司区。
- (28) 下浦とは伊崎から辺田(糸島郡志摩町)までの浦をいう。五ヶ浦はその一部。
- (29) 廻船が他藩の米を積んだ場合など積荷の責任者として同乗する者のこと。
- (30) 米の別称。
- (31) 福岡市西区小田。宮浦の隣村。
- (32) 秋月藩を指す。
- (33) 浦に対して村を云う場合、岡、あるいは岡分と云った。
- (34) 宮浦の本村。宮浦が浦奉行・浦大庄屋の支配下であったのに対し、宮浦村は郡奉行・村大庄屋の支配下であった。
- (35) 下浦の別称。触とは浦大庄屋の支配範囲を示す。浦大庄屋の居住した浦の名をとって岐志触・今津触・宮浦触などと云った。
- (36) 幕末期に異国船の渡来に備えて博多湾を中心に志賀島・残島・姪浜・洲崎などに台場が建てられた。
- (37) 早良・怡土・志摩三郡役所が置かれていた。郡奉行が常駐していた訳ではないが牢屋等はあった。
- (38)

中国出土王莽銭に関する覚書

塩屋勝利

はじめに

一九八七年末から一九八八年一月にかけて、福岡市平和台野球場外野席改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査が行われ、古代の客館である鴻臚館の存在を示唆する遺構と遺物が発見され、各方面に大きな反響を呼び起こした。調査終了後、一九八八年二月三日から三月一三日迄の三週間、当館に於て「鴻臚館跡出土品速報展」を開催し、一八日間の会期で入館者数は二〇、九五二人（一日平均一六四人）であった。この数字は年間入館者数に匹敵するものであり、鴻臚館に対する市民の関心の高さを示したものである。

速報展で展示した資料は、鴻臚館式瓦、須恵器、黒色土器、硯など国内産の出土品のほか、王莽銭（大泉五十）、新羅焼、ガラス製瓶・

杯、イスラム陶器、中国越州窯青磁・長沙窯青磁、白磁などの舶来品合わせて三四点である。^① これらの中で大泉五十は、鴻臚館の時代の（九世紀初頭～一世紀末）、あるいは鴻臚館の前身とされる筑紫館の時代（七世紀後半～八世紀）をはるかに遡る王莽銭（一世紀初頭）であり、これが日本最初の発見ということも相俟って、発見直後からその移入時期についての議論が展開された。^② このような大泉五十をめぐる議論の高まりの中で、会期中に何人かの古銭収集家の来訪を受けたほか、九州貨幣史学会会長橋詰武彦氏からは、王莽銭を含む中国古代・歴代貨幣計四五点（日本製永楽通宝二点を含む）をご寄贈いただいた。ここでは、橋詰氏からご寄贈いただいた中国貨幣を紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあげ、鴻臚館跡出土大泉五十を含む日本の遺跡出土王莽銭の年代観、

あるいはその移入時期を再検討するための覚書とするものである。

一、寄贈された中国古代・歴代貨幣

一九八八年三月と一九八八年四月の二度にわたって橋詰氏から寄贈していただいた中国古代・歴代貨幣四五点の内訳は次のとおりである(表1参照)。

殷・周・春秋・戦国の貨幣

殷・周時代のものと考えられるものに貝貨一点(PII-1)、磬幣一点(PII-2)がある。1はタカラ貝科の貝、2は青銅製である。これらを流通貨幣と考えることは疑問であるが、ここでは貨幣の原形的形態を示すものとして紹介しておく。

春秋・戦国時代のものとして、蟻鼻錢(PII-3)、尖足布(PII-4)、方足布(PII-5)、刀幣(明刀錢)(PII-6)の計四点があり、いずれも青銅製である。蟻鼻錢は楚国を中心に行われたと考えられ、尖足布・方足布は紀元前八世紀頃に起こった貨幣で、そのデザインは「縛」(鋤の一種)を写したと考えられるものである。明刀錢は中国東北の燕地方を中心に行われた貨幣である。

前漢の貨幣

前漢高后六(前一八二年)鑄造の六銖半兩一点(PII-7)、前漢文帝五(前一七五年)鑄造の四銖半兩一点(PII-8)、五銖二点(PII-9・10)の計四点で、いずれも青銅製の凹形方孔錢である。紀元前二二一年、秦の始皇帝は中国を統一して強力な中央集権国家を成立させ、混乱していた度量衡および貨幣制度を統一し、それまで

の戦国時代各種貨幣を廃止した。この時初めて鑄造された凹形方孔銅錢が半兩で、前漢成立以後も高后二(前一八六)年の八銖半兩、高后六(前一八二年)年の六銖半兩、文帝五(前一七五年)年の四銖半兩がひき続き鑄造された。五銖は前漢武帝の元狩五(前一八一年)に初めて鑄造された銅錢で、王莽が権力を掌握した一時期を除き、後漢・隋までのおよそ七〇〇年間にわたって鑄造、流通した貨幣である。

王莽錢

大泉五十が五点(PII-11・15)、小泉直一が二点(PII-16・17)、大布黄千が一点(PII-18)、貨泉二点(PII-19・20)、貨布一点(PII-21)および布泉一点(PII-22)と小五銖一点(PII-23)を含む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽は、前漢の貨幣制度を改革して頻繁に貨幣の発行・改廃を行った。大泉五十は、王莽が実質的に権力を掌握した二年後の居攝二(七)年に初めて鑄造した銅錢である。小泉直一は、始建国元(九)年の初鑄、大布黄千も同じく始建国元(九)年に初鑄されたものである。貨泉と貨布は天鳳元(一四)年に初鑄された。布泉と小五銖については記録にはないものの、後述するように錢范の出土例や出土状況から王莽錢と考えられるものである。なお、これらの王莽錢については本稿の主題であるので、後で詳しく検討したい。

後漢の貨幣

五銖二点(PII-24・25)で、後漢光武帝建武元(四〇)年鑄造の銅錢とされるものである。

表1. 受贈中国古代・歴代貨幣一覧表

No.	名 称	時 代	種 別	材 質	寸 法 (単位:mm)					重量 (単位:g)
					外径	孔径	厚さ	長さ	幅	
1	貝貨	殷	貝貨	貝			7.2	17.9	11.7	1.4
2	盤幣	周	盤幣	銅			1.0		102.0	7.9
3	蟻鼻錢	戦国	銅貝貨	〃			4.8	17.5	12.3	2.6
4	尖足布	〃	布幣	〃			1.1	54.0	28.0	4.7
5	方足布	〃	〃	〃			1.1	46.9	30.5	4.6
6	明刀錢	〃	刀幣	〃			1.7	138.0	17.5	14.7
7	六銖半兩	前漢	円形方孔錢	〃	27.1	8.0	1.4			3.8
8	四銖半兩	〃	〃	〃	24.3	8.0	1.3			2.4
9	五銖	〃	〃	〃	25.8	9.0	1.6			3.1
10	〃	〃	〃	〃	25.5	9.0	1.9			4.2
11	大泉五十	王莽新	〃	〃	28.1	7.0	3.0			8.9
12	〃	〃	〃	〃	28.9	7.0	2.5			7.3
13	〃	〃	〃	〃	29.4	8.0	3.3			9.3
14	〃	〃	〃	〃	27.1	7.1	2.2			4.3
15	〃	〃	〃	〃	26.2	7.1	2.1			2.8
16	小泉直一	〃	〃	〃	14.1	3.4	1.3			0.5
17	〃	〃	〃	〃	14.5	3.0	1.3			0.6
18	大布黄千	〃	布貨	〃			2.8	52.8	24.3	14.0
19	貨泉	〃	円形方孔錢	〃	27.2	6.0	3.1			10.3
20	〃	〃	〃	〃	23.4	5.6	1.5			2.7
21	貨布	〃	布貨	〃		5.3	2.7	57.5	22.1	17.2
22	布泉	〃	円形方孔錢	〃	26.4	8.8	1.7			3.5
23	小五銖	〃	〃	〃	12.5	4.0	1.5			0.7
24	五銖	後漢	〃	〃	25.9	8.2	1.7			3.1
25	〃	〃	〃	〃	24.8	8.3	1.2			1.8
26	〃	南北朝	〃	〃	23.2	7.7	0.8			1.5
27	五銖(剪輪)	〃	〃	〃	17.8	7.8	1.0			0.9
28	五銖(綆環)	〃	〃	〃	26.0	?	1.8			1.9
29	常平五銖	〃	〃	〃	24.9	7.5	1.6			4.0
30	五銖	隋	〃	〃	22.9	6.2	1.3			2.1
31	開元通宝	唐	〃	〃	25.1	5.2	1.5			3.7
32	〃	〃	〃	〃	24.4	5.0	1.4			3.5
33	軋亨重宝	五代十国	〃	〃	26.1	5.7	1.1			4.4
34	周元通宝	〃	〃	〃	24.5	5.5	1.6			3.5
35	唐国通宝	〃	〃	〃	24.5	4.7	1.2			2.8
36	崇寧通宝	北宋	〃	〃	34.9	6.2	2.9			11.1
37	崇寧重宝	〃	〃	〃	34.3	6.3	2.2			9.7
38	永樂通宝	明	〃	〃	25.2	4.6	1.6			4.7
39	〃	〃	〃	〃	25.2	4.6	1.4			3.7
40	永樂通宝(日本鑄)	室町	〃	〃	22.6	4.6	1.2			2.3
41	〃	天正	〃	銀	24.8	4.8	1.5			3.9
42	興朝通宝	清	〃	銅	49.2	9.1	1.9			19.2
43	乾隆通宝	〃	〃	〃	25.6	5.8	1.1			3.2
44	〃	〃	〃	〃	25.0	4.3	1.4			2.1
45	光緒通宝	〃	〃	〃	26.2	4.0	1.1			3.6

南北朝・隋・唐の貨幣

北魏(三八六〜五三三年)の五銖一点(PL III-26)、梁(五〇二〜五
 五六年)の剪輪五銖一点(PL III-27)・綆環五銖一点(PL III-28)、
 北齊文宣帝の天保四(五五三)年鑄造の常平五銖一点(PL III-29)、
 隋の文帝開皇元(五八一)年鑄造の五銖一点(PL IV-30)、唐の高祖

五代・十国の貨幣

武徳四(六二二)年鑄造の開元通宝一点(PL IV-31)、武宗會昌五(八
 四五)年鑄造の開元通宝一点(PL IV-32)の計七点である。
 南漢の高祖軋亨元(九一七)年鑄造の軋亨重宝(鉛錢)一点(PL
 IV-33)、後周の世宗顯徳一(九五五)年鑄造の周元通宝一点(PL IV

—34)、南唐の元宗中興二(一九五九)年鑄造の唐国通宝一点(PL IV—35)、北宋徽宗崇寧元(二〇二)年鑄造の崇寧通宝一点(PL IV—36)、崇寧重宝一点(PL IV—37)の計五点である。

明以降の貨幣

明の成祖永樂六(一四〇八)年鑄造の永樂通宝二点(PL IV—38、39)、日本製の永樂通宝(ピタ錢)一点(PL IV—40)、同じく永樂通宝(銀錢)一点(PL IV—41)、明末の永明王興朝元(一六五七)年鑄造の興朝通宝一点(PL IV—42)、清の乾隆通宝・光緒通宝など新疆紅錢と称される銅錢三点(PL IV—43、45)がある。

小結

橋詰氏から寄贈いただいた四五点の中国古代・歴代貨幣について紹介したが、これらの貨幣の中で日本の遺跡から出土するものが少なからず含まれている。遺跡から出土した最も古い貨幣は明刀錢で、一九二三年に沖繩県那覇市城嶽貝塚から出土した一例が知られている。⁴半両錢は福岡県糸島郡志摩町御床松原遺跡と隣接の新町遺跡から各々一点が出土しているほか、現在の山口県宇部市沖ノ山松浜から江戸時代に発見された二〇点がある。⁶五銖錢は同じく宇部市沖ノ山松浜から九六点以上、北九州市小倉南区守恒遺跡から一点、⁷福岡市博多区呉服町から一点、⁸大分市坂ノ市町久原から二点、⁹熊本県玉名市保多地2号墳から二点、⁴大阪府和泉市黄金塚古墳から一点¹⁰の出土例がある。さらに最近、福岡市博多区の築港線第3次調査で一点¹¹が出土している。半両錢は弥生時代後期を中心とする遺跡から出土し、五銖錢は弥生時代・古墳時代、さらに中世の遺跡にまで認めら

れる。王莽錢は大泉五十、貨布、貨泉の三種が遺跡から出土している。大泉五十は福岡市中央区城内の鴻臚館跡の廃棄物処理遺構最下層(一〇世紀後半)から一点、貨布は福岡県大野城市仲島遺跡の古墳時代後期の土器を含む溝状遺構から一点出土している。¹²貨泉は王莽錢の中で最も数多く出土する貨幣であるが、西日本の弥生時代後期の遺跡のみならず、長崎県対馬から北海道までの広域的な範囲で、古墳時代(中世(室町期まで))の各年代の遺跡から出土している。唐の開元通宝、南唐の唐国通宝などのほか、北宋錢・南宋錢は古代(中世)の遺跡から数多く出土する貨幣である。

これら中国古代・歴代貨幣のうち、漢代の貨幣とくに王莽錢は、その鑄造時期が短期間に限定されることから、共伴出土する弥生土器の編年や、遺跡の実年代を探る上での重要な資料とされてきた。けれども前述したように、王莽錢は弥生・古墳・古代・中世の各時代遺跡から出土しているのであり、その移入時期について再検討を行う必要があると考えられるのである。こうした視点から、以下、王莽錢の史料上の規定、中国における実際の出土例をとりあげ、若干の考察を加えたい。

一、王莽錢について

ここで使用する王莽錢という用語の意味は、前漢王朝を倒して新を建国した王莽(前四五―二三年)が、新建国以前にすでに権力を掌握した段階から発行させた貨幣を含むもので、『漢書』王莽伝・食貨志に記載されている貨幣である。

『漢書』記載の王莽錢

『漢書』に記されている王莽錢の種類と発行（鑄造）の過程は次のとおりである。

居攝二（七）年 漢制を更改し、大錢、契刀、錯刀を鑄造し、五銖と共に四品を並び行う。大錢は径一寸二分、重さ十二銖、錢文は「大泉五十」である。契刀は身が刀の形、環が大錢と同じ形をなし、長さ二寸、錢文は「契刀五百」である。錯刀は金メッキを施したもので、錢文は「一刀直五千」である。

始建国元（九）年 漢室の劉氏を廢して新を建国したことから、「劉」の字にある「刀」・「金」を付す錯刀、契刀、五銖を廢止し、更に改めて金・銀・龜・貝・錢・布の六物を發行した。これを寶貨という。

錢貨は、小錢が径六分、重さ一銖で錢文は「小泉直一」のもの、幺錢が径七分、重さ三銖、錢文は「幺泉一十」のもの、幼錢が径八分、重さ五銖、錢文は「幼泉二十」のもの、中錢が径九分、重さ七銖、錢文は「中泉三十」のもの、壯錢が径一寸、重さ九銖、錢文は「壯泉四十」のものであり、これらを錢貨六品といい、その交換価値は錢文に示す値である。

黄金は重さ一斤で錢一万の値とした。銀貨は朱提銀が重さ八兩で一流となし、その値を千五百八十とし、它銀一流の値を千とした。これらを銀貨二品という。

龜貨は、元龜が甲羅の長さ一尺二寸の直二千百六十で、大貝十朋と同値、公龜が長さ九寸の値五百で壯貝十朋と同値、侯龜が長さ七

寸以上の直三百で幺貝十朋と同値、子龜が長さ五寸以上の直百で小貝十朋と同値である。これらを龜寶四品という。

貝貨は、大貝の四寸八分以上のもの二枚を一朋とし、その値が二百十六、壯貝三寸六分以上のもの一朋の値が五十、幺貝二寸四分以上のもの一朋の値が三十、小貝一寸二分以上のもの一朋の値が十、長さ一寸二分に満たないもの約一枚の値が三とした。これらを貝貨五品という。

布貨は、大布、次布、弟布、壯布、中布、差布、厚布、幼布、幺布、小布の十品である。小布は長さ一寸二分、重さ十五銖で、錢文は「小布一百」である。小布以上の布貨は、各々長さ一分、重さ一銖を増し、錢文は各々の布名と値百を加えたものである。すなわち、大布は長さ二寸四分、重さ一兩で、その値は千錢である。

これら二十八品の發行貨幣のうち、錢貨と布貨の十六品が銅貨である。

始建国二（一〇）年 復古的なこれらの貨幣發行は、前漢以来の貨幣經濟を混乱させるものであり、一般にはあまり流通せず、民衆はそれまでの五銖錢を使用したので、龜・貝・布貨の發行を断念し、小泉直一と大泉五十の二品のみを行うことになった。

天鳳元（一四）年 大錢、小錢を廢止し、新たに貨布と貨泉を發行した。貨布は長さ二寸五分、巾一寸、首の長さ八分余り、首の巾八分、円孔の径二分半、足枝の長さ八分、その間の巾二分で、重さが二十五銖、錢文は右側が「貨」、左側が「布」とし、その値は貨泉二十五枚に当る。貨泉は径一寸、重さ五銖、錢文が右側に「貨」、

左側に「泉」を配し、一枚が値一である。なお、大錢については居撰二年以来流通していたため、貨泉一枚の値を一とする交換価値として、そのまま六年間の流通を認めている。¹³

以上みてきたように、『漢書』食貨志によれば王莽錢は居撰二年、始建国元年、始建国二年、天鳳元年の四次にわたって発行・改廃が行われているのであるが、貨幣を考察するに当たっては、その品位・寸法・重量が大きな要素となるので、次にこれらの尺度と重量について検討してみよう。

三、王莽錢の尺度と重量

前漢の度量衡の規定については『漢書』律曆志にあり、王莽もこれを踏襲している。尺度を示す度は、分・寸・尺・丈・引の各五單位がある。十分を一寸、十寸を一尺、十尺を一丈、十丈を一引とする十進法の比率である。尺度を測定する物差の標準器は、分・寸・尺・丈が銅を用い、高さ一寸、広さ二寸、長さ一丈と定められ、引は竹を用い、高さ一寸、広さ六分、長さ十丈と定められている。重量を示す權は、銖・兩・斤・鈞・石の五單位で、十二銖が半兩、二十四銖が一兩、十六兩が一斤、三十斤が一鈞、四鈞が一石と定められている。重量を測定する權（分銅）の標準器は、円環形を呈した外径が内径の三倍となるものである。

それでは、王莽の時代における尺度と重量の実際はどのようなものであろうか。まず尺度であるが、王莽尺の事例として「始建国元年正月癸酉朔日制」の銘を刻したキャリパー形の銅尺、「始建国元

年造廿枚第六」の銘を有する銅尺¹⁵が知られており、関野雄博士の算定では、前者の一尺 \parallel 二五〇mm、後者の一尺 \parallel 二二五mmである。¹⁶また、一九二七年に甘肅省定西県の称鈞駅から出土した「始建国元年正月朔日制」銘の一丈銅尺は、長さ二二九・二cm、幅四・七cm、厚さ二・四cmである。¹⁷二片に折れ、一片はやや曲がっているため全長は若干の誤差があると考えられるが、『漢書』律曆志の規定によつて換算すると、長さの一尺 \parallel 二二・九mm、幅の一尺 \parallel 二三・五mm、厚さの一尺 \parallel 二四mmとなり、幅と厚さの平均値一寸 \parallel 二三・三七五mmとなる。さらに、中国歴史博物館所蔵の「始建国元年正月癸酉朔日制」銘を有する銅製方形一斗枘には、「方六寸、深四寸五分」と記されており、その実測値から換算すると、一辺では一尺 \parallel 二三・〇二七五cm、深さでは二三・〇二八八cmとなり、その平均値一尺 \parallel 二三・〇二八一五cmである。山西省博物館所蔵の「始建国天鳳元年三月」銘を有する銅製一斛枘では、口径三三・二cmから換算した一尺の実長二三・四七五九四cmとなっている。¹⁸

このように、王莽尺には、始建国元年正月朔日制の一尺が、実長二五・〇cm、二二・五cm、二三・〇八cmという大・小・中の三種類の尺度が存在したことになる。こうした事情について関野博士は、「この奇異な現象を合理的に説明するには、どうしても次のように考えざるを得ないのである。すなわち最初、王莽は漢尺を改めてそれよりずっと長い大尺をこしらえてみたが、こうした度外れのものには、とうてい一般に受け入れられるはずもなかった。そこで彼は試しに當時慣用されていた二三〇耗前後の尺をも用いてみることに

表2. 王莽銭の尺度・重量一覽表

発行年	品名	種別	銭文	尺		度 (単位ミリメートル)		漢書	重	量 (単位グラム)
				漢書	尺	始建國元年尺	始建國元年小尺			
居撰二年 (A.D. 7年)	錢貨	大錢	大泉五十	徑一寸二分	三〇・〇〇	二七・〇〇	二七・六三	十二銖	七・五六	七・八〇
	刀貨	契刀五百	契刀五百	長三寸	七五・〇〇	六七・五〇	六九・二五	七〇・四三	〇・六三	〇・六五
始建國元年 (A.D. 9年)	錢貨	錯刀	一刀直五千	長三寸	七五・〇〇	六七・五〇	六九・二五	七〇・四三	〇・六三	〇・六五
	錢貨	小錢	小泉直一	徑六分	一五・〇〇	一三・五〇	一六・一六	一四・〇八	一・八九	一・九五
	錢貨	幼錢	幼泉二十	徑七分	一七・五〇	一五・七五	一八・七五	一八・七八	一・四五	一・五五
	錢貨	中錢	中泉三十	徑八分	二〇・〇〇	一八・二五	二〇・七五	二一・一三	二・〇一	二・〇五
	布貨	壯錢	壯泉四十	徑一寸	二二・五〇	二〇・二五	二二・〇八	二二・四七	二・四七	二・五五
	布貨	小布	小布一百	長一寸五分	三七・五〇	三三・七五	三三・〇八	三三・四七	九・四五	九・七五
	布貨	幺布	幺布二百	長一寸七分	四〇・〇〇	三六・〇〇	三六・九三	三七・五六	一〇・〇八	一〇・四〇
	布貨	幼布	幼布三百	長一寸八分	四二・五〇	三八・二五	三九・二四	三九・九一	一〇・七一	一一・〇五
	布貨	厚布	厚布四百	長一寸九分	四四・五〇	四〇・二五	四一・五五	四二・二五	一一・三四	一二・〇五
	布貨	差布	差布五百	長二寸	四七・五〇	四二・五〇	四三・八五	四四・六〇	一二・九七	一三・三五
	布貨	中布	中布六百	長二寸一分	五〇・〇〇	四四・〇〇	四四・一六	四四・九五	一三・〇〇	一三・三五
	布貨	壯布	壯布七百	長二寸二分	五二・五〇	四六・二五	四六・三〇	四六・九三	一三・三三	一三・六五
	布貨	弟布	弟布八百	長二寸三分	五五・〇〇	四八・七五	四八・四七	四九・三〇	一三・八六	一四・三五
	布貨	次布	次布九百	長二寸四分	五七・五〇	五一・二五	五〇・七八	五一・六四	一四・四一	一四・九五
布貨	大布	大布黃千	長二寸五分	六〇・〇〇	五三・七五	五三・四〇	五三・九四	一四・九一	一五・〇〇	
天鳳元年 (A.D. 14年)	布貨	貨泉	貨泉	徑一寸	二五・〇〇	二二・五〇	二三・〇八	二三・四七	五銖	三・一五

し、これを嘉量の寸法に適用した。そしてさらに同じ始建國元年のうち、復古主義の理想から周尺の採用を正式に決定した。だいた
いこういう事情だったのであるまいか」と述べられている。また、
天鳳元年の標準尺の出土例は知られていないが、前にみた天鳳元年
三月の紀年銘を有する銅製一斛枘から換算した二三・四七五cm前後
が一尺の実長であったと考えられる。¹⁹⁾

次に重量の実際についてみてみよう。一九二七年に甘肅省定西県
の西称鈎駅から出土した「始建國元年正月癸酉朔日制」銘の銅製輪
形分銅では、一石分銅の重量が二九九五〇g、九斤分銅が二二二二・

八g、二鈎分銅が一四七七五g、六斤分銅が一四四六・一五g、三
斤分銅が七三〇・〇五gである。¹⁸⁾これを『漢書』律曆志の規定に拠つ
て換算すると、一斤の重量は各々、二四九・五八g、二四六・九八g、
二四六・二五g、二四一・〇三g、二四三・三五g、平均二四五・
四四gである。一兩の重量では、各々、一五・六〇g、一五・四四g、
一五・三九g、一五・〇六g、一五・二二g、平均一五・三九gと
なり、一銖の重量では、各々、〇・六五g、〇・六四g、〇・六四g、
〇・六三g、〇・六三g、平均〇・六三八gとなる。また、一九七
三年に四川省成都市の天廻公社漢墓から出土した銅製分銅は、四兩、

半斤、一斤の三種あり、¹⁸⁾各々の一兩と一銖の重量は、一五・一g、一五・〇八g、一五・〇八gと〇・六三g、〇・六三g、〇・六三gとなる。これらの出土例から、王莽代の一銖は〇・六三〜〇・六五g前後(平均値〇・六三五g)であったと考えられる。

これらの尺度と重量を王莽銭に適用すればどのようなようになるであろうか。『漢書』食貨志記載の二十八品のうち、尺度と重量を規定した銅貨(錯刀を含む)について記すと表2のとおりとなる。便宜上、尺度については銭貨が直径のみ、刀貨と布貨が全長のみを記している。また、『漢書』食貨志に記す契刀と錯刀の長さ二寸は、環と身の比率から考えて、明らかに三寸の誤りであるので訂正した尺度としている。表に示す数値と、実際に出土した王莽銭の数値との関係が問題となるので、中国における王莽銭の出土例を次にみてみよう。

四、王莽銭の出土遺構とその年代

これまでみてきたように、王莽銭は発行・铸造期間が短かく限定されるとはいえ、その種類が多いことから、漢代貨幣にあつては、五銖銭に次いで出土例と出土数が多い貨幣である。このため、広大な中国における出土例全てを把握することは不可能なことであり、本項の記述は、私が入手・利用できた報告文献の範囲に拠っている。管見による王莽銭の中国出土例は表3のとおりであるが、原則的には出土遺構と伴出貨幣が不明確な例は除外しているものである。以下、本表に従つて王莽銭の出土例を検討してみよう。王莽銭の出土遺構には、墳墓、窖(穴倉)、古城址、住居址、鑄銭址、海底沈没

船などがある。このうち、墳墓からの出土例が最も多く、穴倉からの出土例も少なくない。

墳墓出土の王莽銭

新代の墳墓を初めとして、後漢、三国、南北朝、唐、五代の各時代の墳墓から出土している。

漢代の墳墓 多数の漢墓の発掘と詳細な報告で有名な洛陽市の燒溝漢墓(文献¹⁹⁾)でみてみると、二二九基の漢墓中、六二基から王莽銭が出土しており、総数は七種一一八三枚となっている。また、半兩銭は一二基の墓から計一六二九枚、五銖銭は一五二基の墓から計八四五三枚が出土している。これらの銅銭のうち、半兩銭が一型〜三型、五銖銭が一型〜五型に型式分類され、墳墓の型式と墓葬の年代との相関関係の分析が行われている。²⁰⁾報告書によれば、燒溝漢墓の実年代は、第一二期が前漢中期前後、第三期(前期)が前漢晚期、第三期(後期)が王莽新前後、第四期が後漢早期、第五期が後漢中期、第六期が後漢晚期という六期に区分されている。各期における王莽銭と半兩銭・五銖銭の伴出関係をみると次のようになっている。まず、半兩銭・五銖銭を共伴する墓は八基あり、半兩銭は全て三型で、五銖銭は一型〜五型を含み、全て六期以後漢晚期に位置づけられる。王莽銭のみを出土する墓は一七基で、三期・三期後期が一四基と最も多く、三期〜四期、四期、四期〜五期のものが各一基認められる。つまり、王莽銭のみを出土する墓は王莽代を中心とし、後漢早期〜中期迄ということである。五銖銭を共伴する墓は三七基あり、三期・三後期のもの二〇基(五銖銭一型〜二型)、三期〜

表3. 中国王莽钱出土遗址地名表(稿)

文献	出土地	種別	出土遺構	王莽錢	伴出貨幣	總數	年代	出土年月
一	河南省洛陽市燒溝	墳墓	計62基	大泉五十八65、契刀五百1、小泉直一3、大布黃千16、貨布1、貨泉296、布泉1	半兩、五銖	11265枚	新後漢	一九五二—一九五三年
二六	河南省洛陽市西郊		計六〇基	大泉五十一635、契刀五百16、錯刀7、小泉直一313、大布黃千82、貨布6、貨泉1885、布泉93	半兩10、五銖10436、鐵錢45、鉛錢2、錫錢2	14552枚	新後漢	一九五七—一九五八年
一六	湖北省宜昌縣前坪		前2磚室墓	大泉五十五1、大布黃千5	五銖324	380枚	新	一九七一—一九七二年
一八	河南省唐河縣湖陽		画像石墓	大泉五十九、小泉直一3	12枚	12枚	新(一八年)	一九七八年三月
二三	陝西省臨潼縣武屯		8号磚室墓	大泉五十二0	半兩3	23枚	新	一九八〇—一九八一年
二九	河北省唐山市徐莊		70号墓	大泉五十			新	一九五六年
三六	河南省巩縣叶岭村		磚室墓	大泉五十三			新	一九七二年一月
四一	陝西省千陽縣		洞室墓	大泉五十五8		3枚	新	一九七二年一月
四八	江蘇省揚州市肖家山		M1木槨墓	大泉五十三3、大布黃千5	五銖588	626枚	新	一九七二年九月
			M2木槨墓	大泉五十二30	五銖1	231枚	新	一九七四年一月
			M3木槨墓	大泉五十二76		276枚	新	
五二	陝西省咸陽市		磚室墓	貨泉1	半兩2	3枚	新	一九八〇年八月
六五	江蘇省揚州市平山		5号木槨墓	大泉五十五4	五銖1	55枚	新	一九八四年三月
八六	湖南省長沙市五里牌		6号木槨墓	大泉五十二18、大布黃千6	五銖150	374枚	新	一九五九年八月
八九	陝西省郿縣雅店村		土坑墓	貨泉15		15枚	新	一九六〇年五月
九一	甘肅省武威縣磨咀子		磚室墓	貨泉7、貨布1	8枚	8枚	新	一九五七—一九七二年
一〇六	陝西省勉縣金秦		M62号墓	貨泉52	五銖13、不明4	69枚	新	一九七八年三月
二二	江蘇省揚州市平山		木槨墓	大泉五十八3、大布黃千16		99枚	新	一九七八年四月
二二	河北省唐山市賈各莊		20号磚室墓	大泉五十九45、大布黃千60		1005枚	新	一九五二年五月—六月
五	廣東省廣州市龍生岡		22号磚室墓	貨泉1		1枚	新後漢初	一九五三年一月
七	湖南省長沙市沙湖橋		木槨墓	大泉五十六	五銖1串	6枚	新後漢初	一九五六年六月—十二月
一〇	貴州省清鎮縣平壩		F1号磚室墓	大泉五十、貨泉	五銖	約100枚	新後漢初	一九五六—一九五八年
			清13号墓	大泉五十、貨布、貨泉	五銖			

一一	河南省洛陽市澗西区	清11号墓	貨泉	五銖	新後漢初	一九五五年
一二	河南省新安縣鐵門鎮	清17号墓	大泉五十	五銖	新後漢初	一九五七年七月
一三	河南省陝縣刘家渠	2号洞室墓	大泉五十	五銖	新後漢初	一九五六年四月
一四	河南省陝縣刘家渠	9号洞室墓	貨泉181	五銖	新後漢初	一九五六年四月
一五	廣西壮族自治区平東銀山岭	41号洞室墓	布泉1	五銖	新後漢初	一九七四年一月
一六	廣西壮族自治区平東銀山岭	鐵13洞室墓	大泉五十108	五銖	新後漢初	一九七四年一月
一七	廣西壮族自治区平東銀山岭	計18基	大泉五十31、貨泉73、布泉4	五銖	新後漢初	一九七四年一月
一八	貴州省威寧縣中水	計2基	大泉五十14、貨布1	5枚	新後漢初	一九七四年一月
一九	貴州省威寧縣中水	148号木槲墓	大泉五十10	10枚	新後漢初	一九七八年一月
二〇	湖南省益陽縣新橋山	貨泉250	大泉五十15、大布黃千2、杜布七	250枚	新後漢初	一九七八年一月
二一	湖南省益陽縣新橋山	17号土坑墓	貨泉250	49枚	新後漢初	一九七四年一月
二二	四川省西昌縣札州	5号土坑墓	大泉五十5、大布黃千2、杜布七	49枚	新後漢初	一九七四年一月
二三	四川省西昌縣札州	7号土坑墓	百1、差布五百3、中布六百1	304枚	新後漢初	一九七六年
二四	廣西省柳州市九頭山	5号土坑墓	大泉五十13、小泉直一173	49枚	新後漢初	一九八三年一月
二五	雲南省昭通市鴻賓院子	豎穴土坑墓	大泉五十8、契刀五百1	19枚	新後漢初	一九八二年四月
二六	雲南省昭通市鴻賓院子	豎穴土坑墓	大泉五十19	2250枚	新後漢初	一九五七年一月
二七	廣西省太原市金勝村	木槲墓	大泉五十20、貨泉4	7枚	後漢初期	一九八〇年
二八	廣西省太原市金勝村	9号碑室墓	大泉五十、大布黃千	610枚	後漢初期	一九八一年一月
二九	四川省三台縣元宝山	岩墓	大泉五十、大布黃千	578枚	後漢初期	一九五六年
三〇	四川省三台縣元宝山	13号碑室墓	貨泉4	7枚	後漢初期	一九七四年八月
三一	江蘇省揚州市胥浦	碑室墓	貨布1、貨泉12	404枚	後漢	一九七四年一月
三二	四川省簡陽縣洛帶	M4木槲墓	大泉五十7	5銖396	後漢	一九七四年一月
三三	江蘇省盱眙縣東陽	M6木槲墓	大泉五十8	5銖119	後漢	一九七五年
三四	江蘇省揚州市肖家山	M7木槲墓	貨泉1	5銖100	後漢	一九七五年
三五	江蘇省揚州市肖家山	M8木槲墓	小泉直一	131枚	後漢	一九七五年
三六	江蘇省揚州市肖家山	M9木槲墓	大泉五十54	131枚	後漢	一九七五年
三七	江蘇省南京市昌梨	画像石墓	布泉1	24枚	後漢	一九五七年三月
三八	江蘇省南京市昌梨	M1碑室墓	貨泉1	700枚	後漢	一九五八年
三九	河南省榮陽縣河王村	2号碑室墓	貨泉4	12枚	後漢	一九七二年
四〇	河南省靈寶縣張灣	4号碑室墓	大泉五十1、貨布1、貨泉4	423枚	後漢	一九七二年
四一	河南省靈寶縣張灣	碑室墓	大泉五十、貨泉	259枚	後漢	一九七二年
四二	山西省曲沃縣蘇村	10号洞室墓	貨泉1	45枚	後漢中期	一九八五年四月
四三	山西省曲沃縣蘇村	10号洞室墓	貨泉1	45枚	後漢中期	一九八五年四月
四四	陝西省西安市白鹿原	10号洞室墓	貨泉1	45枚	後漢中期	一九八五年四月

四〇	河南省洛陽市洞西七里河	60号洞室墓	貨泉1	五銖25	後漢晚期	一九七二年六月
四五	湖南省長沙市金塘坂	M8 磚室墓	大泉五十1	五銖3包	後漢中期	一九七八年二月三月
七三	四川省綿陽市九龍山	崖墓	大泉五十1	五銖10	後漢晚期	一九八六年六月
九二	四川省塩亭縣黃甸	崖墓	貨泉	五銖	後漢晚期	一九七二年二月
二二	河南省洛寧縣	磚室墓	大泉五十2	五銖205	後漢後期	一九八〇年
八一	陝西省長安縣三里村	磚室墓	貨泉7	五銖136	後漢(二世紀前半)	一九五七年四月
九八	安徽省毫縣城南郊外	元宝坑1号墓	貨泉2	銅貝2、半兩10、五銖19	後漢(二七〇年)	一九七四—一九七七年
一〇二	江蘇省銅山縣駝龍山	馬園村2号墓	貨泉1	銅貝1、五銖3	後漢(二七〇年)	
一〇三	河南省洛陽市	磚室墓	貨泉	五銖	後漢(七七七年)	一九七八年
九	浙江省黃岩縣秀嶺	橫列墓	大泉五十6、貨泉3	半兩153、五銖133	後漢(二七九年)	一九七四年七月
一五	甘肅省武威縣雷台	35号磚室墓	貨泉1	五銖1	後漢末	一九五六年二月
二六	陝西省西安市十里舖	磚室墓	貨泉93	半兩15、五銖21017	後漢末	一九六九年一〇月
三五	貴州省安順縣平區寧谷	162号墓	大泉五十11、大貨泉1	半兩6、五銖165	後漢末	一九五五年三月四月
三八	安徽省毫縣鳳凰台	石室墓	大泉五十	五銖	後漢末	一九七一年三月
二五	安徽省合肥市東郊	磚室墓	大泉五十18	五銖149	後漢末	一九七二年八月
二八	湖南省長沙市觀瓦池	1号磚室墓	貨泉	五銖	後漢末—晉	一九五六年
四七	江西省南昌市	3号磚室墓	大泉五十2、貨泉	五銖	後漢末—六朝	
五三	湖北省鄂城縣	磚室墓	大泉五十、貨泉	五銖	後漢末—六朝	
六〇	安徽省馬鞍山市佳山	磚室墓	大泉五十2、貨泉18	五銖455、直百五銖10	吳	一九七九年六月
六六	湖南省茶山市	磚室墓	大泉五十1	五銖565、直百五銖10他	吳	一九八三年二月
七六	安徽省蕪湖縣赭山	磚室墓	大泉五十、貨泉	五銖、直百五銖他	吳	一九八二—一九八四年
二一	安徽省馬鞍山市雨山	27号磚室墓	大泉五十20	五銖30、大泉當千5	吳	一九五四年
二五	江蘇省南京市江寧	磚室墓	大泉五十、貨泉	半兩、五銖、大泉當千	吳(二四九年)	一九八四年六月
八	江蘇省宜興縣城內	磚室墓	貨泉4	直百五銖、大平百錢、大泉當千他	西晉—東晉	一九八五年九月
九	浙江省黃岩縣秀嶺	1号磚室墓	大泉五十1包	五銖100、大泉當千1、大泉五百3	西晉(二四九年)	
一三	湖南省長沙市	11号磚室墓	貨泉	五銖1包	西晉(二七七年)	一九五三年三月四月
二二	湖南省資興縣厚玉	6号磚室墓	貨泉	五銖	晉	一九五六年二月
三〇	江蘇省南京市西善橋	412号磚室墓	大泉五十1	半兩、五銖	晉	一九五二—一九五八年
		磚室墓	大泉五十15	召刀1、半兩3、五銖13、大泉當千他	東晉(三六九年)	一九七八—一九八〇年
				41枚		一九五三年二月
				1枚		
				數枚		
				4枚		
				4枚		
				約6000枚		
				108枚		
				55枚(約)		
				數百枚		
				485枚		
				576枚		
				167枚		
				74枚		
				183枚		
				21125枚		
				2枚		
				295枚		
				78枚		
				5枚		
				31枚		
				143枚		
				207枚		
				1枚		
				26枚		

三二 江蘇省南京市中山門外	磚室墓	大泉五十1	五銖225	1枚	東晉(三八四年)	一九五八年一月一二月
三三 浙江省安吉縣三官	磚室墓	大泉五十25、貨泉3	半兩8、五銖1398、大平百錢	253枚	東晉(三六九年)	一九五七年七月
三七 新疆ウイグル自治区敦煌又回湾	洞室墓2基	大泉五十3、貨泉18、布泉1	五銖1	2枚	晉	一九七四年三月五月
三九 江西省南昌市	磚室墓	大泉五十1	五銖2	1430枚	晉	一九七七年九月
八四 遼寧省遼陽市上王家村	壁画墓	貨泉	五銖	70枚	晉	一九七七年九月
二一 山東省淄博市臨淄區大武	10号石室墓	貨泉71	五銖22	93枚	北魏	一九七三年四月
八八 江蘇省南京市西善橋	磚室墓	貨泉	五銖	8枚	南朝晉(宋)	一九七六年
九九 寧夏回族自治区青銅峽原	8号磚室墓	大泉五十	開元通寶	3枚	唐	一九七五年
一〇〇 江蘇省常州市戚家村	画像磚墓	大泉五十1	無郭小錢2	3枚	唐	一九七五年
三四 湖南省長沙市	233号土坑墓	大泉五十1、貨泉1	開元通寶	37枚	五代	一九六四年
七九 安徽省合肥市	磚室墓	大泉五十1375	天福通寶1、開元通寶33	37枚	南唐(九四六年)	一九五六年一月
六一 山東省日照原石臼港	甕	貨泉2605	半兩1、五銖3	9.5kg	新	一九八三年八月
六二 河北省易縣北賈庄村	銅洗	大泉五十4、大布黃千156、貨	半兩1、五銖3	2609枚	新	一九八三年八月
二〇 山東省高密縣后塔庄	布52、貨泉160	大泉五十、貨泉	五銖(少數)	372枚	新(後漢初)	一九八二年九月
七一 陝西省安康縣	磚築	大泉五十、貨泉	五銖	49.5kg	後漢(二〇年代)	一九七九年一月
六三 廣東省清遠縣高冲村	円形土坑	貨泉100kg	五銖(少數)	100kg余	後漢	一九八四年八月
五一 甘肅省徽縣	銅器	貨泉	半兩、五銖	10000枚	後漢	一九八四年一月
五五 湖南省新寧縣白沙	陶製甕	大泉五十、貨布、貨泉、布泉	前漢五銖、後漢五銖	50kg	後漢末	一九八〇年
五八 河北省涿南縣宋道口	陶製甕	大泉五十、貨泉	前漢五銖、後漢五銖	30kg	後漢末	一九八三年
五九 甘肅省天水縣街亭村	銅器	大泉五十3、貨泉26、布泉1	前漢五銖1100、後漢五銖	約5000枚	後漢末	一九八三年二月
六九 湖南省祁陽縣	木桶	貨泉2	4180			
七七 吉林省輯安縣好太王碑附近	陶製甕	貨泉50、貨泉	前漢五銖3、後漢五銖8	13枚	後漢末	一九八三年七月
八三 山西省侯馬市西張寨村	陶製甕	貨泉(10%弱)	半兩、五銖	119.3kg	後漢末	一九八五年二月
九五 湖北省長陽縣賀家坪	鐵鼎・銅洗	貨泉50、貨泉	方足布、明刀錢、半兩、五銖	3.5kg	後漢末	一九五六年
一〇四 四川省威遠縣黃荆沟	陶製甕	貨泉4	半兩、前漢五銖3、後漢五銖	250kg	後漢末	一九五八年九月
一〇七 広西省荔浦縣興坪	陶製甕	大泉五十、貨泉	半兩、五銖、直百五銖、他	35kg	三国	一九七六年一月
四三 江蘇省丹徒縣高資	陶製甕	大泉五十、貨泉	半兩1、五銖、直百五銖他	1703枚	三国(六朝)	一九七八年一月
四六 浙江省紹興縣錢清	陶製甕	大泉五十、貨泉、布泉	半兩、五銖、直百五銖、他	15kg	東晉	一九八一年三月
九〇 陝西省西安市何家村	陶製甕	小泉直一1、大布黃千1、貨布7、	半兩、五銖、大平百錢他	140kg	東晉(宋)	一九七三年一月
			戦国(唐代貨幣、和同開珎銀	499kg	六朝	一九七八年三月
					唐	一九七〇年一月

七五	浙江省桐庐县九岭乡	陶製甕	貨泉1	錢5、東ローマ金貨、ベルシヤ銀貨	595 kg	北宋	一九八三年四月
四二	河南省魯山縣城關	陶製甕	貨泉	半兩、五銖、前漢、北宋錢	350 kg	南宋	一九七二年七月
五四	山東省日照縣濤雒	円形土坑	貨泉	前漢五銖、隋、唐、南宋錢	110 kg	南宋	一九八三年五月
五七	湘西土家族苗族自治州吉首	貨泉1	貨泉1	半兩6、五銖20、五代、南宋錢	13223枚	南宋	一九八〇年八月
六七	湖南省邵東縣小坪	長方形土坑	貨泉	半兩、五銖、隋、唐、五代、南宋錢	70 kg	南宋	一九八二年七月
七〇	河南省息縣原臨河	陶製甕	貨泉	半兩、五銖、南北朝、南宋錢	650 kg	南宋	一九八三年一月
七四	山西省孝义縣上欄村	瓦質甕	大泉五十、契刀五百、貨泉、布泉	半兩、五銖、南北朝、南宋錢	400 kg	南宋(三世紀初)	一九七七年一月
一〇三	山東省福山縣八角	陶製甕	布泉	前漢五銖、唐、五代、北宋錢	27 kg	南宋	一九七七年八月
二七	遼寧省沈陽市新城市	陶製甕	貨泉	半兩、五銖、隋、唐、北宋錢	50 kg 余	金(二世紀)	一九七九年
七二	吉林省永吉縣烏拉街	鐵鍋	貨泉1	五銖4、唐、宋、金錢	65 kg	金(二世紀)	一九八二年
一〇八	吉林省桦甸縣木其河	木箱	貨泉2	前漢五銖、隋、唐、宋、金錢	100 kg	金(二世紀末)	一九八二年六月
一〇九	吉林省九台縣卡倫	鐵釜	貨泉3	半兩、五銖、隋、唐、金代錢	160 kg	明	一九八四年八月
六八	福建省尤溪縣尤溪口	陶製甕	貨泉1	半兩1、五銖1、唐、元、明錢	50 kg	新	一九五五年四月、六月
四	河南省洛陽市瀋河南縣城東區	その他	大泉五十1、貨泉1		2枚		
			貨泉7		29枚		
			貨泉11、大泉五十2、貨布2		15枚		
			貨泉2		10枚		
			貨泉2		14枚		
			貨泉1		19枚		
			大泉五十1		4枚		
			大泉五十2、貨布2、貨泉11		15枚		
			大泉五十10、貨布5、布泉1		28枚		
			大布黃千				
			大泉五十				
			貨泉				
			大泉五十、大布黃千、小泉直一				
			大泉五十1		5枚		
			大泉五十25、小泉直一20、大布黃千9、貨泉15		130枚		
			大泉五十1、貨泉1		400 kg		
九三	海南省西沙群島	海底沈没船		五銖1、唐、明錢		明	一九七四年四月
二二三	陝西省臨潼縣武屯	古城址				後漢	一九八〇、一九八一年
九六	內蒙古自治區准格爾旗	古城址				後漢	一九七五年
九七	遼寧省寧城縣黑城	鑄錢址				新(九年)	一九七五年
六	遼寧省遼陽市三道濠村	1号住居址				新、後漢初	一九五五年五月、九月
		2号住居址				〃	
		5号住居址				〃	
		314号房基				〃	
		340d粮倉				〃	
		307号土坑				〃	
		305号粮倉				〃	
		301号遺構				〃	
		320号方倉				〃	
		340d粮倉				〃	
		317号房基				〃	

四期のもの一基（五銖錢三型）、四期のもの三基（五銖錢二・三型）、四期～五期のもの四基（五銖錢一・二・三・四型）、五期のもの七基（五銖錢二・三型）、六期のもの一基（五銖錢二・三・四・五型）となっている。さらに各期ごとの王莽錢の出土数をみてみると、三期・三期後期の三四基から九五四枚（二基平均二八・一枚）、三～四期の二基から二枚（一基平均一枚）、四期の墓四基から二八枚（一基平均七枚）、五期の墓七基から一三枚（二基平均一・八枚）、六期の墓九基から一五九枚（一基平均一七・六枚）となっている。各期ごとの王莽錢の種類と数量は不明であるが、総数では大泉五十が八六五枚と最も多く、貨泉二九六枚がこれに次ぐ。

焼溝漢墓と同じく多くの漢代墳墓が発掘された洛陽西郊漢墓（文献一一六）では、一七九基の墓から漢代貨幣が出土し、計六〇基から八種四〇三七枚（無文錢・鉄錢・鉛錢・錫錢を除く）の王莽錢が出土している。このうち、王莽錢のみを出土する墓は一基で、四期に属する一基のほかは全て三期のものである。総数四七六枚の王莽錢で、大泉五十が六六%を占め、貨泉が二八%、大布黄千が六%となっている。五銖錢を共伴する四九基の各期ごとの組合せの特徴は次のとおりである。すなわち、三期の一九基からは計一九二〇枚の貨幣が出土し、王莽錢が四八%、五銖錢が五二%である。五銖錢では、I型²¹四一%、II型三%、III型五六%であり、王莽錢では、大泉五十が八三%と圧倒的に多く、貨泉が一〇%のほか他の錢種は極端に少ない。四期の一〇基では、計一八三九枚の出土貨幣のうち、五銖錢が四九%、王莽錢が五一%であり、五銖錢では、I型四%、III

型二%、IV型九四%となり、王莽錢では、大泉五十が五二%、小泉直一が二七%、大布黄千が五%、貨泉一三%となっている。五期の一九基では、計四五七六枚の出土貨幣のうち、五銖錢が六三%、王莽錢が三七%となり、五銖錢ではIV型が九七%を占め、王莽錢では貨泉が九一%を占めている。六期のものは一基のみから出土し、貨泉が二枚に対し、五銖錢はIV型二枚、V型六枚、VI型一枚となっている。各期ごとの一基平均王莽錢出土数は、三期が四七・九枚、四期が八六枚、五期が八八・七枚、六期が二枚であり、前にみた焼溝漢墓とは傾向を異にしている。しかしながら、表示した他の漢代墳墓における王莽錢の一般的な出土状況は、焼溝漢墓にみるように、前漢末～新初を盛期とし、後漢中期にかけて減少し、後漢晩期に再び増加する傾向を指摘できよう。

三国～南北朝の墳墓 王莽錢のみを出土したものは湖南省資興県厚玉の晋墓（文献二二）と、江蘇省南京市中山門外の東晋墓（文献三二）があり、各々、大泉五十が一枚出土している。東晋墓は泰元九（三八四）年銘の碑が認められ、実年代を知り得るものである。半両錢・五銖錢を共伴するものとしては、湖南省長沙市の晋墓（文献一三）、南京市西善橋の東晋墓（文献三〇）、新疆ウイグル自治区敦煌の晋墓（文献三七）、安徽省馬鞍山市の呉墓（文献一一）などがあり、長沙市の晋墓を除くほかは、全て三国時代の貨幣を共伴する。南京市西善橋の東晋墓の実年代は泰和四（三六九）年、敦煌の晋墓は升平一三（三六九）年以前、馬鞍山市の呉墓は赤烏一二（二四九）年三月に死亡した朱然の墓である。五銖錢のみを共伴するも

のは、江蘇省宜興県城内の西晋墓（文献八）、浙江省黄岩県秀嶺の晋墓（文献九）、山東省淄博市臨淄区の北魏墓（文献二二）、安徽省合肥市東郊の後漢末の晋墓（文献二五）、湖南省長沙市硯瓦池の後漢末の六朝墓（文献二八）、浙江省安吉県三官の三国の西晋墓（文献三二）、江西省南昌市の晋墓（文献三九）、遼寧省遼陽市上王家村の晋墓（文献八四）、南京市西善橋の南朝墓（文献八八）などがある。

三国時代の貨幣を共伴するものは、全て五銖銭を伴出している。出土する王莽銭の種類は大泉五十と貨泉が圧倒的に多く、他はほとんどみられない。出土数は一、二、三枚が一般的で、一基あたりの出土貨幣数の多い墓には数十枚の王莽銭も混じっている例がある。

唐の五代の墳墓 唐代の墳墓では、寧夏回族自治区青銅峽県の磚室墓（文献九九）から大泉五十、江蘇省常州市戚家村の画像磚墓（文献一〇〇）から大泉五十が一枚出土し、五代の墳墓では湖南省長沙市の土坑墓（文献三四）から大泉五十、安徽省合肥市の磚室墓（文献七九）から大泉五十と貨泉が出土している。共伴する貨幣は、開元通宝や天福通宝など唐の五代の貨幣で、合肥の磚室墓からは保大四（九四六）年銘の買地券が出土しており、墓の実年代を知ることができる。

窖（穴倉）出土の王莽銭

貨幣を窖（穴倉）などに貯蔵する例は漢代から認められ、王莽銭の貯蔵も新代に始まり、後漢、三国、南北朝、唐、宋、金、明代までの長期間に及んでいる。一般に穴倉から出土する貨幣は、一〇〇枚程度ごとに麻縄を通してまとめ、色々な容器に入れて穴倉に埋蔵

する例が多く、容器には入れないで直接穴倉に納めている例もある。新の後漢の穴倉出土例 新の後漢代の穴倉からの王莽銭出土例は次のようなものがある。

(1) 山東省日照県石臼港（文献六一） 一九八三年八月、港湾整備工事中、地下三mの穴から合計一三七五枚の大泉五十が出土した。径二・六―二・九cm、重さは最大一〇・三g、最少三gで、銭文が裏返しのものが少数混じっている。

(2) 山東省高密県后塔莊（文献一一〇） 一九八二年九月、採土工事中、地下三〇cmの穴から王莽銭と帶鉤・盃・鐘などの入った銅洗が出土し、近くから銅鏡五一枚も出土した。同じ穴倉からの出土であり、王莽銭は大布黄千が一五六枚、貨泉一六〇枚、貨布五二枚、大泉五十が四枚、計三七二枚である。この埋蔵年代は新の後漢初年と考えられる。

(3) 甘肅省徽県（文献五一） 一九八〇年、学校建設工事中、地下五〇cmの穴から重さ五〇kg、約三万枚の貨幣が出土した。大泉五十、貨泉、布泉とともに、前漢五銖・後漢五銖があり、後漢代に埋蔵されたと考えられる。

(4) 湖南省新寧県白沙（文献五五） 一九八三年、園芸場造園工事中、穴倉から重さ三〇kgの貨幣が出土した。大泉五十・貨泉のほか、半兩銭・前漢五銖・後漢五銖があり、貨幣の埋蔵年代は後漢末前後と考えられる。

(5) 河北省滦南県宋道口（文献五八） 一九八三年一月、穴倉の中から一個の陶製壺が出土し、壺に重さ一五・八kg、約五千枚の

貨幣が入られていた。大泉五十が三枚、貨泉二六枚、布泉一枚のほか、半両錢一〇枚、前漢五銖一一〇〇枚、後漢五銖四一八二枚があり、埋藏年代は後漢末と考えられる。

(6) 甘肅省天水県街亭村(文献五九) 一九八三年七月二〇日、地下四〇cmの穴から銅灶と貨幣二三枚が出土した。貨泉二枚のほか、前漢五銖三枚、後漢五銖八枚があり、後漢末に埋藏されたと考えられる。

(7) 河北省易県北賈庄村(文献六二) 一九八三年一月、土取工事中、地下一・一mの穴から貨幣が入った甕一個が出土した。貨泉二六〇五枚のほか、半両錢一枚、五銖錢三枚がある。剪輪貨泉が認められることから、埋藏年代は後漢末と考えられる。

(8) 広東省清遠県高中埔村(文献六三) 一九八四年一月、穴の中から銅釜に入った約一万枚の貨幣が出土した。貨泉、半両錢を混じえ、大多数が後漢五銖で、埋藏年代は後漢代と考えられる。

(9) 湖南省祁陽県(文献六九) 一九八五年二月二日、地下六〇cmの穴から木桶入りと思われる貨幣が出土した。総重量一九・三kgを測り、整理した一六六五枚の貨幣は、大泉五十を二枚、貨泉八枚を含む半両錢五枚、後漢五銖一六四九枚であり、後漢末に埋藏されたと考えられる。

(10) 陝西省安康(文献七二) 一九七九年一月、長さ六m、幅一m、深さ一・五mの磚造りの穴倉が見つかり、その中から四九・五kgの貨幣と鉄錘三個が出土した。貨幣は大泉五十・貨泉、五銖錢があり、延光(一一二二〜一二二五年)紀年銘の碑があることから、後

漢中期に埋藏されたものである。一九八四年八月二〇日には、地下一・五mの円形穴倉に埋藏された一〇〇kgの貨幣が見つかった。約二万枚の貨泉と少数の後漢五銖であり、後漢代に埋藏されたものである。

(11) 吉林省輯安県好太王碑付近(文献七七) 一九五六年夏、好太王碑の東北方一〇余mの地点から貨幣が入った陶製の甕が発見された。貨幣は総重量三・三・五kg分で、貨泉が全体の一〇%弱、方足布が少量、明刀錢約五〇%、五銖錢がこれに次ぎ、半両錢が一〇〜二〇%となっている。埋藏年代は後漢代と考えられる。

(12) 山西省侯馬市西張寨村(文献八三) 一九五八年九月、土地を掘削中、大量の貨幣が発見された。総重量約二五〇kg、計約九万枚を数える。主な貨幣は五銖錢で、大泉五十・貨泉などの王莽錢、秦・漢代の半両錢を少量混じえている。五銖錢の六〇%以上が剪輪五銖であり、後漢末に埋藏されたと考えられる。

三国〜南北朝の穴倉出土例 この年代の穴倉からの出土例は次のとおりである。

(1) 湖北省長陽県賀家坪(文献九五) 一九七六年一月、整地工事中、穴の中から鉄製鼎と銅製洗に入った貨幣が発見された。王莽錢は大泉五十と貨泉があり、後漢五銖とともに出土数量が最も多い貨幣である。最も古い貨幣は半両錢で、前漢高后二(前一八六)年の八銖半両と文帝五(前一七五)年の四銖半両が少数ある。また、三国時代の直百五銖、直百小錢、大平百錢、大泉当千も少量混じえている。この埋藏年代は三国時代初期と考えられる。

(2) 浙江省紹興県錢清(文献四六) 一九七八年三月、地下1mの深さから、長さ1・5m、幅0・5m、高さ0・4mの穴倉が見つかり、総重量四九九kg、約三三万枚以上の貨幣が出土した。王莽銭は大泉五十と貨泉であり、前漢の半両・五銖、後漢五銖、三国時代の直百五銖・大平百銭・定平一百を混じえている。

(3) 広西省荔浦県興坪(文献一〇七) 一九八一年三月、穴倉から総重量約一五kgの貨幣が発見された。王莽銭は大泉五十と貨泉があり、前・後漢の五銖銭に次いで出土数が多い。最も古い貨幣は前漢の八銖半両で、三国時代の直百五銖、定平一百、大平百銭などを含み、最も新しい貨幣は東晋の五銖である。

(4) 江蘇省丹徒県高資(文献四三) 一九七三年一〇月、地下五〇cmのところから陶製の甕に入った貨幣が発見された。総重量は一四〇kg余りで、王莽銭には大泉五十・貨泉・布泉の三種があつて、数量は全体の一・五%である。前・後漢の五銖銭が全体の九〇%以上を占め、前漢の半両銭が一・二%、直百五銖・大泉当千・定平一百・大平百銭など三国貨幣と東晋の貨幣が少量混じる。埋蔵年代は東晋中期(四世紀後半)以後、南朝宋初期を越えないと考えられる。

(5) 四川省威遠県黄荆沟(文献一〇四) 一九七八年一月、一個の陶製の壺が発掘され、その中から総重量一〇kg余りの貨幣が見つかった。残欠の少量を除き一七〇三枚あり、王莽銭は貨泉四枚のみである。前漢武帝期の半両銭一枚、前漢五銖銭三三五枚、後漢の剪輪五銖銭二八一枚、蜀漢五銖銭四〇〇枚、直百五銖銭四三五枚、無字小銭一四五枚、「五」字銭一枚があり、三国六朝の埋蔵年代が

考えられよう。

唐代の穴倉出土例 大量の金・銀・ガラス器と豪華な文物が出土したことで有名な陝西省西安市何家村(文献九〇)の出土例がある。出土した貨幣は、春秋・戦国、漢、南朝陳、唐代の中国貨幣のほか、日本の和同開珎(銀錢)五枚、東ローマ帝国ヘラクリウス一世金貨、ササン朝ペルシャ帝国ホスロウ二世銀貨などの外国貨幣も混じっている。王莽銭は、流金金貨布七枚、大布黄千が一枚、小泉直一が一枚、一刀直五千が一枚、貨泉が一枚となっている。

宋、金、明代の穴倉出土例 北宋代一例、南宋代四例、金代四例、明代一例についてみてみよう。

(1) 浙江省桐廬県九岭郷(文献七五) 一九八三年四月七日、穴の中から総重量五九五kg、約二万枚の貨幣が発見された。前漢の半両銭・五銖銭、王莽銭、後漢の五銖銭をはじめ、北朝、隋・唐、五代、北宋の貨幣を合わせて三四種類あり、王莽銭は大泉五十と貨泉である。北宋代に埋蔵されたものと考えられる。

(2) 河南省魯山県城関(文献四二) 一九七二年七月、農地の水路工事中、地下六〇cmのところから、総重量三五〇kgの貨幣が入った一個の甕が出土した。出土した貨幣は、前漢半両・五銖、貨泉、後漢五銖を含む、唐、五代、北宋、南宋、金代の貨幣である。出土数と種類が圧倒的に多いのが北宋の貨幣である。

(3) 山東省日照県濤雒(文献五四) 一九八三年五月、径四〇cm、高さ三五cmの円形穴倉の中から、総重量一一〇kg余の貨幣が掘り出された。前漢五銖、貨泉を含み、隋五銖、唐の開元通宝、五代・北

宋・南宋の貨幣三三種がある。最も新しい貨幣は、南宋の建炎通宝（一二二七―一三〇年）で、南宋代に埋藏されたと考えられる。

(4) 山西省孝义県上柵村（文献七四） 一九七七年一月中旬、地下一・二mの穴の中から、貨幣が入った二個の瓦質甕が発見された。貨幣は総重量四〇〇kg、計一一五五〇枚である。秦半両、前漢半両、前漢五銖、王莽錢、後漢五銖および三国―南北朝のものを含み、隋・唐・五代、北宋・南宋、遼・金代までの貨幣六三種がある。王莽錢は大泉五十・契刀五百・貨泉・布泉が認められる。埋藏年代は南宋の嘉定年間（一二〇八―一二二四年）と推定されている。

(5) 山東省福山県八角（文献一〇二） 一九七七年八月、地下五五cmの穴の中から、総重量二七kg、計約九〇〇枚の貨幣が入った陶製の壺が発掘された。前漢五銖、布泉を含み、唐、五代、北宋・南宋の貨幣三三種がある。北宋・南宋の貨幣が多数を占め、南宋代に埋藏されたと考えられる。

(6) 遼寧省沈陽市新城市（文献一二七） 一九七九年、整地工事中、陶製甕に入った総重量五〇kg余の銅銭が発掘された。漢代の半両、貨泉、剪辺五銖を含み、隋五銖、唐の開元通宝・乾元重宝、五代十国、北宋―南宋の各種貨幣、金の海陵王時期鑄造の正隆元宝、世宗時期鑄造の大定通宝（鉄錢）を混じえており、金代の埋藏錢と考えられる。

(7) 吉林省永吉県烏拉街（文献七二） 一九八四年一〇月、満族自治多邦村で、地下五〇cmのところから、総重量六五kgの貨幣が入った六耳鉄鍋が発掘された。出土した貨幣のうち、整理された一

五kg、二四八〇枚では、五銖錢四枚、貨泉一枚、唐の貨幣七六枚、五代十国の貨幣二六枚、北宋の貨幣二三六六枚、南宋の貨幣二五七枚、金の貨幣七枚の内訳となっている。金の海陵王時代（一一四九―一二〇年）、女真族によって私藏されたものと考えられる。

(8) 吉林省桦甸県木其河（文献一〇八） 一九八二年春、整地工事中、長方形の木箱に入った総重量一〇〇kg余の貨幣が発掘された。北宋の貨幣が九〇%と最も多く、前漢五銖二枚、貨泉二枚、隋五銖二枚、唐の開元通宝一一枚、乾元重宝一一枚などがある。金の明昌五（一一九四）年前後に埋藏されたと考えられる。

(9) 吉林省九台県卡倫（文献一〇九） 一九八二年六月、地下げ工事中、地下八〇cmのところから、総重量一六〇kg余、計三一八〇枚の貨幣が入った鉄製釜が発掘された。前漢の四銖半両四枚、前漢五銖七枚、貨泉三枚、後漢五銖一九枚を含み、隋・唐、五代、北宋・南宋、金代の貨幣がある。最も新しい貨幣は金の大定通宝で、埋藏年代は大定二九（一一八九）年前後と考えられる。

(10) 福建省尤溪県尤溪口（文献六八） 一九八四年八月、地下三mのところから、貨幣が入った三個の甕が発見された。貨幣の総重量は約五〇kgであり、識別可能なもの六三種ある。漢代の貨幣に半両、五銖、貨泉が各一枚あり、唐代三種、五代十国三種、北宋代三三種、南宋代一九種、元代三種がある。最も新しいものが明の洪武通宝で、埋藏年代は明代初期（一四世紀後半）と考えられる。

その他の遺構出土例

古城址 一九五五年四月一日―六月三〇日に発掘調査された河

南省洛陽市漢河南東城東区(文献四)では、地下室、糧倉、土坑などの遺構から、大泉五十・貨泉・貨布などの王莽銭が出土し、遺構の年代は新代と考えられる。また、一九八〇年四月―十二月に試掘調査された陝西省臨潼縣武屯の秦・漢代の栳陽城址(文献三三)では、大泉五十・大布黄千・小泉直一が出土しており、後漢代の年代が考えられる。さらに、内蒙古自治区准格尔旗の广衍城址(文献九六)では、前漢半両、前漢五銖とともに大泉五十が出土しており、新後漢初期の年代が考えられる。

住居址 一九五五年五月九月に発掘調査された遼寧省遼陽市三道濠村(文献六)の三軒の住居址から、大泉五十・大布黄千・一刀直五千・貨泉が出土している。刀銭、半両、五銖を伴い、新後漢初期の年代と考えられる。

鑄銭址 一九七五年春に大泉五十と小泉直一の銭范が見つかり、一九七六年五月六月に試掘調査された遼寧省寧城縣黒城(文献九七)から、大泉五十が二五枚、小泉直一が二〇枚、大布黄千が九枚、貨泉一五枚、計六九枚の王莽銭が出土している。遺跡は王莽銭の鑄造址で、大泉五十の陶製銭范四九七個、小泉直一の銭范五三二個が発掘されている。「始建国元年三月」の紀年銘をもつ銭范が一〇一件あり、出土した王莽銭の実年代を知る上で貴重である。

海底沈没船 一九七四年四月下旬、海南省西沙群島の海底から、明代沈没船の残骸とともに多量の貨幣が引き上げられた(文献九三)。引き上げられた貨幣の総重量は四〇三・二kgで、識別可能な貨幣は二九七・五kg、八〇七〇六枚である。大泉五十が一枚、貨泉

一枚、後漢五銖三枚を混じえた唐の貨幣である。明代の貿易船が難破し、沈没したものと考えられる。

小結

以上みてきた王莽銭の出土例とその年代についてまとめると次のようになろう。

王莽銭の出土する年代では、鑄造・発行直後から認められ、墳墓、穴倉、住居址、鑄銭址などの遺構より出土している。新後漢初期にあつては、出土する王莽銭の種類も多く、大泉五十・貨泉・小泉直一・布泉などの銭貨(円形方孔銭)のほか、契刀五百・一刀直五千などの刀貨、大布黄千・壮布七百・貨布などの布貨が出土している。後漢代においては、ひき続き墳墓への副葬が行われるものの、中期から後期にかけては減少し、後漢末期に再び増加する傾向を示す。これは穴倉からの出土貨幣においても指摘でき、王莽銭の種類は大泉五十と貨泉の二種が中心で、他の王莽銭は極端に減少する。三国南北朝期の王莽銭は、墳墓・穴倉からの出土例が少なくないものの、大泉五十と貨泉が中心で、時代が下降するに従って出土数も減少する。唐代以降においては、墳墓からの出土例はさらに減少し、出土数も一―二枚程度である。穴倉出土例は宋・金代にやや増加するが、出土数は少数である。

このように、中国から出土する王莽銭は新・後漢代を中心として、三国南北朝、唐、五代、宋、金、明代まで認められる。この現象は、半両銭・五銖銭など他の漢代貨幣についても同様で、中国の貨幣経済史に関わる問題である一方、これらが日本の遺跡からも出土

しているのであって、貨幣をめぐる日本と中国との交渉史を考察するに当っては、これら貨幣の細かい分析が必要であろう。このような意味から、各年代における中国出土王莽銭の実体を、『漢書』食貨志に記されている尺度と重量を中心として次にみよう。

表3. 中国王莽銭出土遺跡地名表関係文献

- 1 中国科学院考古研究所 洛陽燒溝漢墓 一九五九年
- 2 安志敏 河北省唐山市賈各莊發掘報告 考古學報第6冊 一九五三年十二月
- 3 俞偉超 西安白鹿原墓發掘報告 考古學報一九五六—三
- 4 黃展岳 一九五五年春洛陽漢南縣城東區發掘報告 考古學報一九五六—四
- 5 廣州市文物管理委員會 廣州市龍生岡43號東漢木槨墓 考古學報一九五七—一
- 6 東北博物館 遼陽三道壕西漢村落遺址 考古學報一九五七—一
- 7 李正光・彭青野 長沙沙湖橋一帶古墓發掘報告 考古學報一九五七—四
- 8 羅宗真 江蘇宜興晉墓發掘報告—兼論出土的青瓷器— 考古學報一九五七—四
- 9 浙江省文物管理委員會 黃岩秀嶺水庫古墓發掘報告 考古學報一九五八—一
- 10 貴州省博物館 貴州清鎮平壩漢墓發掘報告 考古學報一九五九—一
- 11 河南省文化局文物工作隊 一九五五年洛陽澗西區小型漢墓發掘報告 考古學報一九五九—二
- 12 河南省文化局文物工作隊 河南新安鐵門鎮西漢墓葬發掘報告 考古學報一九五九—二
- 13 湖南省博物館 長沙兩晉南朝隋唐墓發掘報告 考古學報一九五九—三
- 14 黃河水庫考古工作隊 河南陝縣劉家渠漢墓 考古學報一九六五—一
- 15 甘肅省博物館 武威雷台漢墓 考古學報一九七四—二
- 16 湖北省博物館 宜昌前坪戰國兩漢墓 考古學報一九七六—二
- 17 廣西壯族自治區文物工作隊 平東銀山嶺漢墓 考古學報一九七八—四
- 18 南陽地區文物隊・南陽博物館 唐河漢郁平大尹馮君孺人画像石墓 考古學報一九八〇—二
- 19 貴州省博物館考古組・威寧縣文化局 威寧中水漢墓 考古學報一九八一—二
- 20 湖南省博物館・益陽縣文化館 湖南益陽戰國兩漢墓 考古學報一九八一—四
- 21 山東省文物考古研究所 臨淄北朝崔氏墓 考古學報一九八四—二
- 22 湖南省博物館 湖南資興晉南朝墓 考古學報一九八四—三
- 23 中國社會科學院考古研究所株陽發掘隊 秦漢株陽城遺址的勘探和試掘 考古學報一九八五—三
- 24 胥浦六朝墓發掘隊 揚州胥浦六朝墓 考古學報一九八八—二
- 25 安徽省博物館清理小組 安徽合肥東郊古磚墓清理簡報 考古通訊一九五七—一
- 26 雒忠如 西安十里鋪東漢墓清理簡報 考古通訊一九五七—四
- 27 任錫光 四川簡陽洛帶鄉西漢、東漢墓清理 考古通訊一九五七—四
- 28 李正光 湖南長沙硯瓦池古墓的清理 考古通訊一九五七—五
- 29 河北省文物管理委員會 唐山市陡河水庫漢、唐、金、元、明墓發掘簡報 考古通訊一九五八—三
- 30 葛治功 南京西善橋東晉泰和四年墓清理簡報 考古通訊一九五八—四
- 31 南京博物院 南京中山門外首蓆園東晉墓清理簡報 考古通訊一九五八—四

- 32 浙江省文物管理委员会 浙江安吉三官乡的一座六朝初期墓 考古通讯一九五八—六
- 33 陕西省文物管理委员会 西安环城马路汉墓清理简报 考古通讯一九五八—七
- 34 湖南省博物馆 湖南长沙市郊五代墓清理简报 考古一九六六—三
- 35 贵州省博物馆 贵州安顺宁谷发现东汉墓 考古一九七二—二
- 36 巩县文化馆 河南巩县叶岭村发现一座西汉墓 考古一九七四—二
- 37 敦煌文物研究所考古组 敦煌晋墓 考古一九七四—三
- 38 亳县博物馆 亳县凤凰台一号汉墓清理简报 考古一九七四—三
- 39 江西省博物馆 江西南昌晋墓 考古一九七四—六
- 40 洛阳博物馆 洛阳澗西七里河东汉墓发掘简报 考古一九七五—二
- 41 宝鸡市博物馆·千阳县文化馆 陕西省千阳县汉墓发掘简报 考古一九七五—三
- 42 杨焕成 鲁山县发现一批古钱 考古一九七六—四
- 43 镇江市博物馆 江苏丹徒东晋窖藏铜钱 考古一九七八—二
- 44 南京博物院 江苏盱眙东阳汉墓 考古一九七九—五
- 45 湖南省博物馆 长沙金塘坡东汉墓发掘简报 考古一九七九—五
- 46 绍兴县文物管理委员会 浙江绍兴县出土一批窖藏古钱 考古一九七九—六
- 47 江西省历史博物馆 江西南昌市东吴高荣墓的发掘 考古一九八〇—三
- 48 扬州博物馆 扬州东风砖瓦厂汉代木椁墓群 考古一九八〇—五
- 49 扬州博物馆 扬州东风砖瓦厂八、九号汉墓清理简报 考古一九八二—三
- 50 礼州遗址联合考古发掘队 四川西昌礼州发现的汉墓 考古一九八〇—五
- 51 熊国尧 甘肃徽县出土一批窖藏铜钱 考古一九八二—一
- 52 咸阳市文管会·咸阳市博物馆 咸阳市空心砖汉墓清理简报 考古一九八二—三
- 53 鄂城县博物馆 湖北鄂城四座吴墓发掘报告 考古一九八二—三
- 54 杨深富 山东日照县发现窖藏铜钱 考古一九八五—三
- 55 杨平怀 湖南新宁县出土汉代窖藏铜钱 考古一九八四—二
- 56 柳州市博物馆 柳州市郊东汉墓 考古一九八五—九
- 57 湘西土家族苗族自治州博物馆 湘西吉首发现窖藏铜钱 考古一九八六—一
- 58 溧南县文物保管所 河北溧南县发现汉代窖藏铜钱 考古一九八六—一
- 59 天水县文化馆 甘肃天水县出土汉代铜灶、铜井 考古一九八六—三
- 60 安徽省文物考古研究所 安徽马鞍山市佳山东吴墓清理简报 考古一九八六—五
- 61 杨深富·李玉华 山东日照石臼港出土一批古代货币 考古一九八六—七
- 62 张洪印 河北易县发现新莽货泉 考古一九八六—七
- 63 郭宝通·黄敏强 广东清远出土汉代窖藏铜钱 考古一九八六—八
- 64 昭通地区文物管理所 云南昭通市鸡窝院子汉墓 考古一九八六—一
- 65 扬州博物馆 扬州市郊发现两座新莽时期墓 考古一九八六—二
- 66 衡阳市博物馆 湖南衡阳茶山坳东汉至南朝墓的发掘 考古一九八六—二
- 67 唐郑 湖南衡阳出土两批窖藏钱币 考古一九八七—二
- 68 陈本颖 福建尤溪县发现一批窖藏钱币 考古一九八七—二
- 69 祁阳县浯溪文物管理所 湖南祁阳县出土汉代窖藏钱币 考古一九八七—七
- 70 息县文化馆·石建国·张泽松 息县发现宋代窖藏钱币 考古一九八七—八
- 71 徐信印·丁义前 陕西安康发现古代窖藏钱币 考古一九八七—二

- 72 尹郁山 吉林永吉县出土窖藏铜币 考古一九八八—二
- 73 何志国 四川绵阳河边东汉崖墓 考古一九八八—三
- 74 孝义县博物馆 山西孝义县上栅村出土一批古钱币 考古一九八八—四
- 75 严康福 浙江桐庐发现窖藏钱币 考古一九八八—五
- 76 王步芝 蕪湖赭山古墓清理简报 文物一九五六—二二
- 77 李莲 輯安发现古钱 文物一九五七—八
- 78 南京博物院 昌梨水库汉墓群发掘简报 文物一九五七—一二
- 79 石谷风·馬人权 合肥西郊南唐墓清理简报 文物一九五八—三
- 80 广州市文物管理委员会 广州东山象栏岗第2号木槨墓清理简报 文物一九五八—四
- 81 陕西省文物管理委员会 长安县三里村东汉墓群发掘简报 文物一九五八—七
- 82 賈峨 荣阳汉墓出土的彩繪陶楼 文物一九五八—一〇
- 83 暢文斋 侯馬发现一批汉代货币 文物一九五九—一
- 84 李灰发 辽阳上王家村晋代壁画墓清理简报 文物一九五九—七
- 85 李奉山 太原金胜村9号汉墓 文物一九五九—一〇
- 86 湖南省博物馆 长沙五里牌古墓群清理简报 文物一九六〇—三
- 87 河南省文化局文物工作队 河南荣阳河水库汉墓 文物一九六〇—五
- 88 南京博物院·南京市文物管理委员会 南京西善桥南朝墓及其碑刻壁画 文物一九六〇—八·九
- 89 陕西考古所涇水队 郿县雅店村清理一座东汉墓 文物一九六一—一
- 90 陕西省博物馆·文物管理委员会革命委员会写作小组 西安南郊何家村发现唐代窖藏文物 文物一九七二—一
- 91 甘肃省博物馆 武威磨咀子三座汉墓发掘简报 文物一九七二—一
- 92 四川省博物馆·盐亭县文化馆 四川盐亭东汉崖墓出土文物简记
- 93 广东省博物馆 广东省西沙群岛文物调查简报 文物一九七四—一
- 94 河南省博物馆 灵宝张湾汉墓 文物一九七五—一一
- 95 长阳县人民文化馆·张典维 湖北长阳县发现一批窖藏古钱 文物一九七七—三
- 96 内蒙古古语文史研究所·崔璿 秦汉广衍故城及其附近的墓葬 文物一九七七—五
- 97 昭乌达盟文物工作站·宁城县文化馆 辽城县黑城古城王莽钱范作坊遗址的发现 文物一九七七—二二
- 98 安徽省亳县博物馆 亳县曹操宗族墓葬 文物一九七八—八
- 99 宁夏回族自治区博物馆 银川附近的汉墓和唐墓 文物一九七八—八
- 100 常州市博物馆 常州南郊戚家村画像砖墓 文物一九七九—三
- 101 徐州博物馆 徐州发现东汉建初二年五十冻铜剑 文物一九七九—七
- 102 山东省福山县文化馆图博组 山东福山县发现一批窖藏铜钱 文物一九八〇—四
- 103 洛阳博物馆 洛阳东汉光和二年王当墓发掘简报 文物一九八〇—六
- 104 四川省博物馆·莫洪贵 四川威远出土大量“直百五铢”钱 文物一九八一—二二
- 105 三台县文化馆 四川三台县东汉岩墓内发现新莽铜钱 文物一九八二—六
- 106 郭清华 陕西勉县金寨新朝墓葬 文物一九八四—四
- 107 广西壮族自治区博物馆·于凤芝 广西荔浦县发现汉—晋窖藏古铜钱 文物一九八四—一一
- 108 吉林市博物馆·张立明 吉林桦甸出土金代窖藏铜钱 文物一九八五—一

- 109 谷潜 吉林九台卡伦金代窖藏铜钱 文物一九八五——
 110 潍坊市博物馆·高密县图书馆 山东高密发现一批汉代铜镜、铜钱
 文物一九八五——〇
 111 安徽省文物考古研究所·马鞍山市文化局 安徽马鞍山东吴朱然墓
 发掘简报 文物一九八六——三
 112 洛阳地区文化局工作队 河南洛宁东汉墓清理简报 文物一九
 八七——一
 113 扬州博物馆 扬州平山养殖场汉墓清理简报 文物一九八七——一
 114 临汾地区文化局·曲沃县文化馆 晋南曲沃苏村汉墓 文物一九八
 七——六
 115 南京市博物馆·周裕兴·顾苏宁 南京江宁晋墓出土瓷器 文物一
 九八八——九
 116 中国科学院考古研究所洛阳发掘队 洛阳西郊汉墓发掘报告 考古
 学报一九六三——二
 117 沈阳市新城区文化馆 沈阳市新城区出土两批铜钱考古一九八
 三——一

五、中国出土王莽銭の尺度と重量

『漢書』食貨志に記されている王莽銭は、全部で三二品あるもの
 の、実際に遺跡から出土している貨幣は、大泉五十、契刀五百、一
 刀直五千、小泉直一、大布黄千、壮布七百、中布六百、差布五百、
 貨布、貨泉などの錢貨・刀貨・布貨および『漢書』に記載がみられ
 ない布泉である。これらの中で、出土年代および尺度と重量が確實
 にわかる貨幣について検討してみよう。

大泉五十

『漢書』食貨志に記されている居撰二(七)年初鑄の大泉五十の

尺度と重量は、径一寸二分、重さ十二銖であり、これをメートル法
 に換算した数値は表2に示したとおりである。大泉五十は王莽銭の
 なかで出土数の多い錢貨であるが、発掘報告文献に詳細な計測値と
 重量が記された例がきわめて少ないのが残念である。管見では錢径
 と重量が共に記されているのは次の諸例を知り得る。

(1) 洛陽市洛陽燒溝漢墓出土例(文献二)

王莽代に属する墓から出土した大泉五十の大部分は、径二・九cm、
 重さ八・三g前後である。寸法では始建国元年大尺の一寸二分に近
 似し、重量も十二銖の許容範囲である。なお、その重量は不明であ
 るが径二・七cm、二・四cm、一・八cmの大泉五十も同時期に行われ
 ている。

(2) 洛陽市洛陽西郊漢墓出土例(文献二一六)

計一六三五枚の大泉五十が出土しているが、径一・四〜二・八cm、
 重さ〇・四〜一一・四gの間にあり、『漢書』食貨志の規定に合致
 するものが全体の二二%、径二・六cm、重さ三・六gのものが四三%
 を占めている。

(3) 山東省日照県石臼港出土例(文献六一)

大泉五十のみ一三七五枚が一括出土し、王莽代に埋蔵されたと考
 えられるが、最大径二・九cm、重さ一〇・三gのものと、最小径二・
 六cm、重さ三・〇gのものがある。錢文が裏返しになっているもの
 もあり、同時期の私鑄銭を含むものと考えられる。

(4) 河南省陝県刘家渠漢墓出土例(文献一四)

新々後漢初期に属し、径二・八cm、重さ七・五gのものから、径

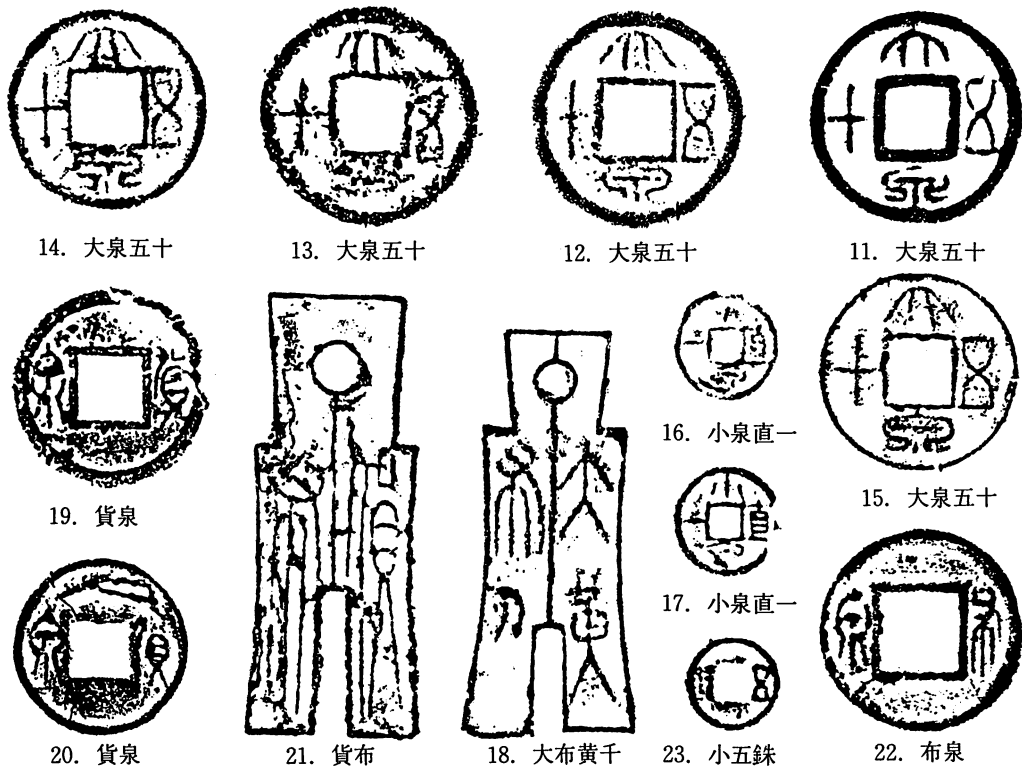


図1. 受贈王莽錢拓影 (実大・番号は表1と一致する)

二・二cm、重さ二・二gのものまでである。前者の寸法と重量は『漢書』食貨志の規定に合致するものの、後者は私鑄銭であろう。

(5) 河北省涿南県宋道口出土例 (文献五八)

後漢末に埋藏されたと考えられるもので、径二・八cm、重さ七・二gを測る。重量がやや不足するが、『漢書』の規定にほぼ合致するものである。

(6) 湖南省祁陽県出土例 (文献六九)

後漢末に埋藏されたと考えられるもので、最大径二・七cm、重さ三・七gのもの、最小径二・四cm、重さ二・一gのものがある。

いずれも後漢代に私鑄された可能性が強い。

(7) 湖南省資興県晋墓出土例 (文献二二)

四二二号墓から一枚出土したもので、径二・七cm、重さ四・七gを測る。重量が約半分しかなく、私鑄銭であろう。

このように、大泉五十の錢径と重量が知られるのは数例なのであるが、錢径のみを知りうるものについては、最小一・八cm、最大三・〇cmとして、二・二cm、二・三cm、二・三五cm、二・四cm、二・五cm、二・六cm、二・六五cm、二・七cm、二・七五cm、二・八cm、二・九cmなどというように、大きなバラツキが認められるのである。これらことから大泉五十は、その発行開始直後から、すでに私鑄が行われたことが推測されるのであり、このことは『漢書』食貨志の記載と一致するものである。

貨泉

天鳳元(一四)年初鑄の貨泉は、径一寸、重さ五銖と定められて

おり、この換算値は表2に示したとおりである。すなわち、その径は天鳳元年尺で二・三四七cm、重さは三・一五〇三・二五gの範囲となる。寸法と重量がわかる出土例をみてみよう。

(1) 洛陽市洛陽燒溝漢墓出土例(文献一)

王莽代に属する墓から出土した貨泉の大部分は、径二・三cm、重さ三gのもので、銅質は大泉五十と同様にきわめて良好である。寸法と重量が『漢書』の記載とほぼ一致し、官鑄品と考えられる。また、径二・〇cm、重さ一・八gのものが少数あるが、銅質と鑄造技法は前者とほとんど差はないものである。この貨泉は後漢初期の墓から出土している。さらに、後漢晩期の墓からは、少数の私鑄貨泉が出土している。

(2) 洛陽市洛陽西郊漢墓出土例(文献二一六)

計一八八五枚の貨泉が出土しているが、径〇・九〜二・五cm、重さ〇・二〜九・五gの間にある。このうち径二・三cm、重さ二・一二gのものが全体の一二・三%あり、報告者はこれを『漢書』食貨志の規定にほぼ合致するとしている。しかしながら重量が不足しており、二・一二gは三・一二gのミスプリントであろう。また、径二・〇cm以内で重さが一・四g未満のものが全体の八七%を占めているが、貨泉の出土は五・六期の墓から八一%が出土しており、後漢後期〜晩期の私鑄銭と考えられよう。

(3) 河南省陝県刘家渠漢墓出土例(文献一四)

径二・三cm、重さ二・五gのものから、径一・九cm、重さ〇・九gのものが出土している。前者は径一寸に近似するが、重量はやや不

足するものである。後者は径・重量ともに『漢書』食貨志の規定とは合致していない。

(4) 河北省深南県宋道口出土例(文献五八)

径二・四cm、重さ二・三gのものから、径二・一cm、重さ一・四gのものがあり、重量が不足するものばかりである。

(5) 河北省易県北賈庄村出土例(文献六二)

後漢代に埋蔵されたもので、二六〇五枚の貨泉のうち、径二・三cm、重さ三gのものは、寸法・重量ともに『漢書』食貨志と合致している。なお、径一・九〜二・一cm、重さ一・七五〜一・八gの剪輪貨泉も混じっている。

(6) 湖南省祁陽県出土例(文献六九)

径二・三cm、重さ二・七gのものが八枚出土しており、径は一・四cm、重さ一・四gのものが一枚出土している。

(7) 四川省威遠県黄荆沟出土例(文献一〇四)

三国時代〜六朝時代に埋蔵されたと考えられるもので、出土した四枚の貨泉は、径二・六cm、重さ二・六gのもので、重量が不足するものである。

(8) 陕西省西安市白鹿原墳墓出土例(文献三)

後漢中期の墓から、径一・九cm、重さ二・三八gのもの一枚、後漢晩期の墓から、径一・九cm、重さ一・四gのものが出土しており、いずれも私鑄銭と考えられる。また、三国時代の墓から、径一・七cm、重さ〇・八gの剪輪貨泉が出土している。

(9) 洛陽市漢河南東城東区出土例 (文獻四)

後漢代の地下遺構から、大泉五十を一〇枚共伴して五枚の貨泉が出土しており、うち一枚が径二・七五cm、重さ一四・五gの大貨泉である。この大貨泉の径は、始建元元年中尺では一寸二分に近似し、重さは二三銖に近似している。

(10) 陝西省西安市十里鋪後漢墓出土例 (文獻二六)

後漢末築造の磚室墓から、径二・八〜三・一cm、最大重量六・二一gの大貨泉が出土している。径は一寸二分に近似し、重さは十銖に相当するものである。

(11) 河南省安陽收集貨泉²²⁾

廢品回収の際に収集されたもので、三二四五枚の貨泉がある。同一の穴倉から出土したものと考えられ、銭文や形制から三類に分類されている。Ⅰ類が四二・八三%、Ⅱ類が三三・五三%、Ⅲ類が二・二四〜二・三七cm、Ⅱ類が二・二二〜二・三三cm、Ⅲ類が二・二二〜二・三三cmである。重量では、二・八〜三・六gのものが、Ⅰ類が七九・四%、Ⅱ類が四一・六%、Ⅲ類が三四・七%、剪輪銭などを除いた平均重量は、Ⅰ類が三・二七g、Ⅱ類が三・二g、Ⅲ類が二・九gとなっている。『漢書』食貨志の規定に合致する官鑄銭の割合は、Ⅰ類が最も多く、Ⅱ類、Ⅲ類の順になっている。

以上が貨泉の径と重量を知り得る諸例であるが、径のみをみた場合においても、後漢末に私鑄されたと考えられる大貨泉を除き、一・九cm〜二・四cmの間でさまざまな数値のバラツキが認められるので

ある。大泉五十と同様に、貨泉もまた発行直後から私鑄が行われ、後漢代においても継続したと考えられる。

貨布

天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鑄された貨布は、全長二寸五分、幅一寸、首の長さ八分、幅八分、首部の円孔径二分半、足枝長八分、足の間二分、重さは二十五銖、銭文は右側に「貨」、左側に「布」というように定められ、その貨幣価値は貨泉の二十五枚分に相当した。その全長と重量の換算値は表2に示したとおりだが、足枝長についてみると、始建元元年大尺で二・〇cm、小尺で一・八cm、中尺で一・八五cm、天鳳元年尺では一・八七cmとなる。出土した貨布のうち、寸法と重量が明記されている報告書はほとんど無く、次の二例で寸法を知り得るのみである。

洛陽燒溝漢墓中の後漢晚期に属する墓から出土した一枚は、長さ五・七cm、足枝長一・八cmと報告されている(文獻二)。この貨布の全長と足枝長から割り出した一寸の数値は、前者が二・二二cm、後者が二・二五cmであり、始建元元年小尺に拠ったものと考えられる。また、山東省高密県后塔庄の新しく後漢初期の穴倉から出土した五二枚の貨布は、長さ五・五五cm、足枝長一・八五〜一・九五cmと報告されている(文獻二一〇)。前と同じように算出すると、全長の一寸が二・二二cm、足枝長の一寸が二・三二〜二・四四cmとなり、始建元元年小尺に拠ったものと、天鳳元年尺に拠ったものの二種類が混在すると考えられる。しかしながら、いずれも重量が不明であるので、可能性を指摘するだけにとどめたい。

大布黄千

始建国元(九)年に初鑄をみた大布黄千は、長さ二寸四分、重さ一兩と定められている。洛陽燒溝漢墓から出土した一六枚は、長さ五・三五cm、重さ二・一gと報告されており(文献二)、長さの一寸が二・三cmで始建国元年小尺に近似するものの、重さは一兩に満たない。このほか、湖北省宜昌漢墓の出土例(文献一六)が長さ五・一cm、陝西省臨潼縣武屯漢代古城址出土例(文献二三)が長さ五・五cm、江蘇省揚州市平山の新代の墓からの出土例(文献六五)が長さ五・六cm、山東省高密県后塔庄の新後漢初期穴倉出土例(文献一一〇)の長さ五・二五―五・四五cmというようになっていく。

小泉直一と布泉

始建国元(九)年に初鑄された小泉直一の規定は、径六分、重さが一銖とされている。径の六分は、始建国元年大尺で一・五〇cm、小尺で一・三五cm、中尺で一・三八cmであり、天鳳元年尺では一・四一cmに近似する。重さ一銖は〇・六三―〇・六五g程度である。洛陽燒溝漢墓出土例三枚は、径一・三cm、重さ〇・八gを測り、径は始建国元年小尺に近く、重さも規定にほぼ合致する。寸法が報告されている陝西省臨潼縣漢代古城址出土例が径一・五cm、陝西省西

安市环城馬路の七号漢墓から出土した一七三枚が径一・四cmのものであり、いずれも『漢書』食貨志の規定に合致している。

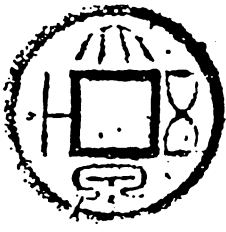
布泉は『漢書』食貨志には記されていない貨幣であるが、管見では一一例を知り得る。洛陽燒溝漢墓出土例は、径二・六cm、重さ二・八g、河南省陝縣刘家渠漢墓(文献一四)から出土した四枚が径二・六cm、重さ三・五g、河北省深南県宋道口出土例(文献五八)が径二・二cm、重さ三・六gとなっている。これら少数の出土例で布泉の基準を考えるのは困難だが、出土状況から王莽錢であることは確実であろう。

王莽錢の錢范と尺度

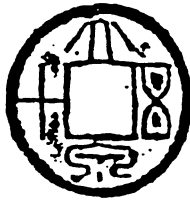
このように、中国出土王莽錢の尺度と重量がわかる例は非常に少なく、今後の報告に期待するほかないのであるが、次に錢范と尺度についてみてみたい。管見の王莽錢錢范出土例とその概要は次のとおりである。

(1) 陝西省西安市三橋鎮出土の大泉五十錢范²³⁾

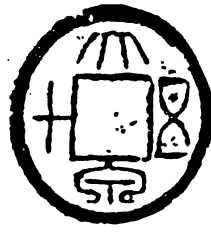
王莽錢の錢范出土地点は、三橋鎮の北方二・五kmの漢代章城の門口に当る。一九四五年以前、大きな土坑から千個以上の陶製錢范が出土した。その錢范は大泉五十が最も多く、小泉直一がこれに次ぎ、壮泉四十、小布一百、中布六百、次布九百などの錢范がある。この中で、銘をもつのは「始建国」の三字を刻むわずか一個のみである。なお、小泉直一と同じ大きさの五銖一泉の錢范があり、居撰年間の鑄造時期と考えられる。



4. 日照石臼港



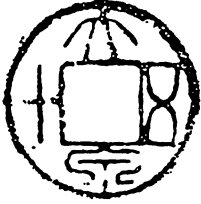
3. 洛陽燒溝漢墓



2. 洛陽燒溝漢墓



1. 洛陽燒溝漢墓



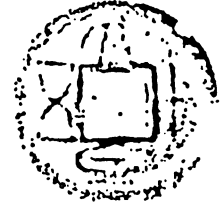
8. 西昌礼州漢墓



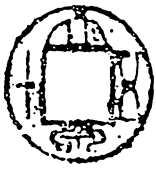
7. 千陽縣漢墓



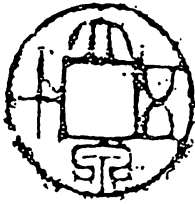
6. 叶岭村漢墓



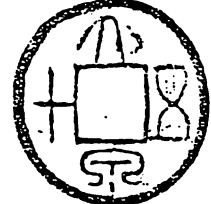
5. 日照石臼港



12. 鸡窩院子漢墓



11. 鸡窩院子漢墓



10. 寧城縣鑄錢址



9. 勉縣新墓



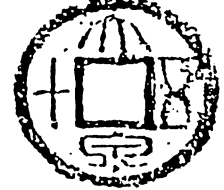
16. 洛陽燒溝漢墓



15. 揚州新墓



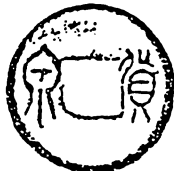
14. 揚州新墓



13. 千陽縣漢墓



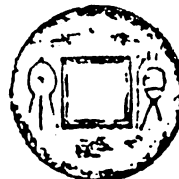
21. 揚州東風漢墓



20. 寧城縣鑄錢址



19. 洛陽燒溝漢墓



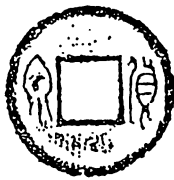
18. 洛陽燒溝漢墓



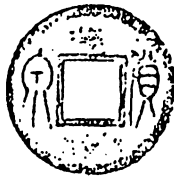
17. 寧城縣鑄錢址



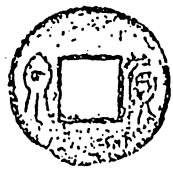
26. 洛陽燒溝漢墓



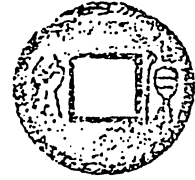
25. 吉林省輯安



24. 天水縣穴倉

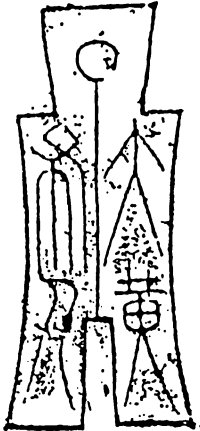


23. 胥浦六朝墓



22. 胥浦六朝墓

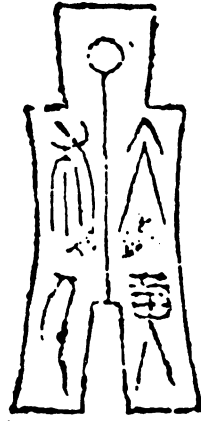
圖 2. 中國出土大泉五十 (1~16)、小泉直一 (17)、貨泉 (18~25)、布泉 (26)、拓影 (放大)



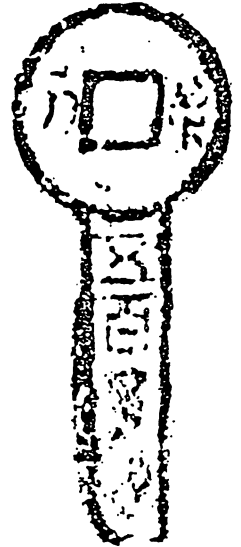
4. 揚州東風漢墓



3. 勉縣新墓



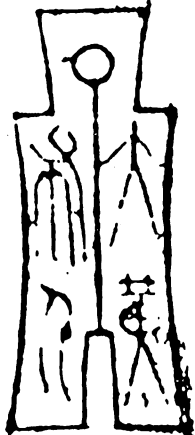
2. 洛陽燒溝漢墓



1. 千陽縣漢墓



8. 揚州新墓



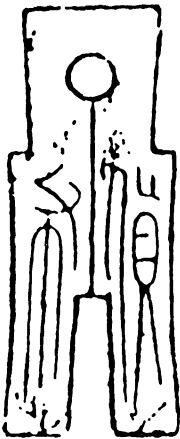
7. 山東高密穴倉



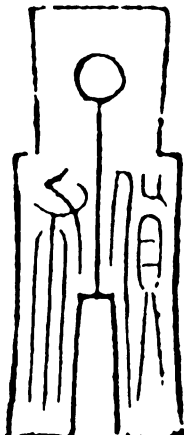
6. 山東高密穴倉



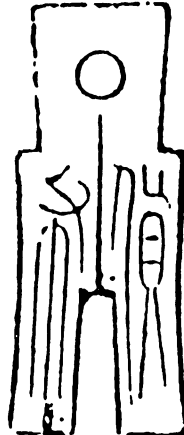
5. 寧城縣鑄錢址



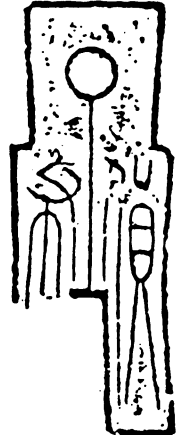
12. 山東高密穴倉



11. 山東高密穴倉



10. 山東高密穴倉



9. 洛陽燒溝漢墓

圖3. 中國出土契刀五百 (1)、大布黃千 (2~8)、貨布 (9~12) 拓影 (實大)

(2) 陝西省興平県豆馬郷出土の大泉五十銭范²³

一九五八年一月、土壕内の土取中、大泉五十の完全な鉄製銭范が発見された。長さ三九・八cm、幅二一・五cm、厚さ一・五cmを測り、范面には六行の銭模があり、一行九枚、計五四枚となっている。

(3) 陝西省西安市郭家村出土の大泉五十銭范²⁵

一九五八年四月、郭家村西北約二〇〇m、漢代長安城玉女門遺址から西へ四〇〇m距てた地点から、各種青銅器の鑄型を焼造した磚積みの窯跡が発見された。この中に大泉五十の銭范があり、二三組、計四六個の完形品が出土している。范面の銭模は四個ずつ正方形に配置され、ずれないための凸起と凹みが二ヶ所にみられる。

(4) 河南省邓県城内出土の大泉五十銭范²⁶

一九六三年春、城内の西寄りのところを掘窄中、大泉五十の銭范が発見された。銭范は大泉五十の一種類だけで、数量は比較的多いものの、完形品はきわめて少ない。銭范の形状は方形に近い平板状を呈し、辺長約九・一cm、厚さ約一cmで、中央に孔径〇・三cmの円孔がある。大泉五十の銭模は、范面の四ヶ所にあり、正方形に配置されている。木炭の屑と大泉五十の銅銭が熔着しているものがあることから、この遺跡は大泉五十の鑄造所址と考えられる。

(5) 四川省西昌県石嘉出土の貨泉銭范²⁷

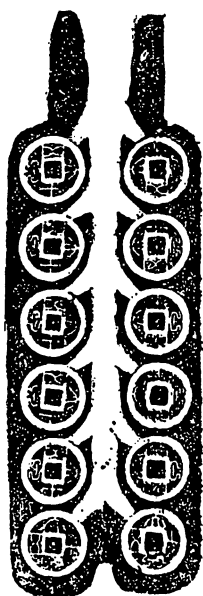
一九七六年二月二五日、農道工事中、青銅器が入った一基の穴倉が発見され、貨泉の銭范が五個、銅製槌一個、銅錠四個が出土した。銭范は黄銅製の大きさが同じもので、母范となるものである。このうち三個が完形品で、平面が長胴の三味線胴形を呈し、長さ一〇・

七cm、幅七・三cm、厚さ一cmを測る。范面の縁部は、幅〇・三cm、

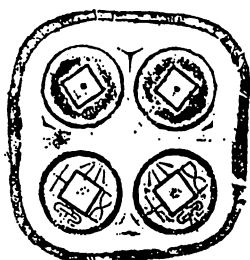
高さ〇・五cmの周郭がめぐり、背面は平坦である。貨泉の銭模は、一列四枚が二列に配され、銭文は細字の篆体で「貨」字を右側、「泉」字を左側に陽刻している。銭径二・一cm、周郭幅〇・一cm、穿孔径〇・七cmを測り、表側に孔郭はなく、裏側に幅〇・一cmの孔郭がある。冷却時の収縮の度合いを考えると、鑄造後の銭径は二・〇cm程度と考えられる。穴倉から出土したことや、銅槌と銅錠の共伴関係から、私鑄銭用のセットと思われる。

(6) 陝西省西安附近発見の王莽銭銭范²⁸

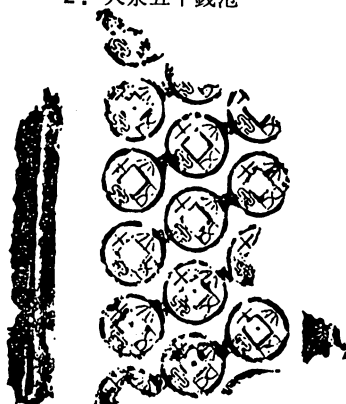
一九四五年以降、陝西省博物館と咸陽市博物館が、西安付近から収集した王莽銭の銭范に、次のようなものがある。大泉五十の銭范は四点で、銅製二点、鉄製一点、粘土製一点がある。銅製のうち一点は子范であり、全長二五cm、幅八・五cm、厚さ一・一・三cm、首部の長さ四・九cm、幅五cmの平面羽子板状を呈し、范面中央部に湯を通す槽がある。両側に各六枚の銭模を配し、計一二枚を鑄造できる。銭径は三・〇cm、収縮率を勘案すると径一寸二分とろう。他の一点は母范であり、一辺七・七cm、厚さ一cmの平面隅丸方形を呈す。四個の銭模が各二個ずつ面と背を対称にして陽刻されている。銭径二・二cm、周郭の幅〇・二cmを測る。銭径は一寸二分よりはるかに不足するものである。粘土製のものも母范であり、平面長方形を呈すが完形品ではない。范面に一五個の銭模が残り、全て大泉五十の銭面を陽刻している。銭径は二・八cm、肉厚〇・二cm、周郭〇・二cmを測り、径一寸二分と一致する。鉄製のものは子范であり、長さ四



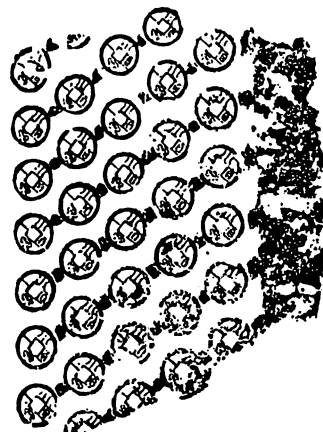
1. 大泉五十錢范



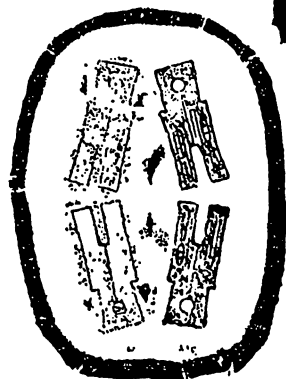
2. 大泉五十錢范



3. 大泉五十錢范



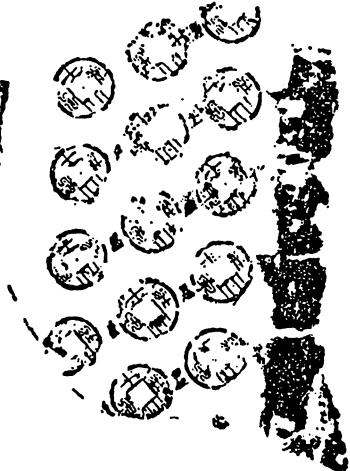
4. 小泉直一錢范



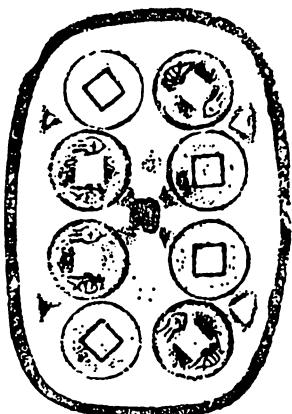
7. 貨布錢范



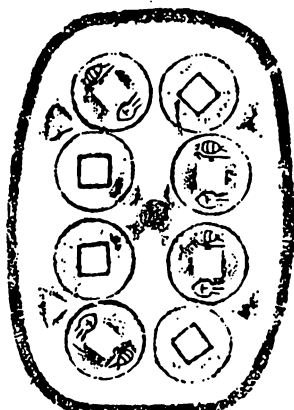
6. 大布黃千錢范



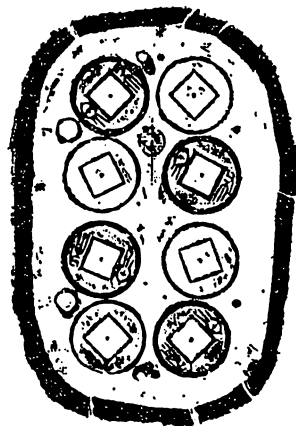
5. 壯泉四十錢范



8. 貨泉錢范



9. 貨泉錢范



10. 布泉錢范

圖4. 中國出土王莽錢錢范拓影 (縮尺不同、1~7·10:註24文獻、8~9:註23文獻)

○ cm、幅二三 cm、厚さ一 cmの平面しゃもじ形を呈す。錢模は中央の槽を中心とした両側に、三列九枚が陰刻され、合計五四枚の大泉五十が鑄造できる。錢径一・八 cmで、径一寸二分には大きく不足するものである。

大泉五十のほか、小泉直一、壮泉四十、弟布八百、中布六百、大布黄千、貨布、貨泉の錢范が各一点ずつある。小泉直一の錢范は粘土製の母范であり、完存品ではないが、平面長方形を呈す平板状の錢范である。范面には錢径一・三 cmの錢模が三五枚完存し、四枚が半欠状態で残存している。径六分に一致する数値である。壮泉四十の錢范も粘土製の母范であり、錢模は一四枚が完存し、三枚が半欠している。錢径は二・三 cmを測り、始建国元年中尺の一寸に一致するものである。弟布八百の錢范も粘土製の母范であり、錢模は三枚が完存し、一枚が残存している。長さ五・〇 cmを測り、これも始建国元年中尺の二寸二分に一致する。中布六百の錢范も粘土製の母范で、錢模四枚が完存し、三枚が残存する。長さ四・〇 cmで、いずれの王莽尺で測っても二寸とはならない長さである。大布黄千の錢范は銅製の母范である。一辺八・二 cm、厚さ一・六 cmの平面隅丸方形を呈し、范面には表裏各一枚の錢模が対称に鑄出されている。長さ五・三 cmを測り、始建国元年小尺の二寸四分よりやや短かい数値である。

貨泉の錢范も銅製の母范である。長さ一一・六 cm、最大幅七・一 cm、厚さ〇・九 cmの平面長胴三味線胴形を呈し、范面には表裏各四枚の錢模が交互二列に陽刻されている。錢径は二・四 cmを測り、

収縮率を考えれば天鳳元年尺の一寸に近似するといえよう。貨布の錢范も銅製の母范であり、長さ一五 cm、最大幅一〇・四 cm、厚さ二・四 cmの平面長胴三味線胴形を呈す。范面の錢模は、表裏各二枚が相對して陽刻されている。長さ五・七 cm、幅二・五 cmを測り、始建国元年中尺の数値に近い。布泉の錢范も銅製の母范であり、長さ一三 cm、最大幅八・二 cm、厚さ一・二 cmの平面長胴三味線胴形を呈するものである。表裏各八枚の錢模が、交互二列に陽刻されている。錢径は二・七 cmで、収縮率を勘案すれば、これまで出土した布泉の実例と合致するものである。

(7) 河南省収集の大泉五十錢范²⁹

散逸した文物を収集する過程で、二組の大泉五十の完全な銅製錢范が見つかった。その一組は、長さ一三・三 cm、幅七・二 cm、厚さ〇・六 cmの平面隅丸長方形を呈し、一列四枚、計二列八枚の錢模を陰刻するセットの錢范で、錢径三・三 cm、周郭の幅〇・二 cmを測るものである。もう一組は、長さ八・二 cm、幅七・七 cm、厚さ〇・五 cmの平面略方形に近い錢范である。范面には、四枚の錢模が方形に配置され、一方が表、他方が裏である。錢径二・九 cm、周郭幅〇・三 cmを測る。もう一件の大泉五十の錢范もあり、長さ九 cm、幅八・七 cm、厚さ一・五 cmの四隅を面取りした形のもので、錢模は表裏各二枚を對称に陽刻している。これらの錢范は、新代に属すると思われる。

小結

以上、中国出土王莽錢の尺度と重量を出土錢と錢范の両面からみてきたが、いずれの場合も具体的な計量値が示されている文献が少

なく、統計的手法による分析を試みるには資料不足は否めない。この中で比較的その計量値が多く示されている大泉五十と貨泉については、現段階において次のように指摘できると思われる。すなわち、居撰二年に初めて発行された大泉五十は、初鑄のもの径が三・〇〇cm（始建国元年大尺）、二・七八cm（始建国元年中尺）、二・七〇cm（始建国元年小尺）に各々近似する三種類があり、各重量は七・六六〜七・八〇gに近似するものであって、西安市附近から発見された錢范のうち、径三・〇cmのもの（銅製・子范）、径二・八cmのもの（粘土製・母范）が適合し、河南省収集の錢范では径一・九cm（銅製・子范）が適合するものである。翌年の始建国元年正月朔日以降から天鳳元年以前の五年間に鑄造された大泉五十では、これら三種類の中で径三・〇cmと径二・七〇cmに近似するものは次第に減少し、径二・七八cmに近似するものが増加したと考えられる。実際の出土例で、これらの尺度と重量に適合しない例が数多いことは前にみたとおりであり、西安附近および河南省発見の錢范をみても、径一・八cm（鉄製・子范）、径二・二cm（銅製・母范）、径三・三cm（銅製・子范）などがみられ、官制とは合致しない大泉五十が発行直後から私鑄されていたことを示している。

天鳳元年に初めて発行された貨泉については、その尺度は天鳳元年尺が採用されたと考えられるものの、なお始建国元年中尺が慣用されていたとも思われ、径は二・三〇八cmと二・三四七cmに近似するものであったと考えたい。重量の五銖は三・一五〜三・二五gに近似するものであるが、実際の出土錢のうち、これに適合しない例

が多く認められることは前にみたとおりである。錢范においても、径一・四cm（西安附近出土、銅製・母范）が適合するほか、径二・一cm（四川省石嘉出土、黄銅製・母范）は適合せず、貨泉も発行当初から私鑄が盛んに行われたことを示している。なお、貨泉の中で、後漢末に私鑄されたものとされる、径二・七五cm、重さ一四・五gのものや、径三・一cm、重さ六・二〜九gなどの大貨泉がみられることはどのように解釈すればよいであろうか。径では、前者は始建国元年中尺、後者は始建国元年大尺の一寸二分にそれぞれ近似し、重さでは前者は二二銖もしくは二三銖、後者は一〇銖に近似するようである。この大貨泉を含め、『漢書』食貨志の規定に合わない大泉五十や貨泉などは私鑄錢と考えられるものの、市場における貨幣の交換とその比率は、名目の値より品位と重量が基本とされたのであって、このことは、前漢以来の貨幣である半兩や五銖とともに貨泉にも周郭や孔郭を剪ぎ落した剪輪錢・剪郭錢の存することからも窮えるのである。この理由は、貨幣の名目上の値における十進法と、その値を規定した重量における十二進法・二十四進法との矛盾や、現実市場で売買される諸々の品物（商品）の価格と総量に対する発行貨幣総量との関係に起因するもので、官鑄のみならず私鑄の王莽錢各種についても、数量的分析による比較検討が今後の課題であろう。

おわりに

本稿を草する契機となったのは、冒頭に述べたように、福岡市平和台の鴻臚館跡の遺構から、日本では初めて大泉五十が発見された

表4. 日本の王莽銭出土地名表(註30高倉洋彰氏作成地名表を一部改変・追加)

No	種別	出土地名	出土遺構	時期	備考
1	大泉五十	福岡市中央区内鴻臚館跡	土壘	古代(10世紀)	径(cm)二・七
2	貨布	福岡県大野城市仲畑仲島遺跡	溝	古墳時代(6世紀後半~末)	長(cm)五・八
3	貨泉	長崎市城栄町護国神社境内	埋納土壘	推定弥生遺跡	
4		長崎県壱岐郡芦辺町深江原ノ辻遺跡	埋納土壘	弥生時代後期初頭~前半	径(cm)二・三
5		福岡県糸島郡志摩町御床松原	包含層	弥生時代後期中頃	二・三五
6		福岡県糸島郡志摩町大字新町	包含層	弥生時代後期前半	二・二七
7		福岡県糸島郡志摩町大字新町	包含層	弥生時代後期前半	二・二七
8		福岡市博多区千代二丁目堅粕遺跡群	包含層	古墳時代後期	二・二七
9		福岡県太宰府市大字観世音寺推定金光寺跡	包含層	時期不詳	二・二七
10		福岡県中間市感田字西前田	包含層	古墳時代後期	二・二七
11		福岡県浮羽郡浮羽町御幸中学校校庭遺跡	包含層	時期不詳	二・二七
12		熊本県菊池市大字長田長田外園遺跡	包含層	古墳時代後期	二・二七
13		熊本県菊池郡七城町うてな遺跡	包含層	古墳時代後期	二・二七
14		宮崎市曾井曾井古墳	包含層	古墳時代後期終末か	二・二七
15		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
16		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
17		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
18		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
19		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
20		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
21		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
22		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
23		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
24		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
25		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
26		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
27		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
28		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
29		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
30		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
31		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七
32		鹿儿岛県曾於郡大隅町大字岩川字中馬場	包含層	弥生時代後期後半	二・二七

ことによる。しかもこの大泉五十は、最下層が一〇世紀後半、上層が一世紀の遺物を含む廃棄物処理遺構（SK-01）の下層から出土し、この層あるいは上層には弥生・古墳など古い時代の遺物は一切含まれてはいなかった。このためにその移入時期をめぐる議論が起こったのであるが、出土した大泉五十は径二・七六cm、重さ三・九二gを測り、肉眼観察だけでも铸上りが悪く、器面は風化が著しいものである。周郭や銭文もシャープさに欠けており、これを王莽代の官铸品とするには疑問が大きいものであった（図5）。計量値においては、径は一吋二分に合致するものの、重量は『漢書』食貨志の規定には全く合致せず、銹化による重量の若干の増加を勘案すれば、まさに六銖に相当し、規定の丁度半分の重量になると考えられたのである。

このような疑問から、中国から出土する王莽銭の実体を調べるべく企図したのであるが、これまでみてきた結果をまとめれば次のようになろう。すなわち、第一には王莽銭のうち大泉五十・貨泉などの円形方孔銭（銅貨）は、王莽新代のみならず、少なくとも宋・明代までは通貨として市場に流通していたということである。このことは日本歴史における貨幣経済史的側面からみて看過できないと思われる、日本の遺跡出土王莽銭にあっては、貨泉



図5. 鴻臚館跡出土大泉五十

の出土例が多いものの、最近では中世の遺跡出土例も増加しているのである³⁰。第二には、弥生遺跡から出土する王莽銭についても、単純に王莽銭Ⅱ新代の貨幣とすることはできず、それらの中国出土例（私铸銭を含む）との数量的分析などの手続が方法的に必要であるということである。

本稿を成すに当たっては、橋詰武彦氏からは古銭についてご教示いただき、高倉洋彰氏からは日本および中国の貨泉出土例について情報を教えていただいた。当館の小松原澄江、中村浩美の両嬢には、資料作成で大変なご苦勞をおかけした。これらの方々に対し厚く感謝する次第である。（一九八九、一、一九稿了）

註

- (1) 福岡市立歴史資料館 鴻臚館跡出土品速報展 一九八八 福岡。
- (2) 意見の一方は、一世紀初頭にもたらされたものが何らかの事情で鴻臚館の遺構に紛れ込んだとし、もう一方は、一〇世紀の段階で移入されたとする。日本と中国の学者双方が新聞紙上で所説を展開した。
- (3) 古銭学では、唐より以前の貨幣を古代貨幣、唐以後の貨幣を歴代貨幣と区分している。
- (4) 岡崎敬 中国と日本の貨幣の交渉 大阪市立博物館図録 中国歴代貨幣展・日本歴代貨幣展 一九八四 大阪。
- (5) 橋口達也 半両銭・貨泉について 志摩町教育委員会 新町遺跡―福岡県糸島郡志摩町所在墳墓群の調査―Ⅱ 一九八八 福岡。
- (6) 小田富士雄 山口県沖ノ山発見の漢代銅銭内蔵土器 九州古文化研究会 古文化談叢九 一九八二 北九州。
- (7) 栗山伸司 第1地点谷部出土の五銖銭 (財)北九州市教育文化事

業団埋蔵文化財調査室 守恒遺跡―国道三三二号線築造工事に伴う発掘調査―一九八六 北九州。

(8) 奥村武 博多袖之湊発掘文化財品名目録 一九五三 福岡。

(9) 小田富士雄 大分市・丹生川周辺の弥生遺物 九州考古学研究 弥生時代篇 一九八二 東京。

(10) 末永雅雄・島田暁・森浩一 和泉黄金塚古墳 一九五〇 京都。

(11) 大庭康時 五銖錢について 福岡市教育委員会 都市計画道路博多駅築港線関係埋蔵文化財調査報告(Ⅲ)―博多―一九八九 福岡。

(12) 舟山良一 貨布について 大野城市教育委員会 仲島遺跡Ⅲ―福岡県大野城市仲島周辺遺跡調査概要―一九八三 福岡。

(13) 『漢書』王莽伝の地皇元(二〇)年の条に貨布と貨泉の発行の記述があり、地皇元年発行説をとる研究者もいる。本稿では食貨志の天鳳元年発行に従うものである。

(14) 容庚 漢金文録卷三 一九三二 上海。

(15) 劉体智 小校経閣金文拓本卷十一 一九三五 上海。

(16) 関野雄 中国古代の尺度について 中国考古学研究 一九五六 東京。

(17) 羅福頤 伝世歴代古尺図録 一九五七 北京。

(18) 中国国家計量総局 中国古代度量衡図集(邦訳版) 一九八五 東京。

(19) この数値は、「漢委奴国王」金印の四辺平均長二・三四七cmにピタリと一致しており、後漢代の一寸にもあてはまるものである。

(20) 五銖錢の各型式と発行・流通の絶対年代については、一型が前漢武帝より昭帝期、二型が宣帝より平帝期、三型が後漢光武帝建武一六年より質帝期、四型が桓帝期、五型が靈帝期としている。

(21) 焼溝漢墓の分類との関係は、一型がI型(武帝五銖)とII型(昭帝五銖)に分けられている。

(22) 戴志強・謝世平 “貨泉”初探―兼論莽錢制作特征的演變―中国錢幣一九八四―一

(23) 陳直 石渠閣王莽錢の背面范 考古通訊一九五五―二 北京。

(24) 卢智邦 興平 豆馬乡发现漢代“大泉五十”錢范 文物一九五八―七 北京。

(25) 陝西省博物館 西安北郊新莽錢范窖址清理簡報 文物一九五九―一一 北京。

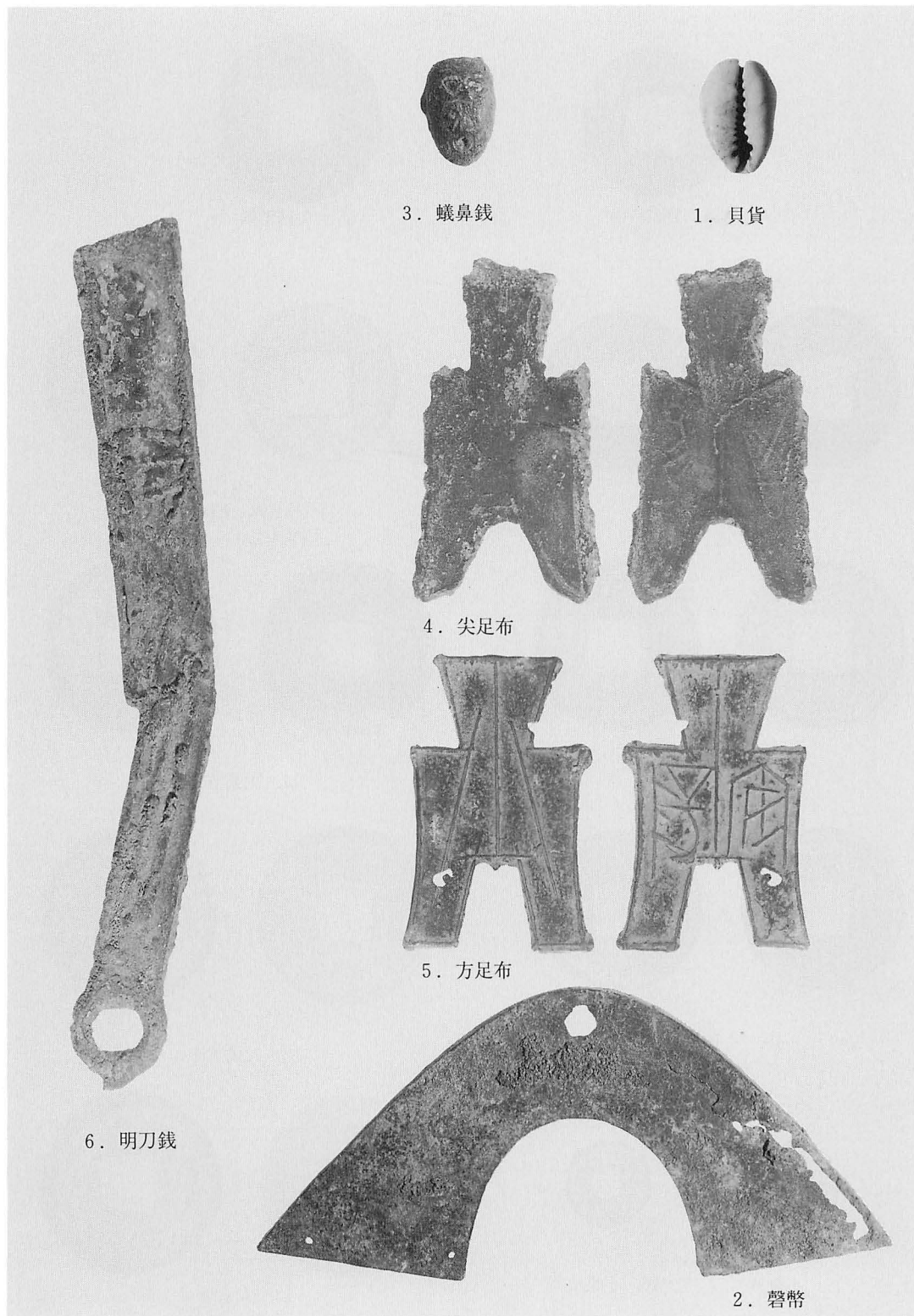
(26) 金槐 河南鄆县发现一处汉代鑄錢址 文物一九六三―一二 北京。

(27) 西昌地区博物館 四川西昌发现貨泉錢范和銅錠 考古一九七七―四 北京。

(28) 蔡永华 解放后西安附近发现的西汉新莽錢范 考古一九七八―二 北京。

(29) 刘东亚 河南征集的“五銖”及“大泉五十”錢銅范 文物一九八五―六 北京。

(30) 高倉洋彰 貨泉出土地名表 九州歴史資料館 大宰府史跡―昭和六二年度発掘調査概報―一九八八 福岡。



寄贈された中国貨幣 (殷・周～戦国)



8. 四銖半兩



7. 六銖半兩



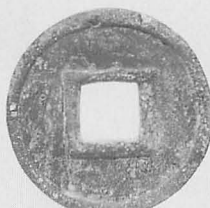
10. 五銖



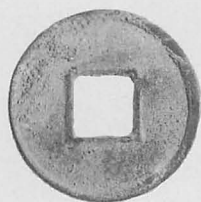
9. 五銖



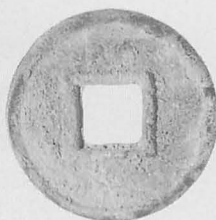
14. 大泉五十



11. 大泉五十



15. 大泉五十



12. 大泉五十



17. 小泉直一



16. 小泉直一



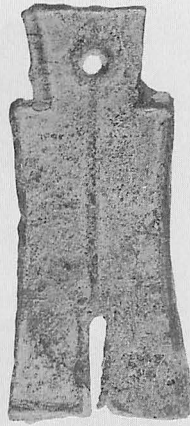
13. 大泉五十



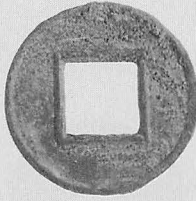
寄贈された中国貨幣 (前漢～新)



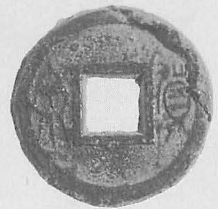
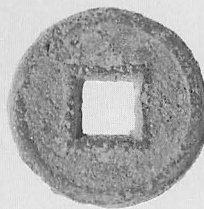
21. 貨布



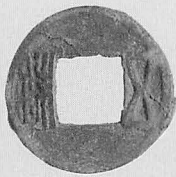
18. 大布黄千



22. 布泉



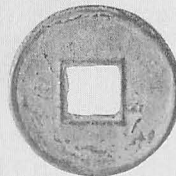
19. 貨泉



26. 五銖



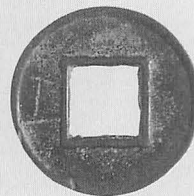
23. 小五銖



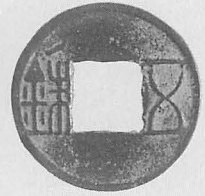
20. 貨泉



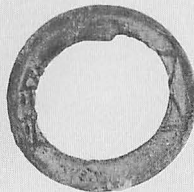
27. 剪輪五銖



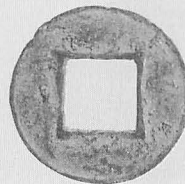
24. 五銖



29. 常平五銖



28. 緹環五銖



25. 五銖



寄贈された中国貨幣 (新～三国)



33. 乾亨重宝



32. 開元通宝



31. 開元通宝



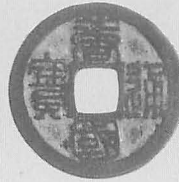
30. 隋五銖



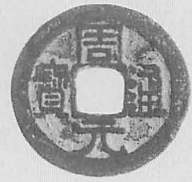
37. 崇寧重宝



36. 崇寧通宝



35. 唐国通宝



34. 周元通宝



41. 永樂通宝
(日本鑄銀錢)



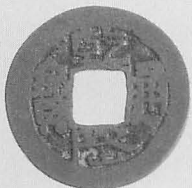
40. 永樂通宝
(日本鑄ビタ錢)



39. 永樂通宝



38. 永樂通宝



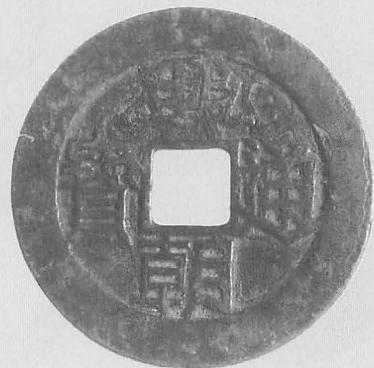
44. 乾隆通宝



43. 乾隆通宝



45. 光緒通宝



42. 興朝通宝

寄贈された中国貨幣 (隋・唐～明・清)

執 筆 者

高 田 茂 廣 福岡市立歴史資料館嘱託

塩 屋 勝 利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第13集

1989年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号
TEL. (092) 741-5488

印 刷 祥文社印刷株式会社
福岡市博多区博多駅南4丁目15番17号

